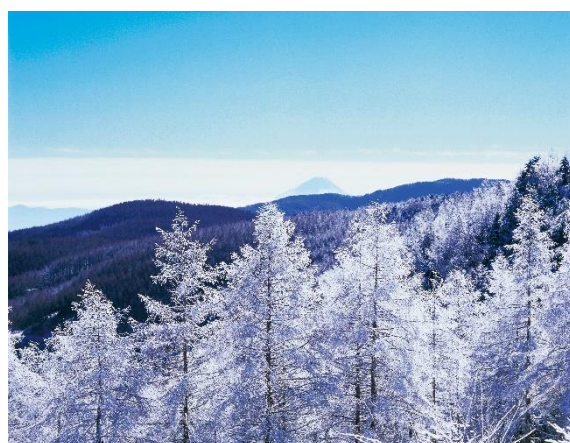


第2次富士見町都市計画マスタープラン

豊かな自然と共生した安心安全で生活基盤が確かなまち

2020 ～ 2039 年度



令和2年3月

富士見町

富士見町都市計画マスタープランの改定にあたって

富士見町では、行政と住民がまちづくりの方針を広く共有し、町民・事業者・行政の協力により、それぞれの立場から主体的なまちづくりを行うことを目的とし、平成13年度に都市計画における基本方針である、「富士見町都市計画マスタープラン」を策定しました。

第1次の計画は、平成12年を基準年次とし、概ね20年後の平成32年（令和2年）を目標年次とする計画でありましたが、その目標年次を迎えようとする今、少子高齢化に起因した急速な人口減少社会の到来など、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、時代の変化に対応した計画の見直しが求められています。

このことから、平成30年度に策定された「第5次富士見町総合計画 後期基本計画」及び「第2次国土利用計画（富士見町計画）」との整合を図りながら、昨年度から2か年をかけ、「富士見町都市計画マスタープラン」の見直し作業を行ってまいりました。

新たな計画では、人口減少社会においても持続的に都市機能の維持・充実を図るために、適正かつ効果的な土地利用を推進するとともに、道路、下水道などの都市施設を計画的に整備し、自然環境の保全と良好な景観の育成を図ることなど、これから富士見町が計画的かつ総合的に都市づくりを進めるための基本方針が定められています。

将来都市像として掲げた「豊かな自然と共生した安心安全で生活基盤が確かなまち」の実現は、全ての町民の皆さまの協力により成し遂げられるものであると考えております。これからも新たな計画の方針に基づき、町民の皆さまと共に、より良い都市の実現に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、改定案の策定や審議に携わっていただきました「富士見町都市計画に関する基本方針等策定協議会」、「富士見町都市計画審議会」の各委員の皆さまをはじめ、計画策定におけるアドバイザーとして技術的な分野からご支援をいただきました信州大学准教授の武者忠彦先生、また住民アンケートや地区別説明会、パブリックコメント等を通じ、貴重なご意見・ご提言をいただきました全ての皆様に心から感謝申し上げます。



令和2年3月

富士見町長 名取 重治

《 目 次 》

序 章 都市計画マスタープランについて

1	都市計画マスタープラン改定の背景及び目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画対象区域	3
4	計画期間	3
5	計画の構成	4

第1章 富士見町の現状と課題

1	富士見町の現状と課題	5
1-1	地勢	5
1-2	町の成り立ち	7
1-3	人口	8
1-4	土地利用	11
1-5	道路・交通	18
1-6	都市施設	21
2	都市づくりに対する住民意向	24
3	都市計画上の主要課題	26

第2章 全体構想

1	まちづくりの基本理念	30
2	将来都市像	31
3	まちづくりの目標	32
4	将来都市構造	33
5	目標人口	38

第3章 分野別構想

1	分野別構想の役割と構成	39
2	土地利用の方針	40
3	都市施設の整備方針	44
3-1	交通体系整備の方針	44
3-2	公園・緑地の整備方針	48
3-3	下水道の事業方針	50
3-4	その他の都市施設の整備方針	51
4	景観育成の方針	52
5	防災都市づくりの方針	55
6	福祉のまちづくりの方針	57

第4章 地域別構想

1	地域別構想の役割と地域区分	59
2	中部地域のまちづくり構想	60
3	北部地域のまちづくり構想	65
4	東部地域のまちづくり構想	70
5	南部地域のまちづくり構想	75
6	西部地域のまちづくり構想	80

第5章 実現化方策

1	計画策定から実現化までの流れ	85
2	計画の実現化に向けた取組	86
3	計画の進行管理と見直し	90

資料編

1	策定体制	91
1-1	富士見町都市計画審議会	91
1-2	富士見町都市計画に関する基本方針等策定協議会	92
1-3	富士見町都市計画基本方針策定アドバイザー	92
1-4	富士見町都市計画に関する基本方針等庁内検討委員会	93
2	計画策定の経過	96
3	用語解説	100

序章 都市計画マスタープランについて

■ 本章では、富士見町都市計画マスタープラン改定の背景及び目的、計画の位置づけ、計画対象区域、計画期間、計画の構成を示します。

1 都市計画マスタープラン改定の背景及び目的

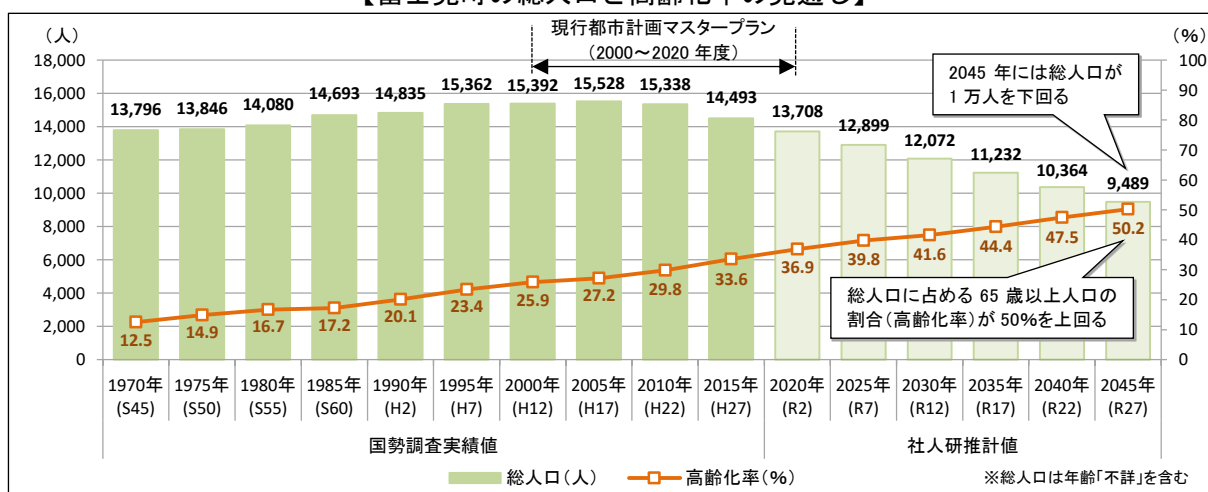
都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、土地利用、道路・公園・下水道等の都市施設、景観、防災、福祉等の様々な要素に関して、本町が目指すべき取組の方向性を明確にし、実現していくことを目的として策定するものです。

現行の富士見町都市計画マスタープラン（以下、「現行計画」といいます。）は、平成 12 年度（2000 年度）を基準年度とし、概ね 20 年後の令和 2 年度（2020 年度）を目標年度に定め、平成 14 年（2002 年）3 月に策定された計画です。現行計画の策定当時は、人口増加が一段落し、横ばい傾向の時期でしたが、人口は増加するとの認識の下、富士見駅を中心とした大規模な土地区画整理事業の実施等を前提として都市計画の基本的な方針を策定しました。

しかし、その後の社会・経済情勢の大きな変化に伴い、本町の総人口は平成 17 年（2005 年）をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」といいます。）の推計によると、今後 30 年間で総人口が約 5,000 人減少し、令和 27 年（2045 年）には 1 万人を割る見込みとなっています。

こうした背景を踏まえ、急速に進む人口減少社会に対応しつつ、暮らしを支える生活基盤を着実に維持・充実していく持続可能な都市づくりを進めていくため、都市計画に関する基本的な方針の見直しを行い、「第 2 次富士見町都市計画マスタープラン」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

【富士見町の総人口と高齢化率の見通し】



資料：【1970～2015 年】総務省統計局「国勢調査」

【2020～2045 年】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」

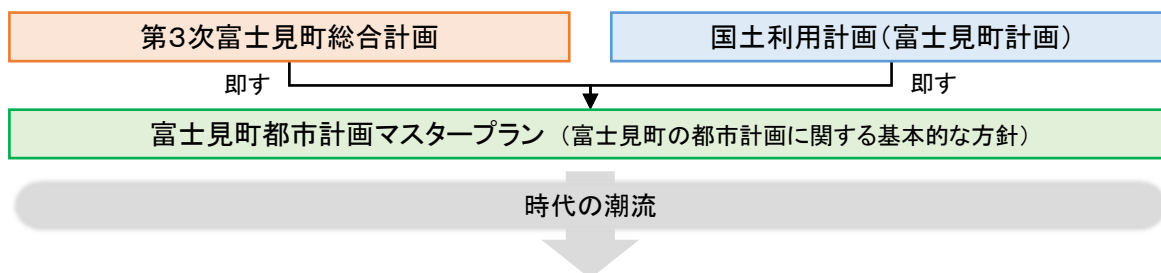
2 計画の位置づけ

本計画は、「第5次富士見町総合計画」「富士見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（富士見都市計画区域マスタープラン）」「第2次国土利用計画（富士見町計画）」等の上位計画に即して、分野別計画の方針と整合・調整を図りながら定めるものです。

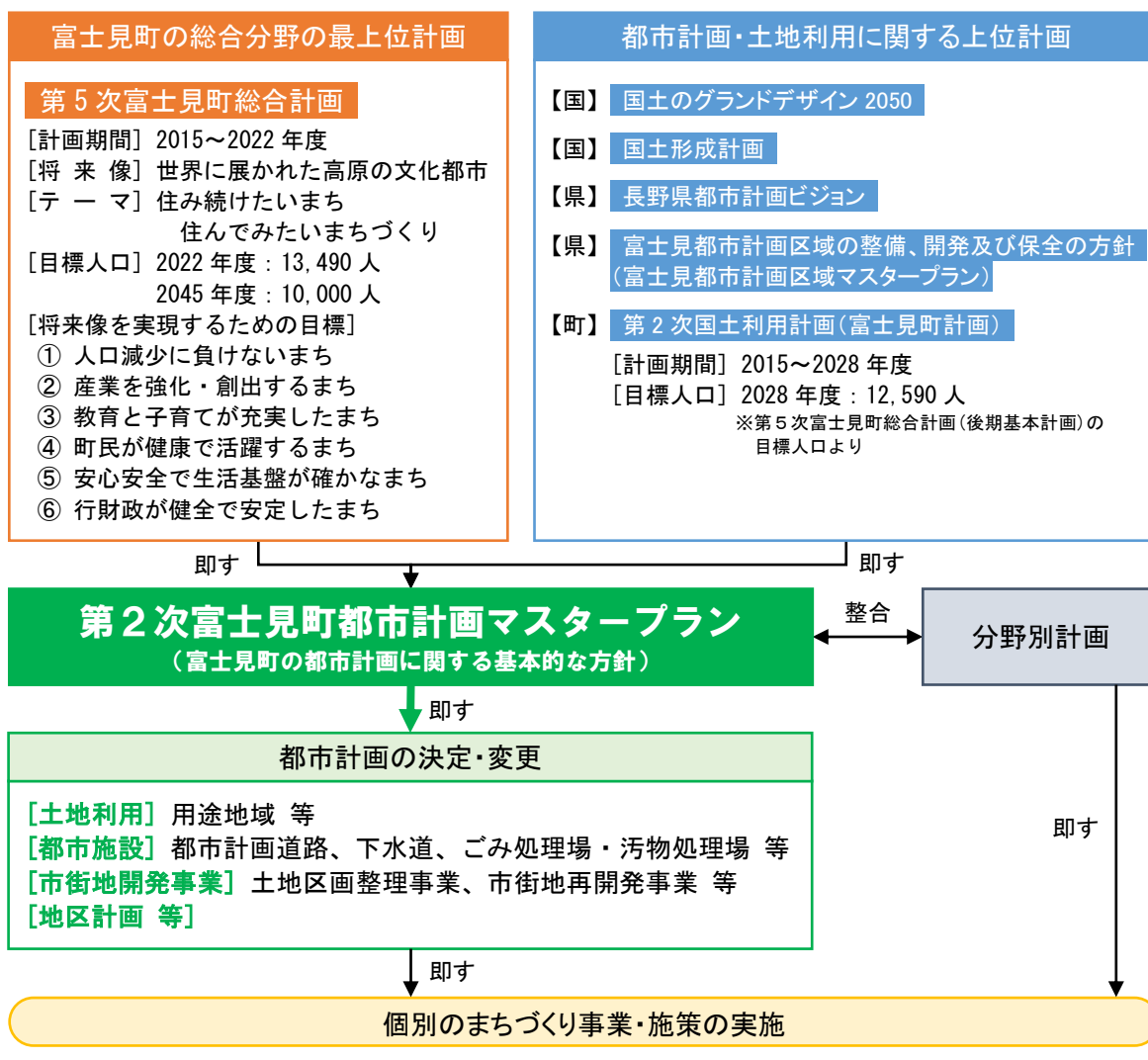
本計画で定める都市計画に関する基本的な方針に基づいて、用途地域や都市計画道路等の都市計画の決定・変更や個別のまちづくり事業・施策等の取組を進めていきます。

【第2次富士見町都市計画マスタープランの位置づけ】

■ 富士見町都市計画マスタープラン（現行計画）の位置づけ



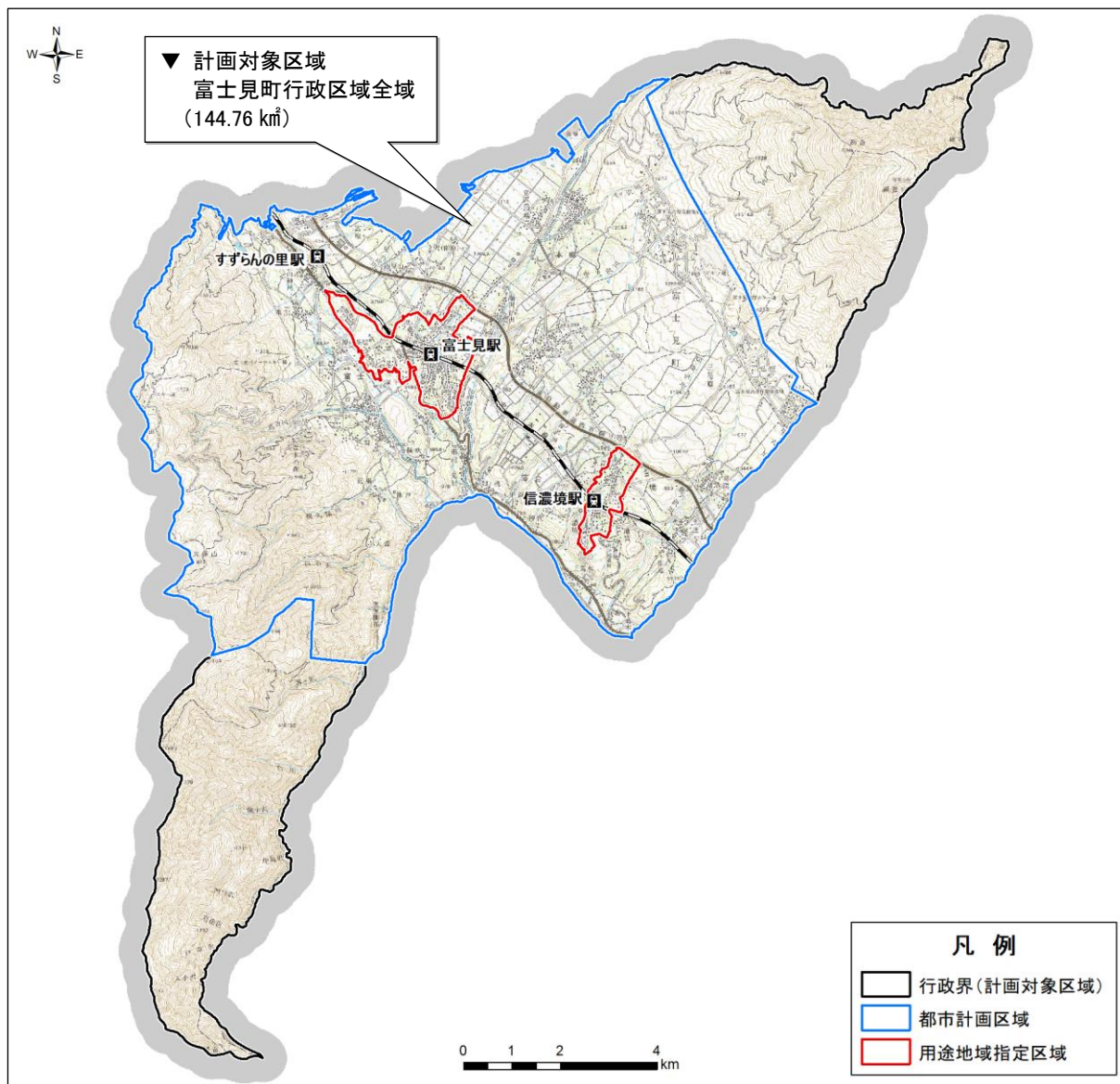
■ 第2次富士見町都市計画マスタープランの位置づけ



3 計画対象区域

本計画の対象区域は、富士見都市計画区域(100.62 km²)を含む「富士見町行政区域全域(144.76 km²)」とします。

【第2次富士見町都市計画マスタープランの計画対象区域】



4 計画期間

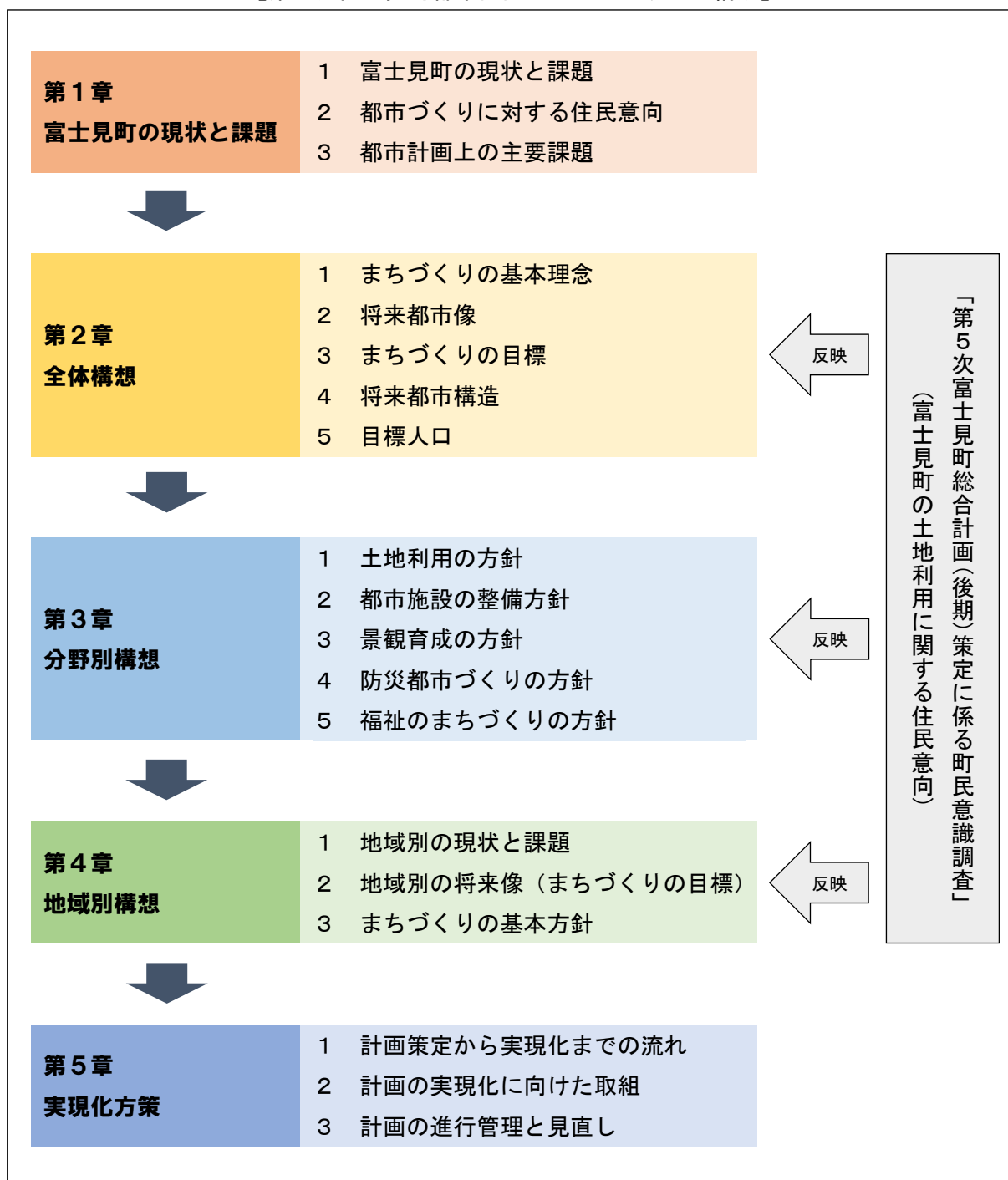
本計画は、令和2年度(2020年度)から令和21年度(2039年度)の概ね20年を計画期間とし、本町における都市計画の基本的な方針を示します。

5 計画の構成

本計画は、富士見町の都市計画に関する基本的な方針として、5つの章で構成します。

本町における都市計画上の主要課題等を整理した上で、「全体構想(まちづくりの基本理念、目標、将来都市構造、目標人口)」「分野別構想(分野別の基本的な考え方や整備方針等)」「地域別構想(地域別の将来像やまちづくり方針)」「実現化方策(計画の実現に向けた取組や進管理等)」を定めます。

【第2次富士見町都市計画マスタープランの構成】



第1章 富士見町の現状と課題

- 本章では、都市計画に関する基本的な方針(全体構想、分野別構想、地域別構想)の策定に先立ち、富士見町の地勢や地形的特性、人口、土地利用、道路・交通、都市施設等の現状、都市づくりに対する住民意向を整理するとともに、本計画で解決すべき都市計画上の主要課題を示します。

1 富士見町の現状と課題

1-1 地勢

本町は本州の中央部、長野県東南部の諏訪圏域に位置し、釜無川・甲六川を境に山梨県の北杜市に接しており、北は茅野市・原村、西は伊那市に隣接しています。広域的な位置関係をみると、半径 100km 圏内では、北信の一部を除き県内のほぼ全域が含まれ、さらに 150km 圏内では、東京、名古屋などの大都市が含まれます。

本町の東部は雄大な八ヶ岳連峰が背後に控え、その裾野が尾を引き、なだらかな傾斜地となっています。一方、西部は背後に急峻な赤石山脈を控え、平地が少なく起伏に富んだ地形を形成しています。また、天竜川と富士川(釜無川)の分水嶺となっています。

標高は最も低い所が下蔦木の釜無川河床の 700m で、最も高い所が八ヶ岳主峰の赤岳の 2,899m となっています。

富士見駅周辺の市街地の地形は、駅の北側と南側に高低差があり、平坦な地形が少ないことが土地利用上の大きな制約となっています。

【富士見町の位置】

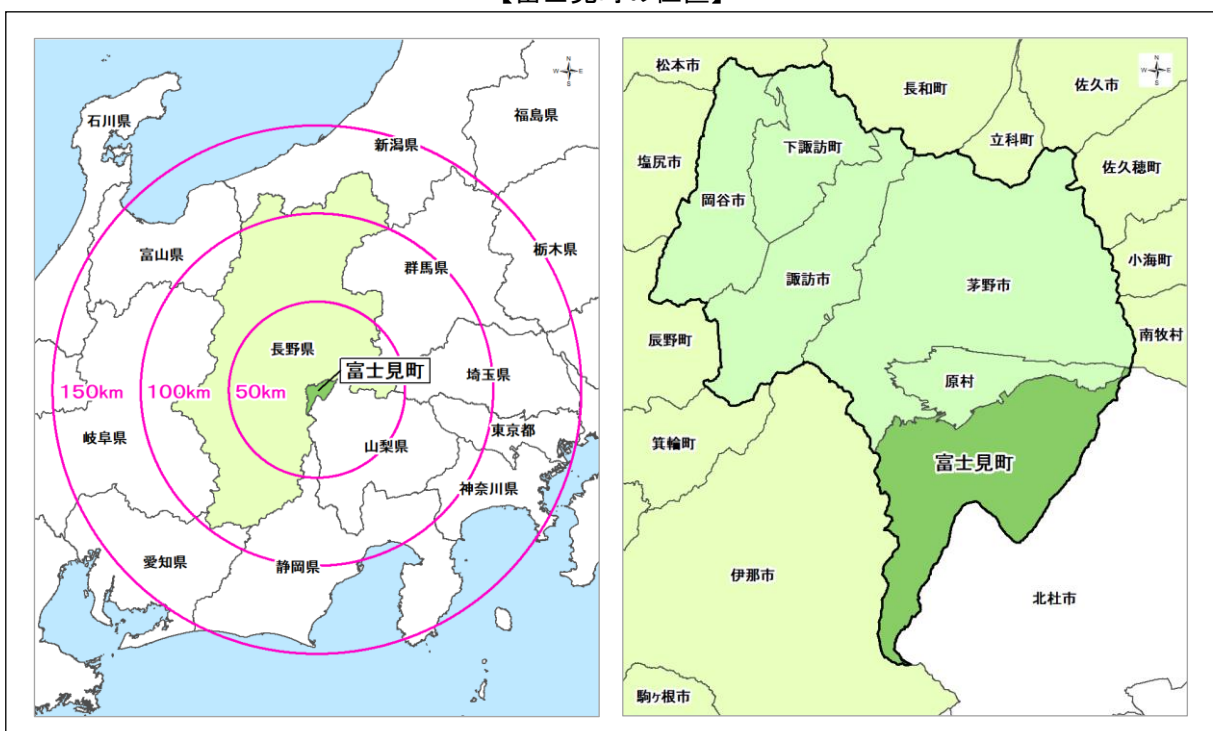


Figure 1 is an overview map of the study area in the Mt. Fuji region. The map shows the Mt. Fuji area with various locations marked. A cross-section line A-B is shown, passing through the Mt. Fuji area. A legend indicates administrative boundaries, urban planning areas, and land use designations. A scale bar shows 0 to 4 km. A north arrow is also present.

● 地形的特性を考慮した市街地の計画的な整備

1-2 町の成り立ち

今からおよそ3万年前から1万3千年前の氷河時代には、すでに古代の人々が暮らしていたとされています。八ヶ岳一帯は本州最大の良質な黒曜石の産地であったため、縄文時代中期には我が国で最も栄え、井戸尻・藤内などの著名な遺跡が数多く残されています。しかし、この時代の人々が富士見町民の直接の祖先となったわけではなく、この地に人々が定住し始めるのは、農業が生活の主体となってからのようです。

富士見の村の地名が文献に登場するのは、戦国時代になってからのことです。薦木郷・小東・神戸の名が「新使御頭之日揮」（1528～1554年）に記されていて、それ以前から集落があったことがうかがえます。

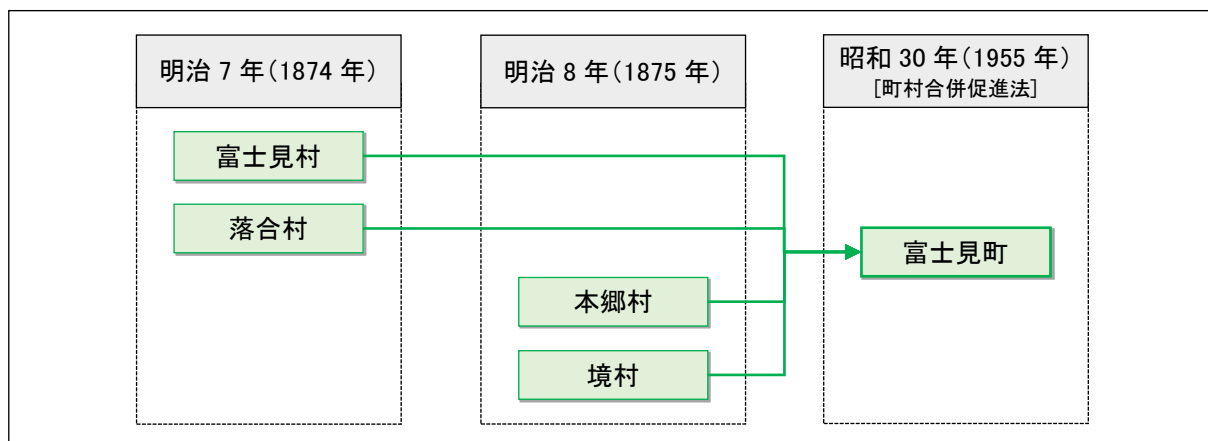
江戸時代には町を横断するように甲州街道が整備され、薦木宿などが置かれて宿場町としても栄えていました。さらに、八ヶ岳を水源とする綺麗な水が豊富であることから、この時代に大規模な新田開発が次々に行われるとともに、ほぼ現在の集落形態が形成されました。

また、明治37年(1904年)の富士見駅開設、昭和3年(1928年)の信濃境駅開設に伴い、当時の集落から離れた位置に駅前市街地が形成されました。昭和56年(1981年)の中央自動車道西宮線県内ルート開通、諏訪南インターチェンジの開設により、首都圏と富士見町を結ぶ大動脈が連結され、町内においては新産業地、観光開発地等の整備が急速に進みました。

現在の富士見町は、明治7年(1874年)に富士見村・落合村が、明治8年(1875年)には本郷村・境村が誕生し、昭和30年(1955年)4月に富士見村・落合村・境村・本郷村が合併して町制を施行したものです。



【富士見町の成り立ち】



重点的に取り組むべき主要課題

- 4か村合併の経緯等を踏まえた、現在の集落形態を尊重した持続可能な都市構造の構築
- 歴史・文化の継承とまちづくりへの反映（※第5次富士見町総合計画「施策4-5」と対応）

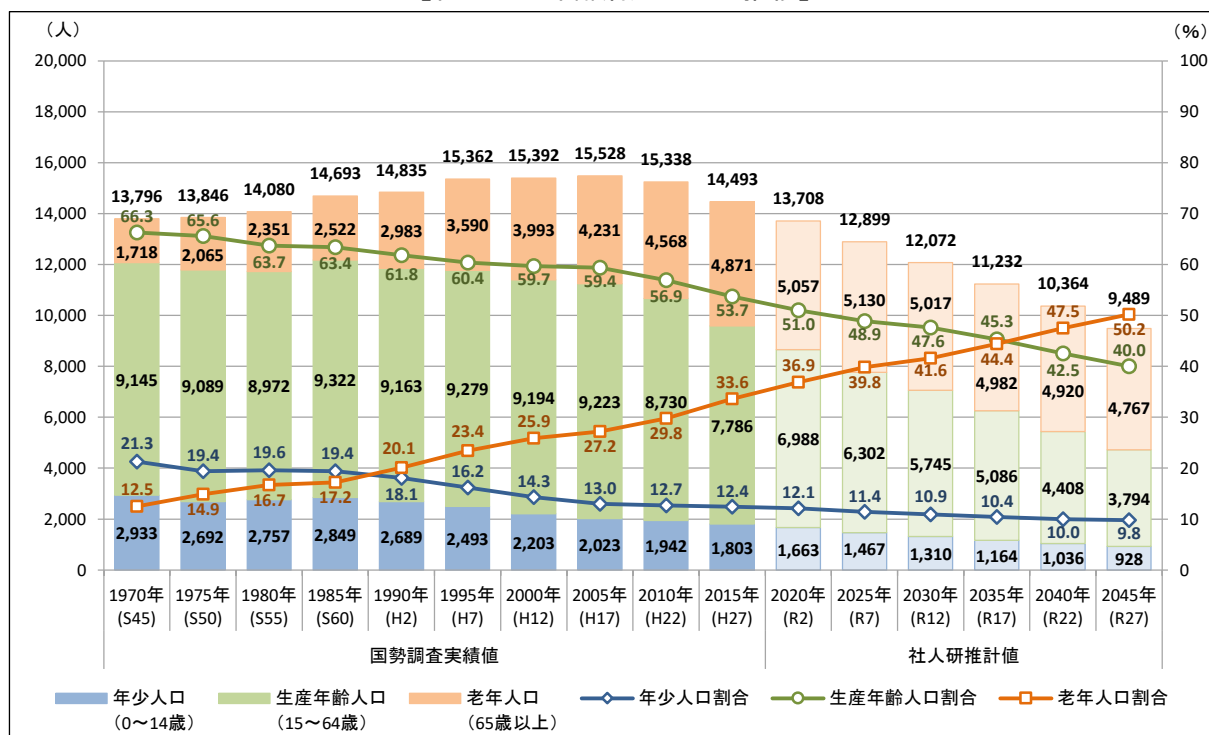
1-3 人口

(1) 総人口・年齢3区分別人口の見通し

本町の平成 27 年(2015 年)国勢調査による総人口は 14,493 人で、平成 17 年(2005 年)の 15,528 人をピークに減少傾向にあります。また、高齢者は増加傾向にあり、平成 27 年(2015 年)の老年人口は 4,871 人、高齢化率は 33.6%となっています。

社人研による本町の将来推計人口をみると、2045 年には総人口が 1 万人を下回り、高齢化率は 50.2%まで上昇すると予測されています。

【総人口・年齢層別人口の推移】



資料：【1970～2015 年】総務省統計局「国勢調査」

【2020～2045 年】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30 年推計)」

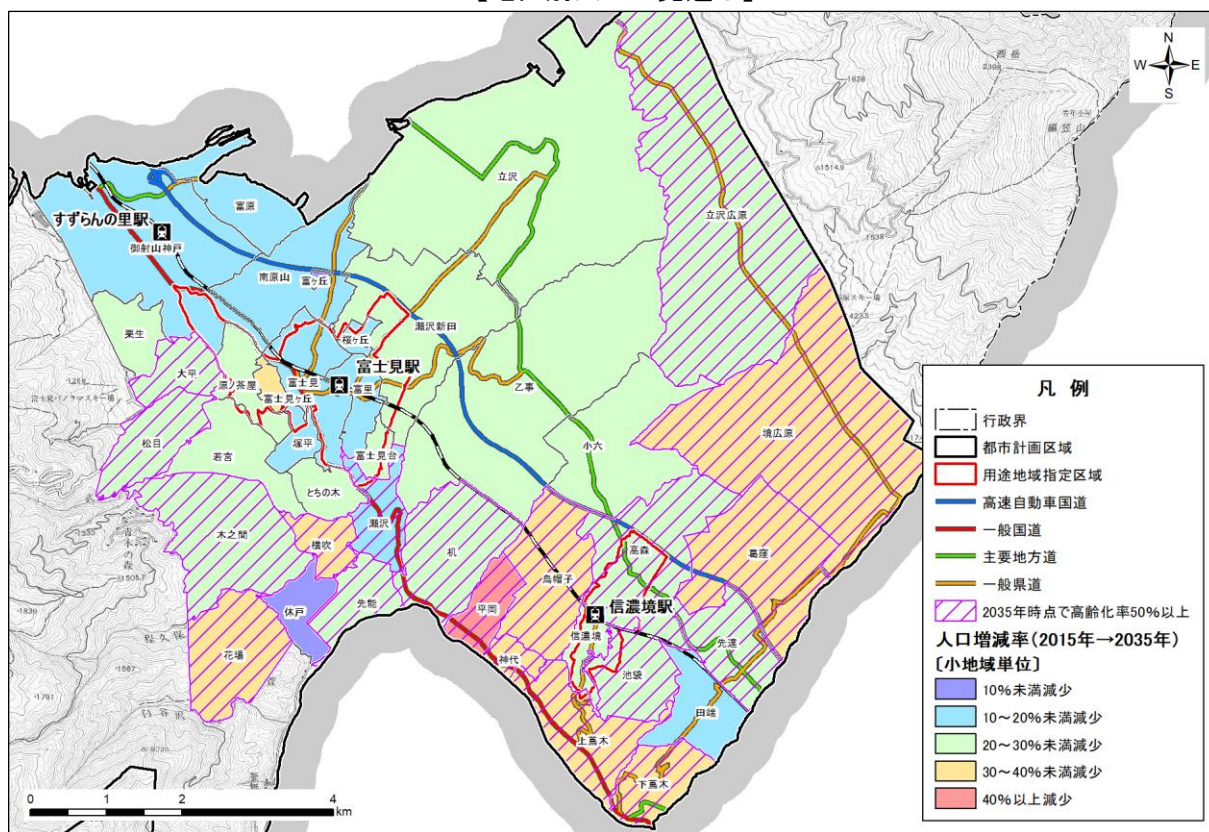
(2) 地区別人口の見通し

本町の地区別人口の見通しをみると、各地区で更に人口減少・高齢化が進行すると予測され、集落地や別荘地では高齢化率が50%を上回る地区が多くみられます。

また、人口密度分布をみると、平成27年(2015年)時点では医療・福祉・商業等の中核的な都市機能が集積する富士見駅周辺の用途地域内において人口密度の高い市街地が形成されていますが、将来的な人口密度の低下が予測されています。人口密度が低下することにより、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・商業等の生活サービス機能の維持が困難となることが懸念されます。

用途地域外では、低密度のゆとりのある集落地が広く分布しており、人口減少・高齢化の進行が予測される中、伝統や文化を支えるコミュニティの維持が課題となっています。

【地区別人口の見通し】



資料：【2015年】総務省統計局「国勢調査」

【2035年】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

【参考】市街地における人口密度の目安について

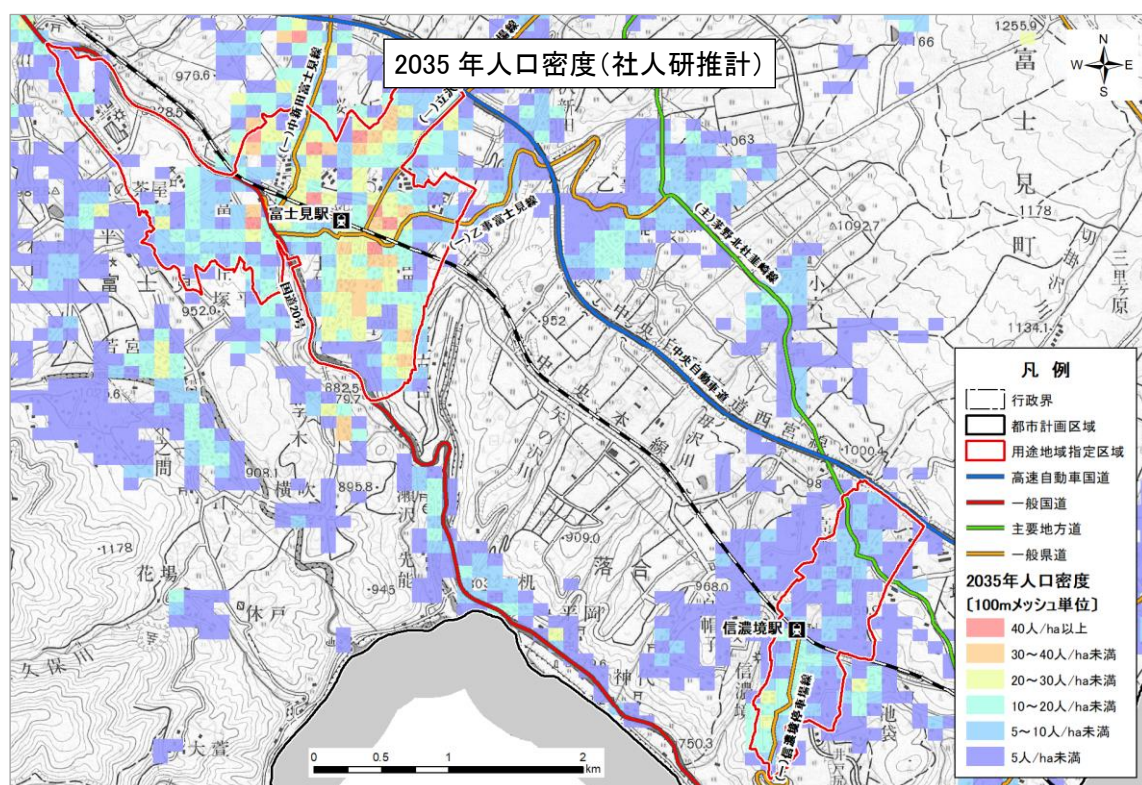
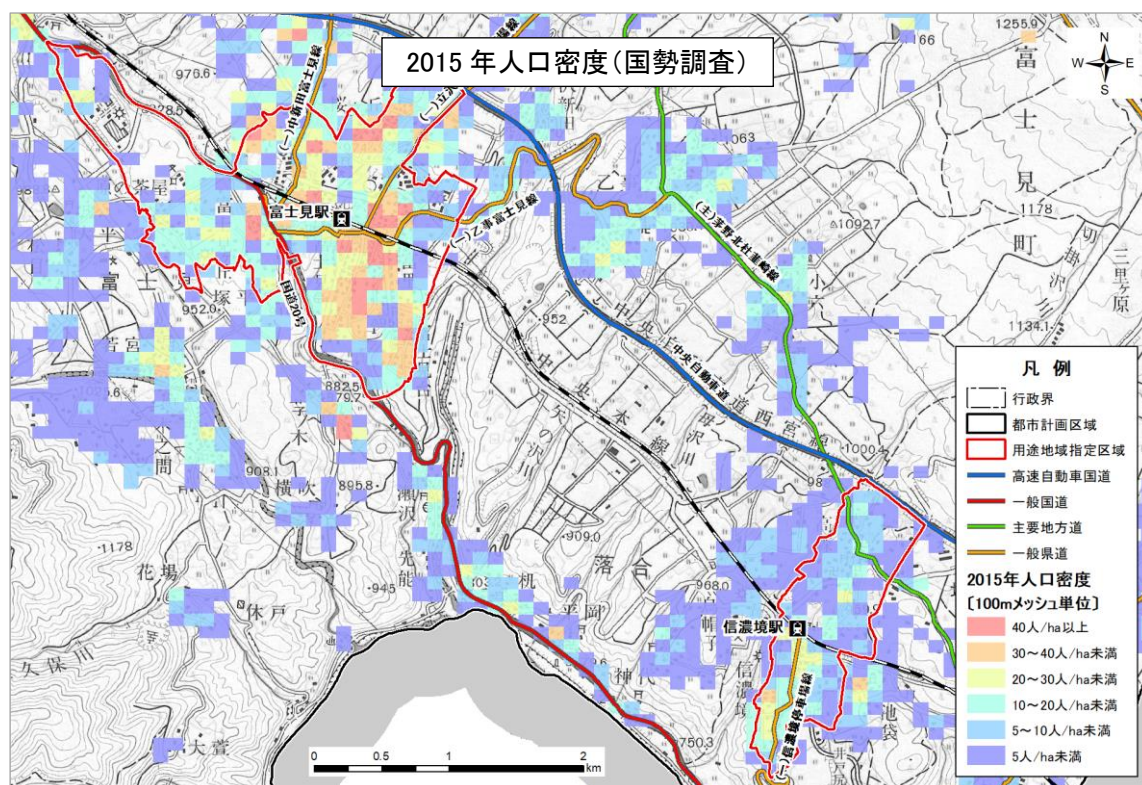
既成市街地の人口密度の目安として、都市計画法施行規則第8条第1号の規定により、人口密度40人/ha以上という基準が示されています。

本町においては、富士見駅周辺の用途地域内において、人口密度40人/ha以上の市街地が形成されており、将来的な人口減少が予測される中、人口密度低下の抑制に向けた取組が求められます。

【人口密度分布の見通し】

第1章

富士見町の現状と課題



重点的に取り組むべき主要課題

- 人口減少・高齢化を見据えた持続可能なまちづくりの推進
- 人口密度低下の抑制による暮らしに必要な生活サービスの維持

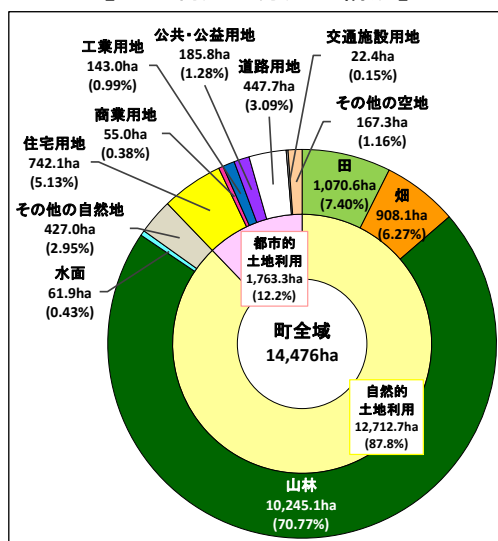
1-4 土地利用

(1) 土地利用現況

本町の土地利用区分別の構成をみると、住宅用地や道路用地等の都市的土地利用が 12.2%、山林や農地等の自然的土地利用が 87.8%となっています。

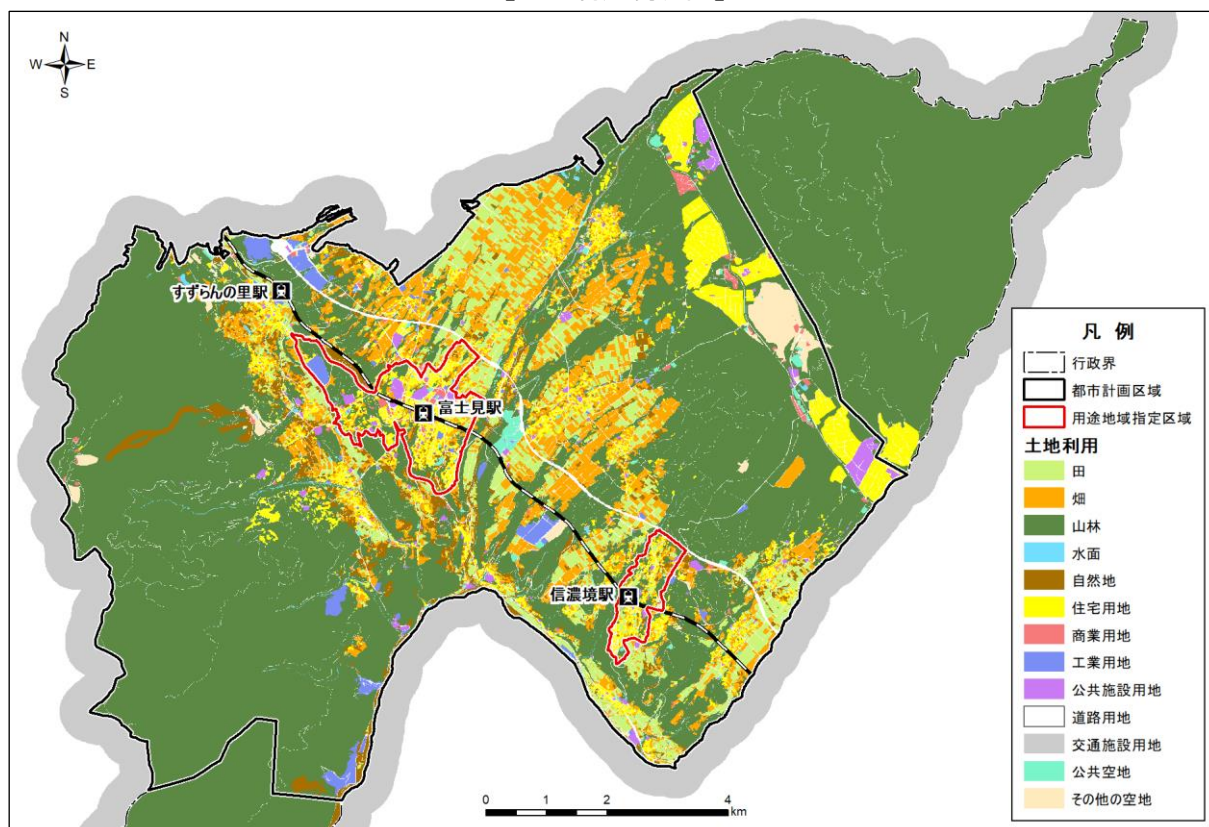
都市的土地利用の内訳をみると、住宅用地や道路用地としての利用が多くなっています。また、自然的土地利用の内訳をみると、山林が大半を占めています。

【土地利用区分別の構成】



資料：富士見町「平成 28 年度都市計画基礎調査」

【土地利用現況図】



資料：富士見町「平成 28 年度都市計画基礎調査」

重点的に取り組むべき主要課題

- 行政区域の約 9 割を占める山林や農地等の自然環境の保全
- コンパクトな市街地の形成

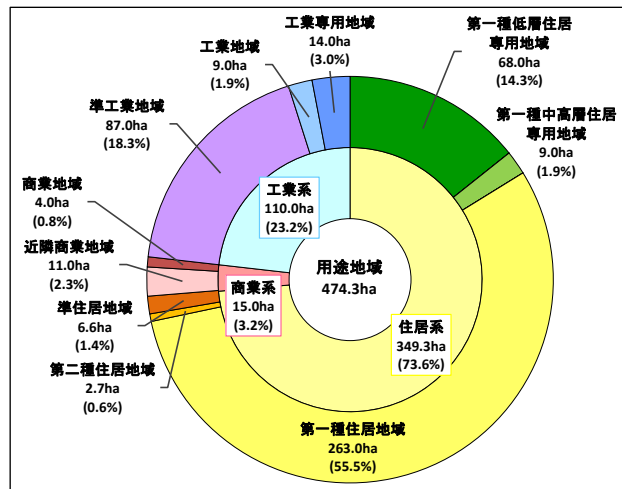
(2) 土地利用に関する主な法規制等

① 用途地域〔都市計画法〕

本町では昭和 50 年(1975 年)に都市計画区域(10,062ha)を当初決定し、そのうち、用途地域指定区域は富士見駅周辺と信濃境駅周辺の 2 地区合わせて 474.3ha となっています。

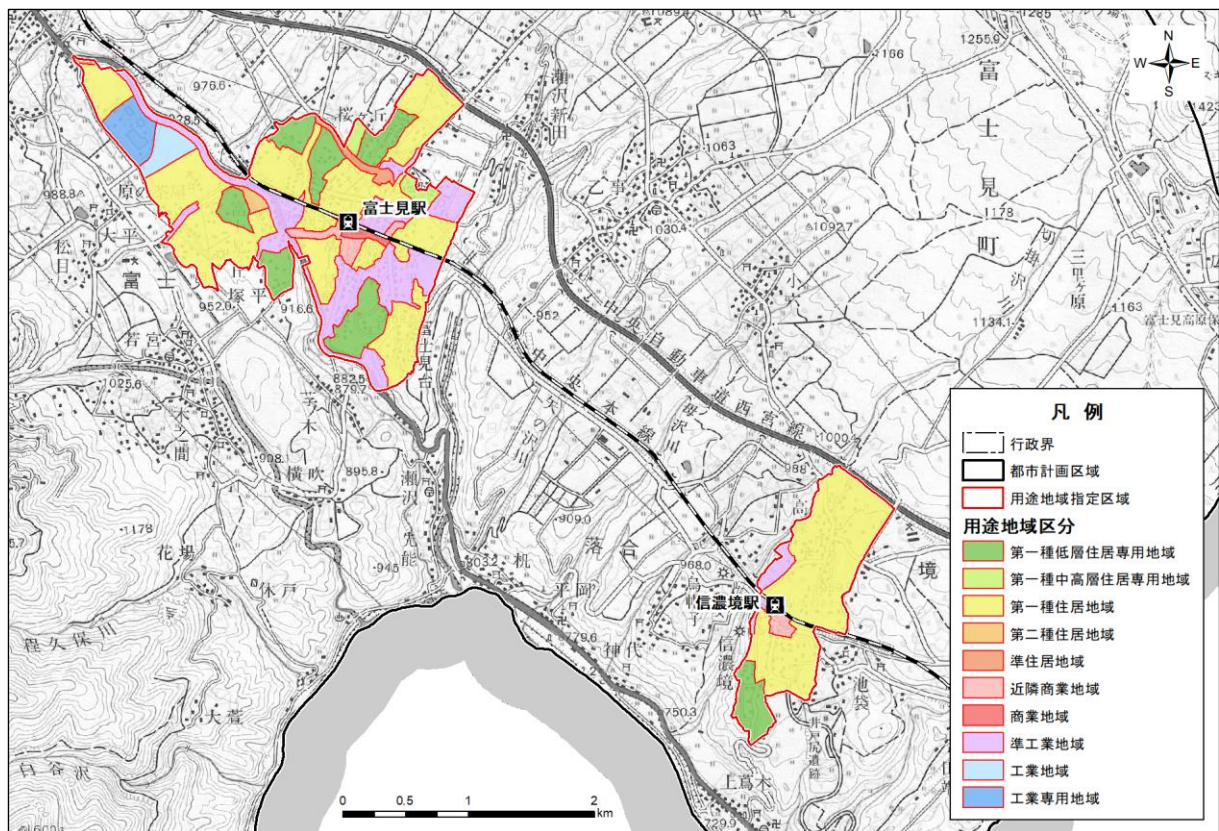
本町における用途地域は、昭和 58 年(1983 年)に当初決定し、平成 4 年(1992 年)の用途地域制度の改正に伴い、平成 7 年(1995 年)に新用途地域が設定され、現在に至っています。

【用途地域の構成】



資料：富士見町「平成 28 年度都市計画基礎調査」

【用途地域の指定状況】



資料：富士見町「平成 28 年度都市計画基礎調査」

重点的に取り組むべき主要課題

- 適切な用途地域見直しによる土地利用の誘導（※第 5 次富士見町総合計画「施策 5-1」と対応）
- コンパクトな市街地の形成

② 土地利用に関する行政上の指針〔国土利用計画法〕

本町では、平成7年度(1995年度)に土地利用に関する行政上の指針となる「第1次国土利用計画(富士見町計画)」を策定し、本町の貴重な自然環境や文化的資源を尊重しながら、産業の発展や生活環境の充実を図るため、町全体として均衡のとれた土地利用を総合的・計画的に進めてきました。その後、社会・経済情勢の大きな変化に伴い、第5次富士見町総合計画の方針と整合を図りながら計画の見直しを行い、平成30年度(2018年度)に「第2次国土利用計画(富士見町計画)」を策定しました。

土地利用の基本理念

町土の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら社会的、経済的及び文化的条件を考慮し、豊かで住みよい生活環境の確保と町域全体として均衡のとれた土地利用を図ることを基本理念とする。

土地利用構想

■ 都市機能集積ゾーン

富士見駅周辺に広がる用途地域には、医療・商業・業務・サービス施設等が立地しており、今後も都市機能の維持・確保に努めつつ、まちなか居住の促進、公共交通網との連携による持続可能な都市づくりを目指します。

■ 産業工業ゾーン

諏訪南インターチェンジからテクノ街道沿線の地域は、周辺土地利用との調整を図りつつ、誘致企業の受け皿として必要な用地の確保や産業基盤の整備を推進します。

■ 田園集落ゾーン

農業生産が持続的に行えるよう農地・農業水利施設・農道等の整備を進めるとともに、集落地の良好な住環境基盤の整備・改善を進め、農地と宅地の調和に配慮しつつ、美しい田園風景の保全と農村集落の形成を図ります。

■ 歴史・文化・風土育成ゾーン

信濃駅周辺の用途地域は、東部地域の地域拠点としての機能を担っており、既存ストックや、空き家等の低・未利用地を活用し、日常生活に必要な施設の維持、確保に努めつつ、周辺地域と公共交通のネットワークで結ぶ取り組みを進めます。

また周辺には、遺跡や考古館・歴史民俗資料館等があるほか、甲州街道の蔦木宿の風情が残っていることから、歴史・文化・風土育成ゾーンとして、歴史・文化遺産の保全や観光地としての機能充実に努めます。

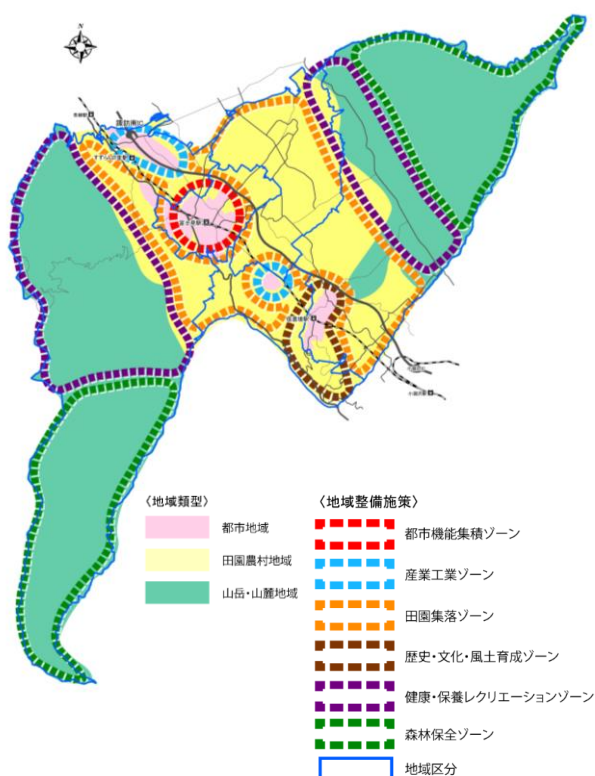
■ 健康・保養レクリエーションゾーン

八ヶ岳裾野の八ヶ岳鉢巻道路沿い周辺地域及び入笠山麓地域は、町民の健康・保養に資するリゾート地としてゴルフ場やスキー場が整備されています。この一帯は、良好な自然環境の保全に留意しつつ、八ヶ岳周辺の雄大かつ美しい自然景観に適した風格のあるリゾート地域の整備に努めます。

■ 森林保全ゾーン

八ヶ岳西岳・編笠山及び入笠山・釜無川左岸は優れた自然環境・景観を備えており、次世代へ残す資産として保全に努めます。

【土地利用構想図】

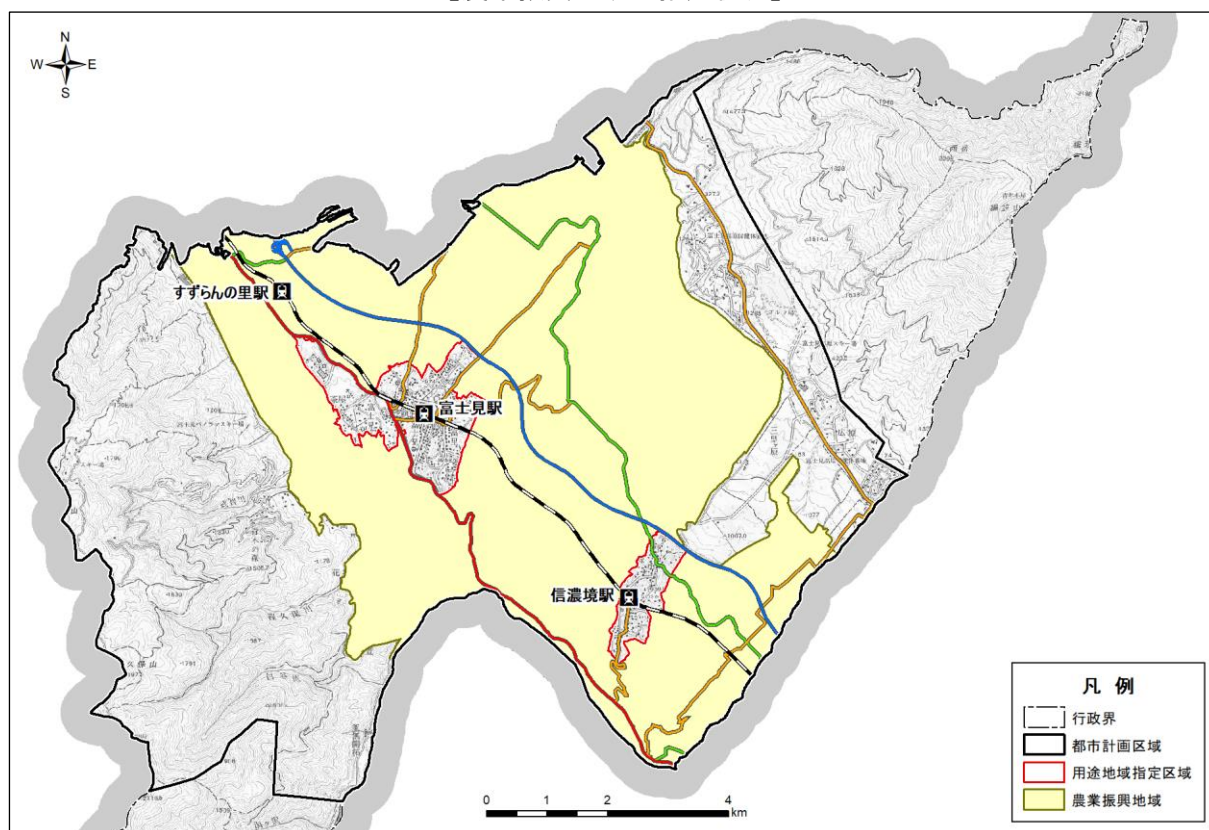


③ 農業振興地域〔農業振興地域の整備に関する法律〕

本町の都市計画区域内のうち、森林地域と用途地域を除いたエリアでは農業振興地域が指定され、農業は町の重要な産業基盤の1つとなっています。

近年では、農業従事者の高齢化等の課題が顕在化してきており、後継者育成等に配慮しながら、農地の整備・保全や不作付農地の活用を図り、基軸産業としての農業の振興と、農業振興による良好な郷土の風景の保全が求められます。

【農業振興地域の指定状況】



資料：富士見町「平成 28 年都市計画基礎調査」

重点的に取り組むべき主要課題

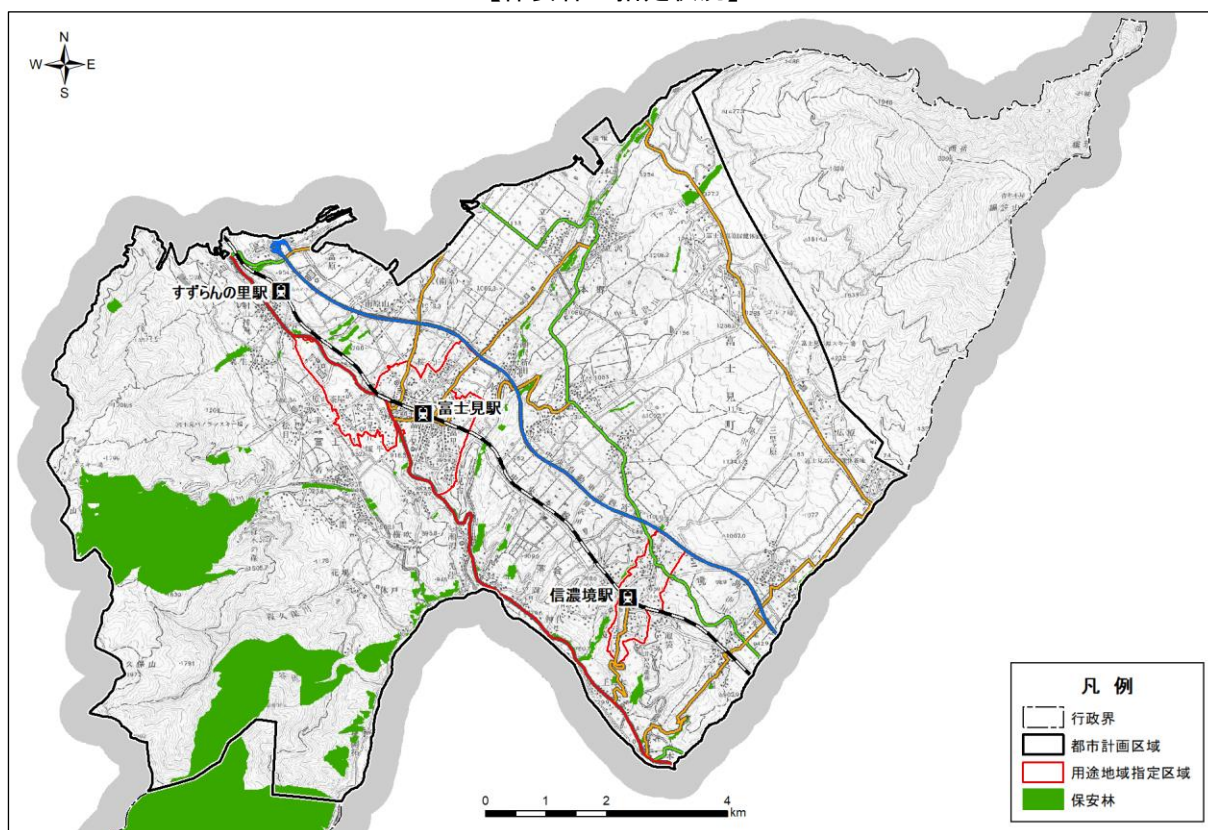
- 農地の整備・保全、不作付農地の活用
- 田園風景の保全と共生した環境づくり

④ 保安林〔森林法〕

本町の入笠山山麓地域においては、広い範囲が保安林として指定されており、集落地周辺でも小規模の保安林が多数指定されています。

ハヶ岳や入笠山山麓の豊かな自然環境は、次世代へ引き継ぐべき本町の財産であり、適切な保全を図りながら、健康・保養に資する質の高い観光リゾート地の形成など自然環境の活用を図っていくことが求められます。

【保安林の指定状況】



資料：富士見町「平成 28 年都市計画基礎調査」

重点的に取り組むべき主要課題

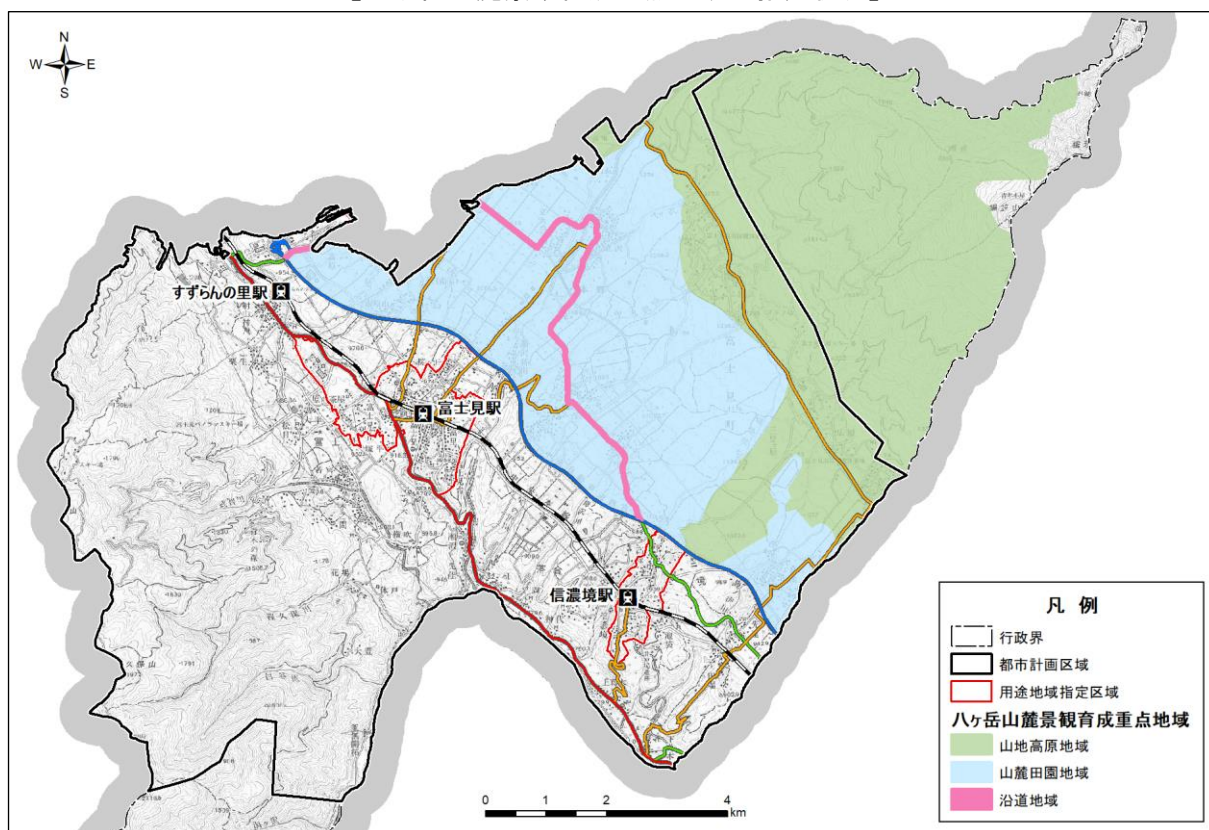
- ハヶ岳や入笠山山麓の豊かな自然環境の保全と活用
- 集落地周辺に分布する保安林の適切な保全

⑤ 景観育成重点地域〔景観法〕

本町の中央自動車道北側エリア一帯は、景観法に基づき長野県が定める景観計画において、八ヶ岳山麓景観育成重点地域に指定されており、一定の行為の規制等により、良好な景観の保全が図られています。

今後は、本町における良好な景観を町民共有の財産として保全・継承し、町独自の景観育成を進めていくため、景観行政団体への移行や景観計画の策定等が求められます。

【八ヶ岳山麓景観育成重点地域の指定状況】



資料：長野県「地域区分図(八ヶ岳山麓景観育成重点地域の区域)」

重点的に取り組むべき主要課題

- 良好な景観の保全・育成
- 町独自の景観育成の推進

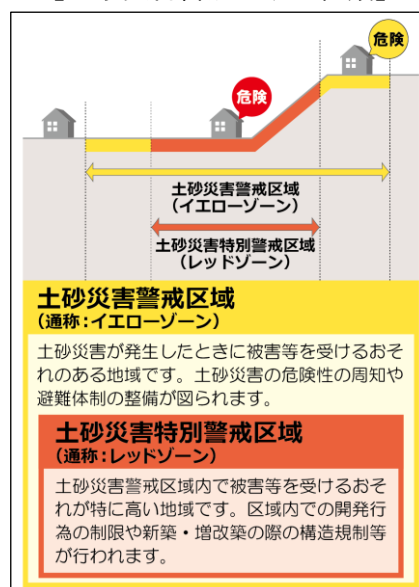
⑥ 土砂災害警戒区域〔土砂災害防止法〕

本町においては、平成 25 年(2013 年)3 月に長野県が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」といいます。）に基づく土砂災害警戒区域の指定を行いました。

土砂災害警戒区域の指定状況をみると、用途地域内では、急傾斜地等において局所的に土砂災害警戒区域が指定されています。その一方、白地地域（用途地域外）では、集落地や別荘地等を含む広範囲で土砂災害警戒区域が指定されています。

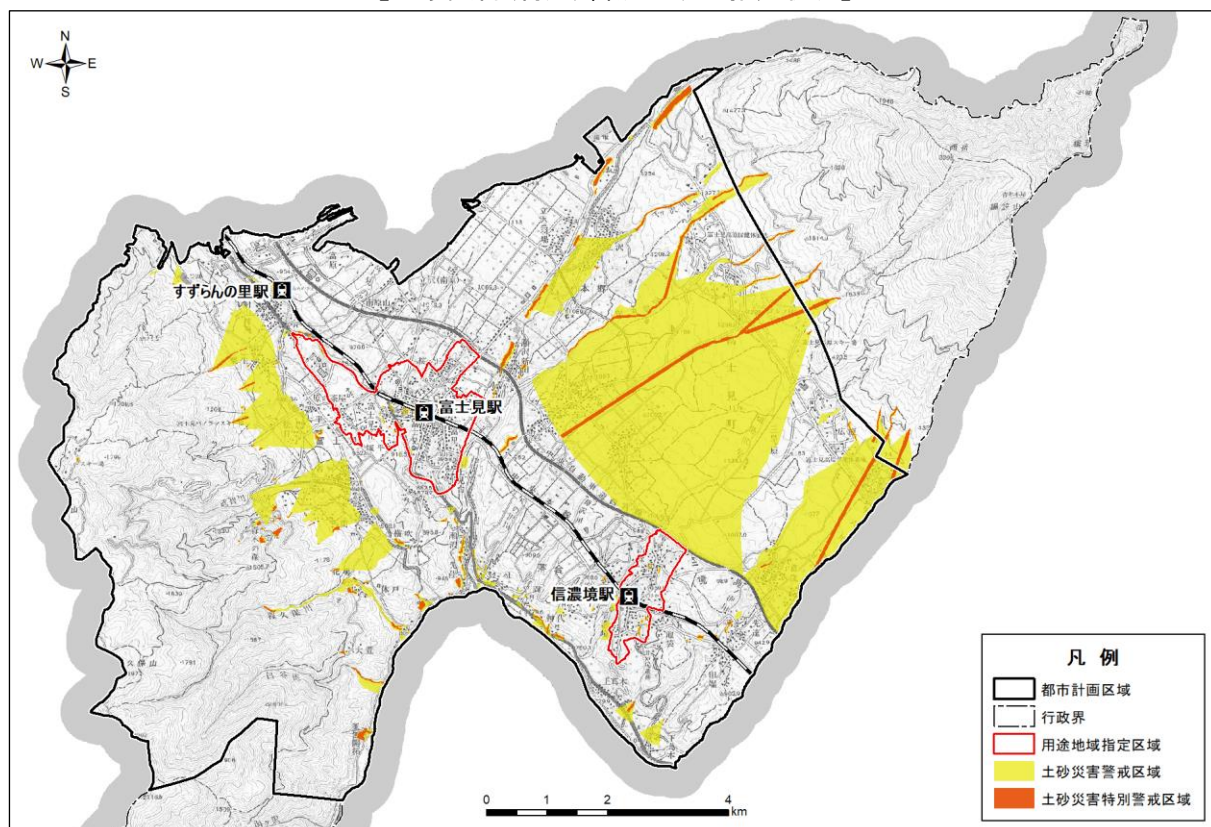
本町では、防災ガイドブックにより土砂災害警戒区域や避難所等の周知を図るとともに、平常時の予防対策や災害発生後の対応等を定める富士見町地域防災計画を策定するなど、町民が安心安全に暮らせるまちづくりに向けた取組を進めています。

【土砂災害警戒区域の種類】



資料：富士見町「防災ガイドブック」

【土砂災害(特別)警戒区域の指定状況】



資料：国土交通省「国土数値情報（土砂災害警戒区域データ）」

重点的に取り組むべき主要課題

- 災害リスクに配慮した土地利用の適切な規制と誘導
- 避難場所の整備等安全対策の推進（※第 5 次富士見町総合計画「施策 5-4」と対応）
- 地域防災計画の見直し等危機管理体制の充実（※第 5 次富士見町総合計画「施策 5-4」と対応）

1-5 道路・交通

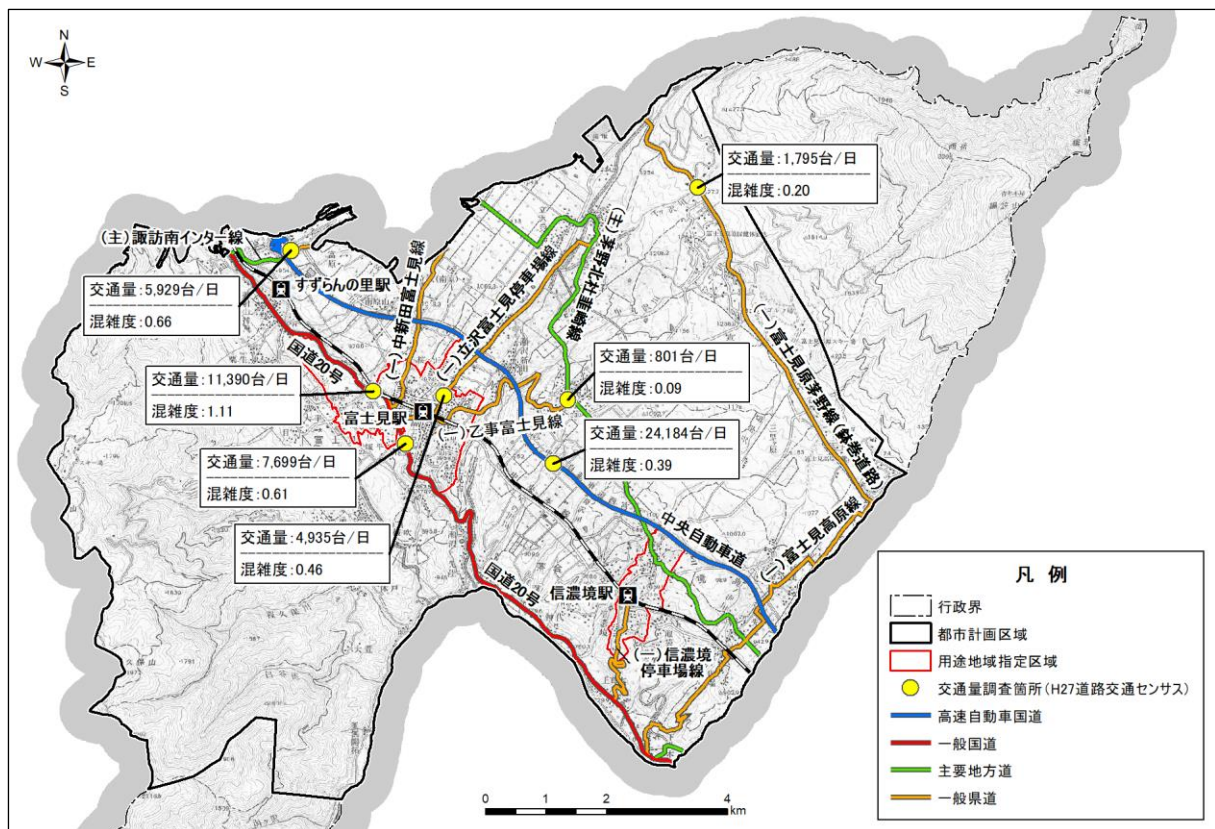
(1) 道路網（交通現況）

本町の主要な道路網は、中央自動車道、国道 20 号を骨格として、(主)茅野北杜葦崎線や(一)富士見原茅野線(鉢巻道路)など町内及び周辺都市を結ぶ道路で形成されています。

平成 27 年度道路交通センサスによる 24 時間交通量をみると、中央自動車道は 24,184 台/日、国道 20 号は 11,390 台/日となっており、広域的な都市間を結ぶ動脈として機能しています。その他の道路では、(主)諏訪南インター線(諏訪南 IC 付近)が 5,929 台/日、(一)立沢富士見停車場線(富士見町役場付近)が 4,935 台/日、(一)富士見原茅野線(鉢巻道路)が 1,795 台/日、(主)茅野北杜葦崎線(JA 信州諏訪乙事支所付近)が 801 台/日となっています。

また、道路の混み具合を表す混雑度(交通量/交通容量)をみると、国道 20 号(茅野市方面)が混雑度 1.11 となっていますが、ピーク時に渋滞が発生する程度と想定されます。その他の道路では、混雑度が 1.0 未満となっており、渋滞等は発生していません。

【交通現況（交通量・混雑度）】



資料：国土交通省「平成 27 年度道路交通センサス」

重点的に取り組むべき主要課題

- 道路や橋梁の計画的な改良・維持管理（※第 5 次富士見町総合計画「施策 5-3」と対応）

(2) 公共交通

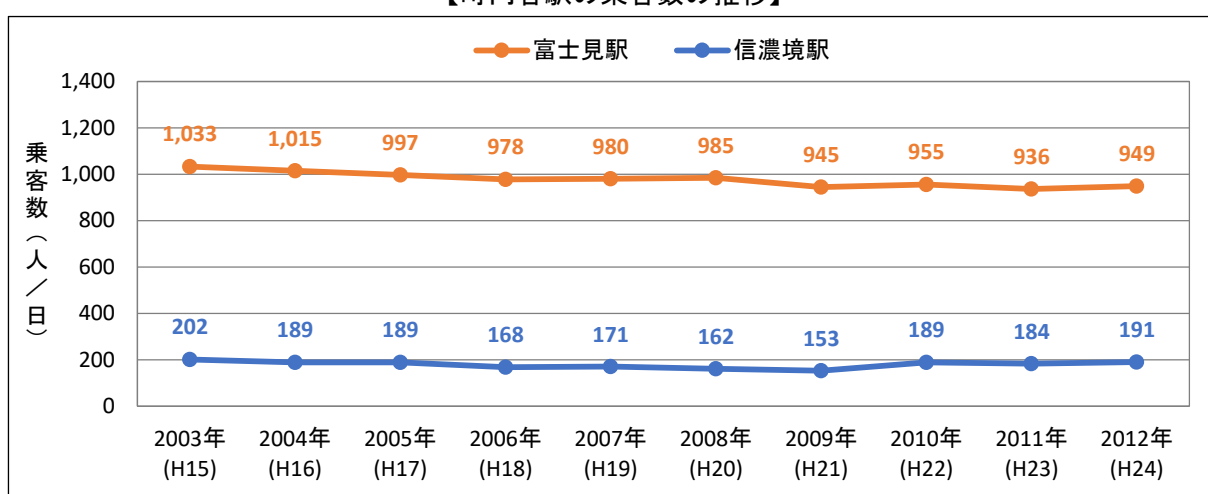
① 鉄道

本町では、富士見駅、信濃境駅、すずらの里駅が整備されており、鉄道駅3か所のうち、富士見駅と信濃境駅が用途地域内に位置しています。

富士見駅におけるピーク時間運行本数は、1時間あたり2.5本（上下平均）となっており、各鉄道駅の乗客数は、ほぼ横ばいで推移しています。

都市計画決定された富士見駅前広場は未整備となっており、交通結節点としての利便性向上や機能充実が求められます。

【町内各駅の乗客数の推移】



資料：富士見町「統計ふじみ(JR 東日本長野支社)」

重点的に取り組むべき主要課題

- 交通結節点としての機能充実及び利用促進
- 駅前広場等のあり方の検討

② 高速バス

本町を通過する中央自動車道のほぼ中間地点に高速バスのバス停が整備されており、広域的な都市間の交流を支える公共交通として、町民や観光客などに利用されています。

富士見駅までは約1.3kmの距離があり、バス停を起点として町内を移動する交通手段も乏しく、交通結節点としての利便性向上や機能充実が求められます。

重点的に取り組むべき主要課題

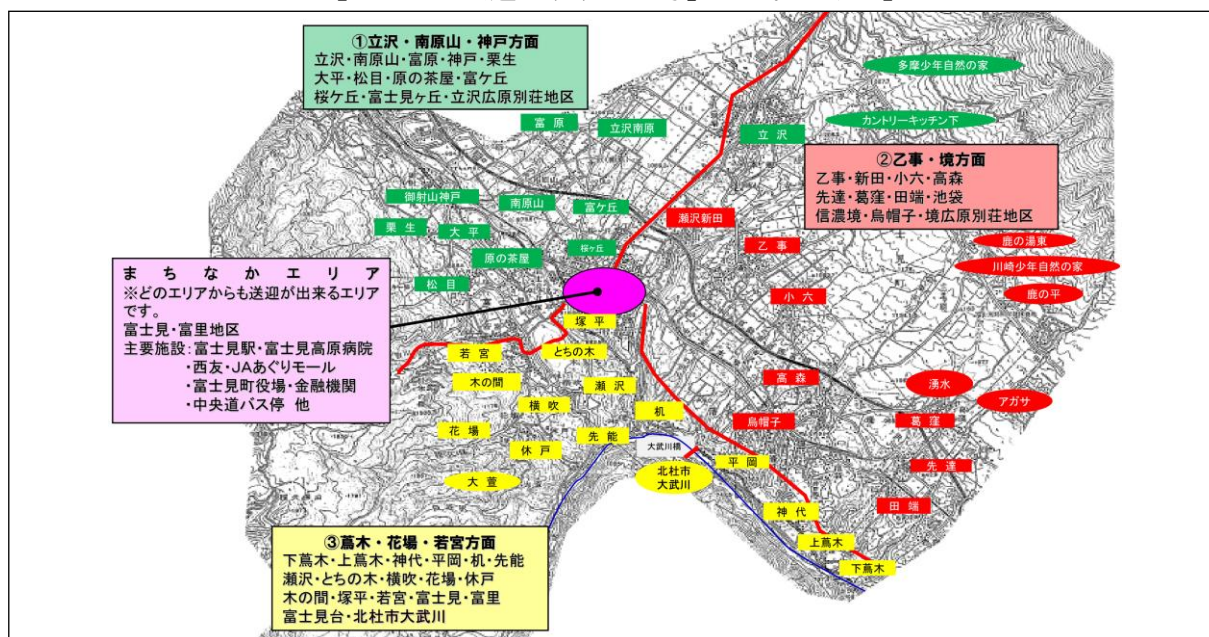
- 広域的な都市間の交流を支える交通結節点としての機能充実
- バス停と町内の各拠点を結ぶ交通手段のあり方の検討

③ デマンド交通

町民の足となる公共交通として、平成16年(2004年)4月1日から「デマンド交通「すずらん号」」が運行しており、利用者登録数は6,617名(平成30年(2018年)3月31日現在)で、近年の利用者数は横ばい傾向となっています。

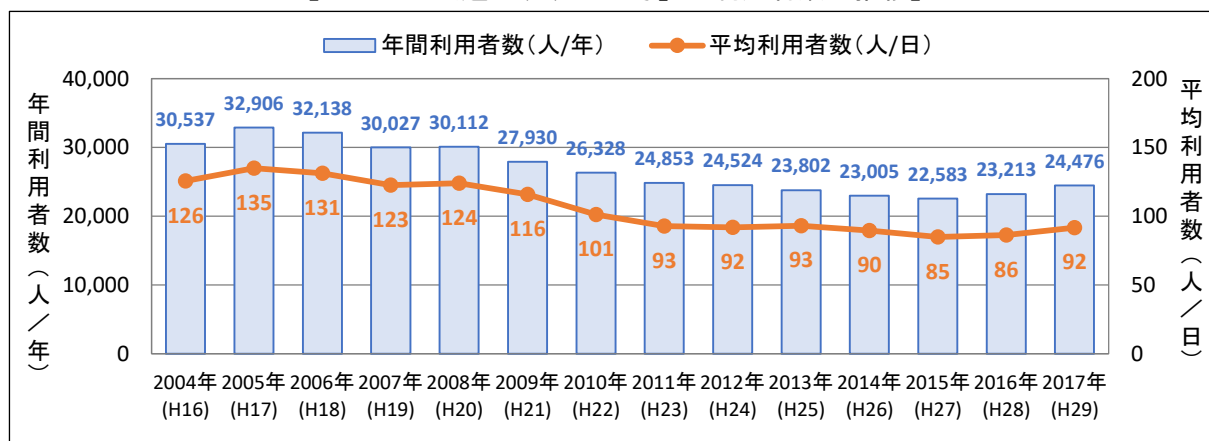
今後においては、人口動向にあわせた利便性の高い公共交通ネットワークの維持・充実を図っていくことが求められます。

【デマンド交通「すずらん号」の運行エリア】



資料：富士見町商工会「すずらん号路線図」

【デマンド交通「すずらん号」の利用者数の推移】



資料：富士見町商工会「デマンド交通システム利用状況」

重点的に取り組むべき主要課題

- 中心市街地と集落地を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実
- デマンド交通の利用促進 (※第5次富士見町総合計画「施策5-3」と対応)
- 地域に合った公共交通のあり方の検討 (※第5次富士見町総合計画「施策5-3」と対応)

1-6 都市施設

(1) 都市計画道路

本町の都市計画道路は、8路線(6.70km)が都市計画決定されており、平成31年(2019年)3月時点の改良済延長は0.60km(改良率8.95%)、概成済延長は0.55kmとなっています。

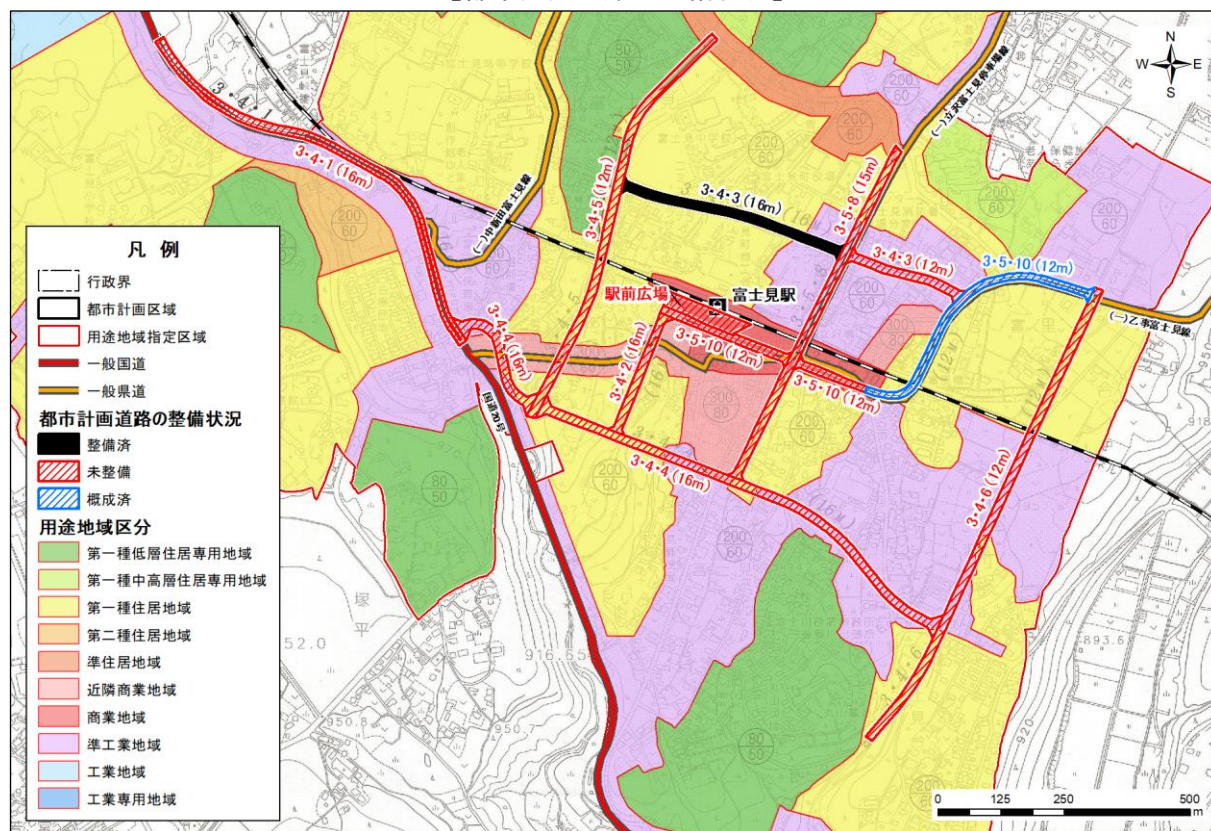
長野県全体の平均改良率46.84%に対して、本町の都市計画道路の改良率は低い状況にあり、都市計画道路のあり方の見直しや計画的な整備の推進が求められます。

【都市計画決定されている都市計画道路の概要】

決定年月日 (最終)	都市計画決定事項				備考
	区分・規模・番号	道路名称	延長	幅員	
H4.7.23	3・4・1	富士見峠線	890m	16m	
H4.7.23	3・4・2	富士見駅停車場線	270m	16m	
H28.3.3	3・4・3	富士見駅北通り線	730m	12m, 16m	改良済 458m
H4.7.23	3・4・4	富士見駅南通り線	1,200m	16m	
H25.2.28	3・4・5	中学校線	850m	12m	
H25.2.28	3・4・6	丸山公園線	1,020m	12m	
H28.3.3	3・5・8	役場通り線	730m	15m	
H28.3.3	3・5・10	富士見駅富里線	1,010m	12m	概成済 550m
		駅前広場	5,200 m ²		

資料：富士見町「平成28年都市計画基礎調査」

【都市計画道路の整備状況】



資料：富士見町「平成28年都市計画基礎調査」

重点的に取り組むべき主要課題

- 都市計画道路のあり方の見直し
- 計画的な都市計画道路の整備（※第5次富士見町総合計画「施策5-1」と対応）

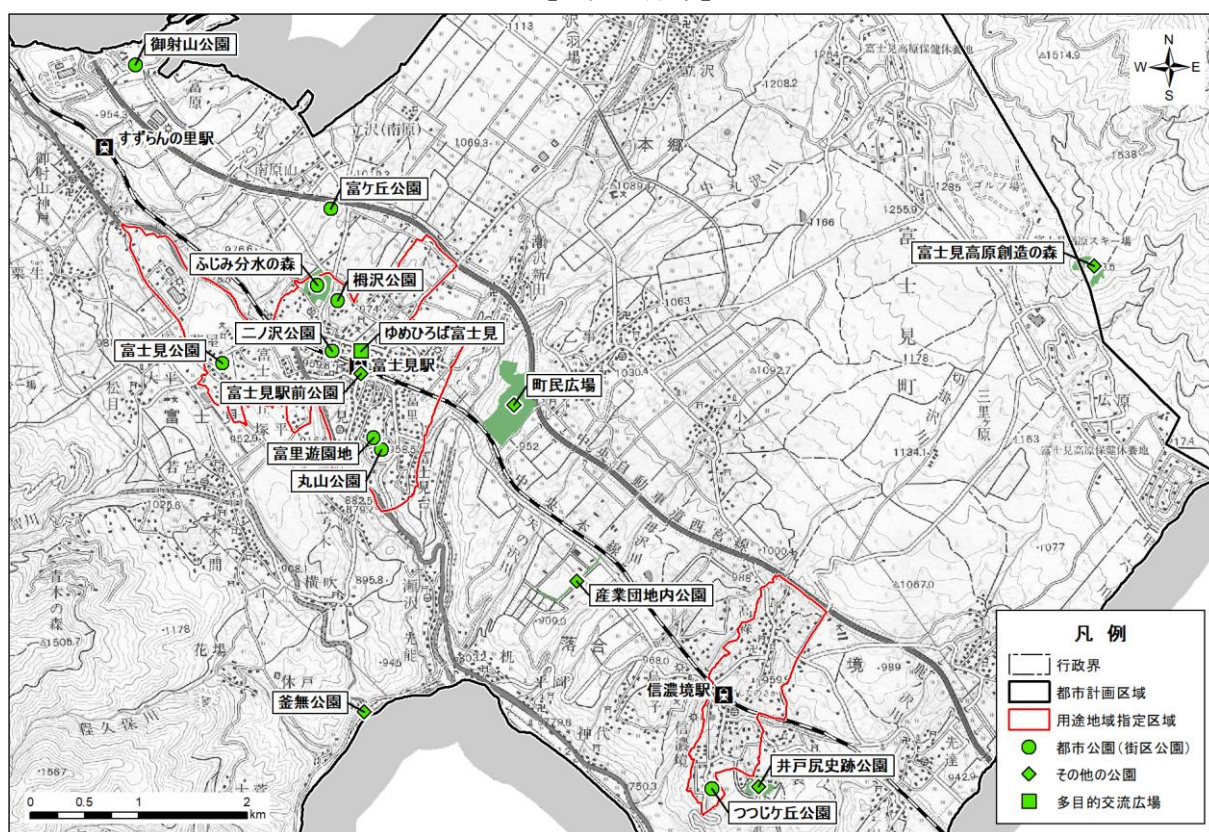
(2) 公園

本町には都市計画決定された公園はありませんが、富士見町公園の設置及び管理に関する条例に基づき、ふじみ分水の森等の「都市公園(街区公園)」が9箇所(8.21ha)、町民広場等の「その他の公園」が6箇所、計15箇所の公園が整備されています。

また、平成30年(2018年)には富士見駅北側に多目的交流広場として「ゆめひろば富士見」が整備され、町民の憩いの場として利用されています。

今後は、公園の計画的な整備・管理を進めていくことが求められます。

【公園の分布】



資料：富士見町「平成28年都市計画基礎調査」

重点的に取り組むべき主要課題

- 公園の計画的な整備・管理（※第5次富士見町総合計画「施策5-1」と対応）

(3) 下水道

本町における下水道は、公共下水道及び諏訪湖流域下水道が平成25年3月1日に都市計画決定(最終)され、全体の接続率は約98%となっています。

現在、富士見町公共下水道事業計画に基づき、下水道の維持管理・更新に向けた取組が進められています。

【都市計画決定されている公共下水道の概要】

決定年月日(最終)	都市施設名称	都市計画決定事項	
		処理区名	計画面積
H25. 3. 1	公共下水道	富士見処理区	365ha
		境処理区	202ha
	諏訪湖流域下水道	豊田処理区	243ha

資料：富士見町「平成28年都市計画基礎調査」

重点的に取り組むべき主要課題

- 施設更新計画に沿った下水道事業の推進（※第5次富士見町総合計画「施策6-1」と対応）

(4) その他の都市施設

本町におけるその他の都市施設は、ごみ処理場・汚物処理場として、「南諏衛生センター」「諏訪南灰溶融施設」が平成19年(2007年)6月11日に都市計画決定され、南諏衛生センターでごみ処理や生活排水処理が行われていますが、諏訪南灰溶融施設は未整備となっています。また、平成31年(2019年)3月1日にごみ処理場として「諏訪南リサイクルセンター」が都市計画決定されています。

現在、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づき、3市町村(茅野市、富士見町、原村)のごみ処理の一体化に向けた検討が進められています。

【都市計画決定されているごみ処理場・汚物処理場の概要】

決定年月日(最終)	都市施設名称	名称	都市計画決定事項
H19. 6. 11	ごみ処理場 ・ 汚物処理場	南諏衛生センター 諏訪南灰溶融施設	面積：約1.97ha 処理能力 ・粗大ごみ 10t/日 ・し尿 42kL/日 ・灰溶融 15t/日※
H31. 3. 1	ごみ処理場	諏訪南リサイクルセンター	面積：約0.9ha 破碎施設 3.6t/日 選別・圧縮・梱包施設 15.4t/日

※都市計画決定のみで施設が存在しないことを示す。

資料：富士見町「平成28年都市計画基礎調査」

重点的に取り組むべき主要課題

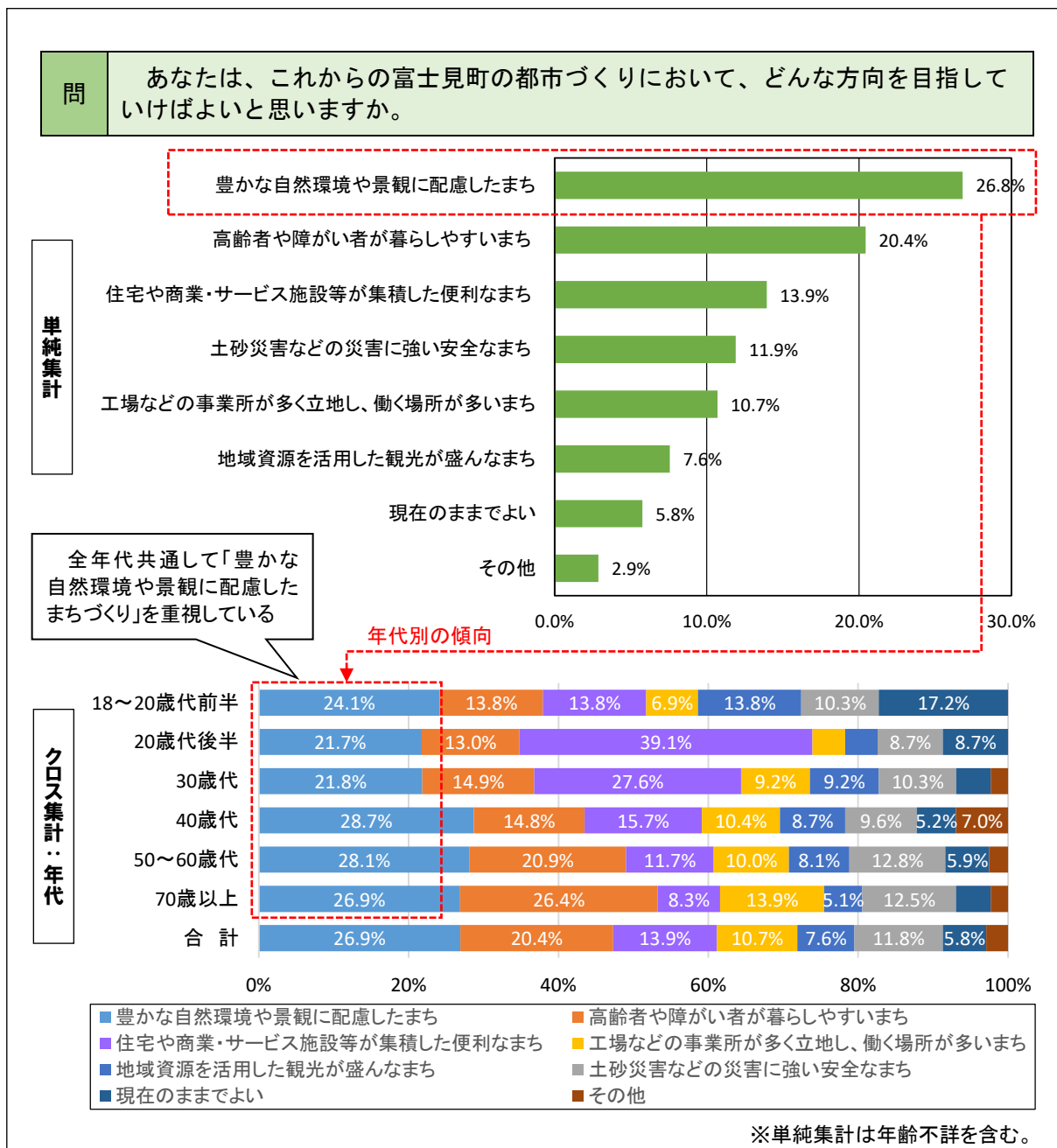
- 広域連携によるごみ処理の一体化（※第5次富士見町総合計画「施策6-2」と対応）

2 都市づくりに対する住民意向

(1) 将来の都市づくりの方向性

将来の都市づくりの方向性として、全年代共通して「豊かな自然環境や景観に配慮したまちづくり」を重視している傾向があり、現行計画においても重視されている“自然との共生”が都市づくりの重要なテーマとなります。

【将来の都市づくりに対する住民意向】



資料：富士見町「第5次富士見町総合計画（後期）策定に係る町民意識調査（平成30年7月実施）」

重点的に取り組むべき主要課題

- 豊かな自然環境や景観に配慮したまちづくり（「自然との共生」）
- 高齢者や障がい者が暮らしやすいまちづくり

（２）重点的に取り組むべきこと（土地利用分野別）

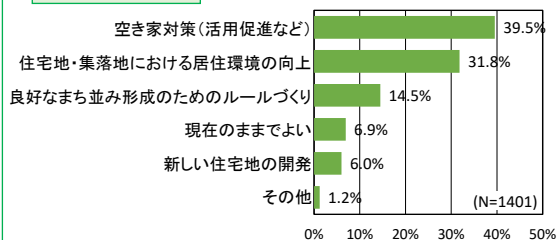
土地利用区分別の重点的に取り組むべき内容としては、以下のような傾向がみられました。

【重点的に取り組むべきこと（土地利用分野別）】

問

これからの富士見町のまちづくりについて、重点的に取り組むべきことはどんなことだと思いますか。

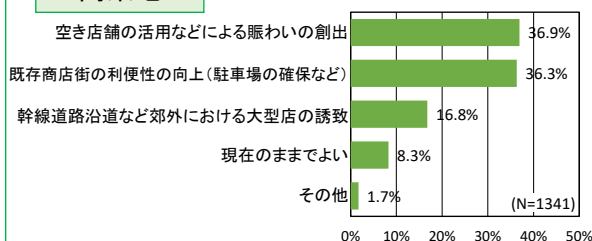
住宅地



重点的に取り組むべき主要課題

- 空き家対策
- 住宅地・集落地における居住環境の向上

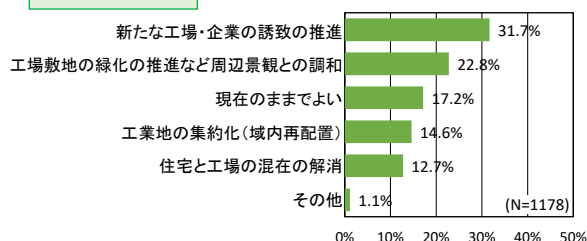
商業地



重点的に取り組むべき主要課題

- 空き店舗の活用などによる賑わいの創出
- 既存商店街の利便性の向上

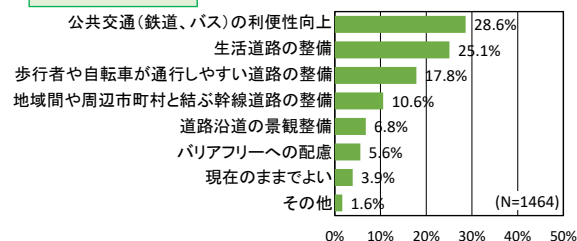
工業地



重点的に取り組むべき主要課題

- 新たな工場・企業の誘致の推進
- 工場敷地の緑化の推進など周辺景観との調和

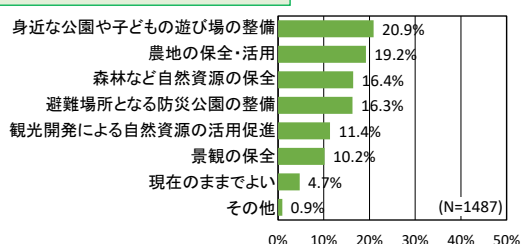
道路・交通



重点的に取り組むべき主要課題

- 公共交通（鉄道、バス）の利便性向上
- 生活道路の整備

公園・緑地・自然環境



重点的に取り組むべき主要課題

- 身近な公園や子どもの遊び場の整備
- 農地の保全・活用
- 森林など自然資源の保全

3 都市計画上の主要課題

本計画の策定に先立ち、都市計画決定されている都市計画道路や用途地域等に係る主要課題を整理しました。

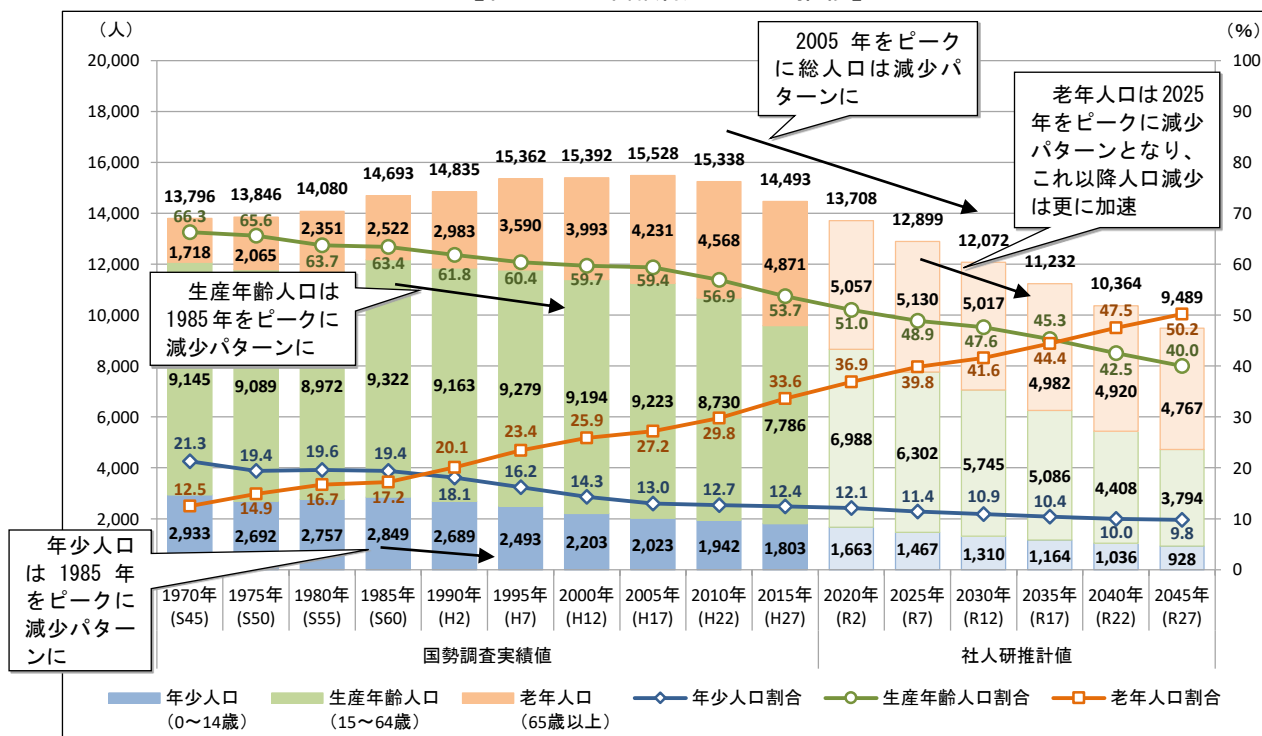
① 人口減少・高齢化社会に対応した持続可能な都市の形成

国内では、これまで誰も経験したことのない人口減少、少子高齢化社会を迎えています。

本町においても、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後 30 年で約 5,000 人の人口が減少する見込みとなっています。

本計画の策定にあたっては、無秩序な開発等を抑制しつつ、より充実したコンパクトな市街地の形成を図るなど、人口減少・少子高齢化社会に対応した持続可能なまちづくりの方向性を反映することが重要となります。

【総人口・年齢層別人口の推移】



② 大規模な面整備を前提とした都市計画の見直し

■ 現行計画策定当時の都市計画の大前提

現行計画は、計画策定時である平成当初の社会・経済情勢を反映して、市街地の拡大や富士見駅周辺における大規模な土地区画整理事業等を前提とした計画となっています。社会・経済情勢が大きく変化中、将来的な人口見通しを踏まえた計画の見直しが求められます。

【土地区画整理事業の完成イメージ】



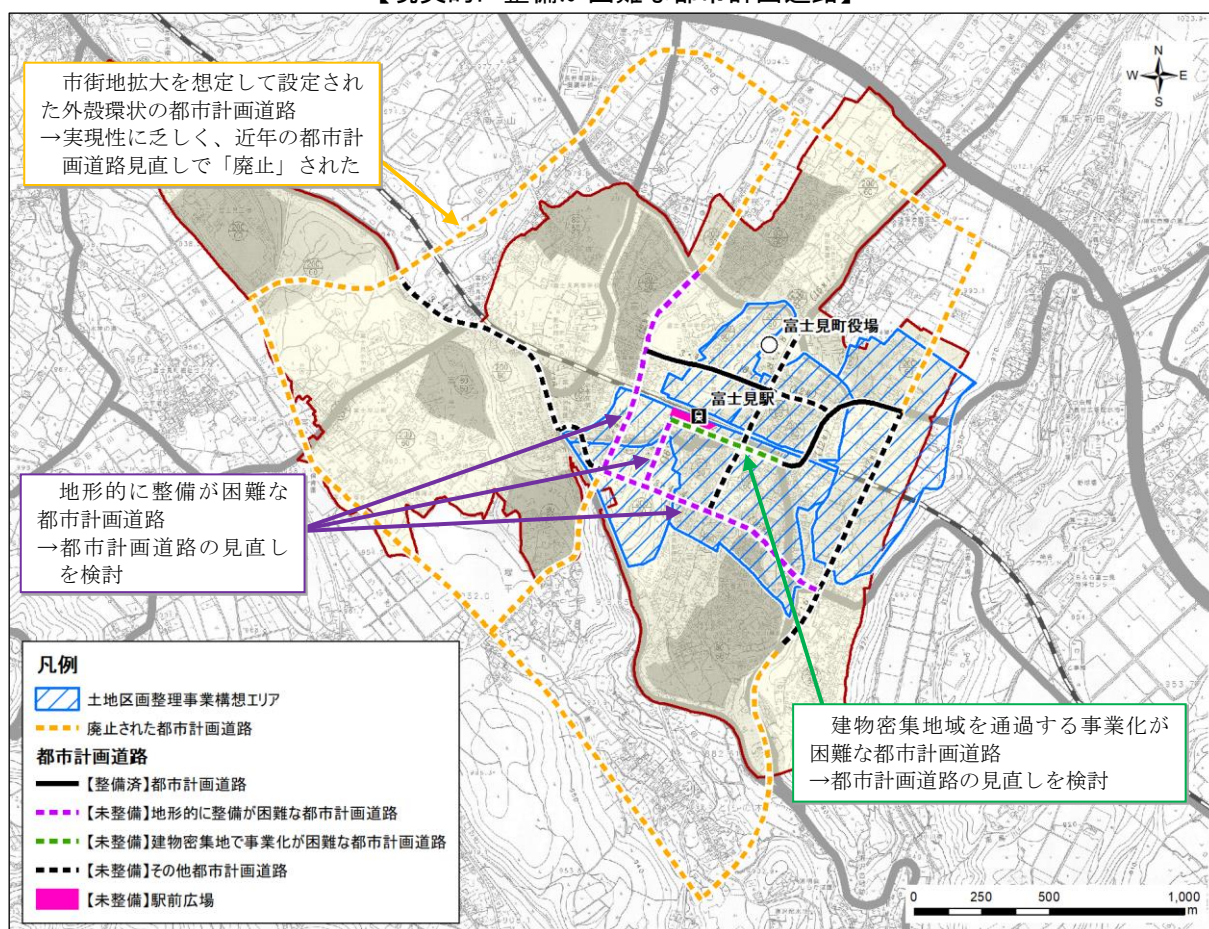
資料：富士見町「富士見地区土地区画整理事業調査A 概要報告書（平成4年3月）」

■ 現実的に整備が困難な都市計画道路

本町の都市計画道路は、当初、将来的な市街地拡大等を想定して計画されましたが、その後の社会・経済情勢の大きな変化に伴い、計画の見直しが行われ、一部路線が廃止されました。

見直し後の都市計画道路においても、地形的に整備が困難な道路や建築密集地で事業化が困難な道路が存在していることから、更なる都市計画道路の見直しの検討など、当該都市計画道路の方向性を反映することが重要となります。

【現実的に整備が困難な都市計画道路】



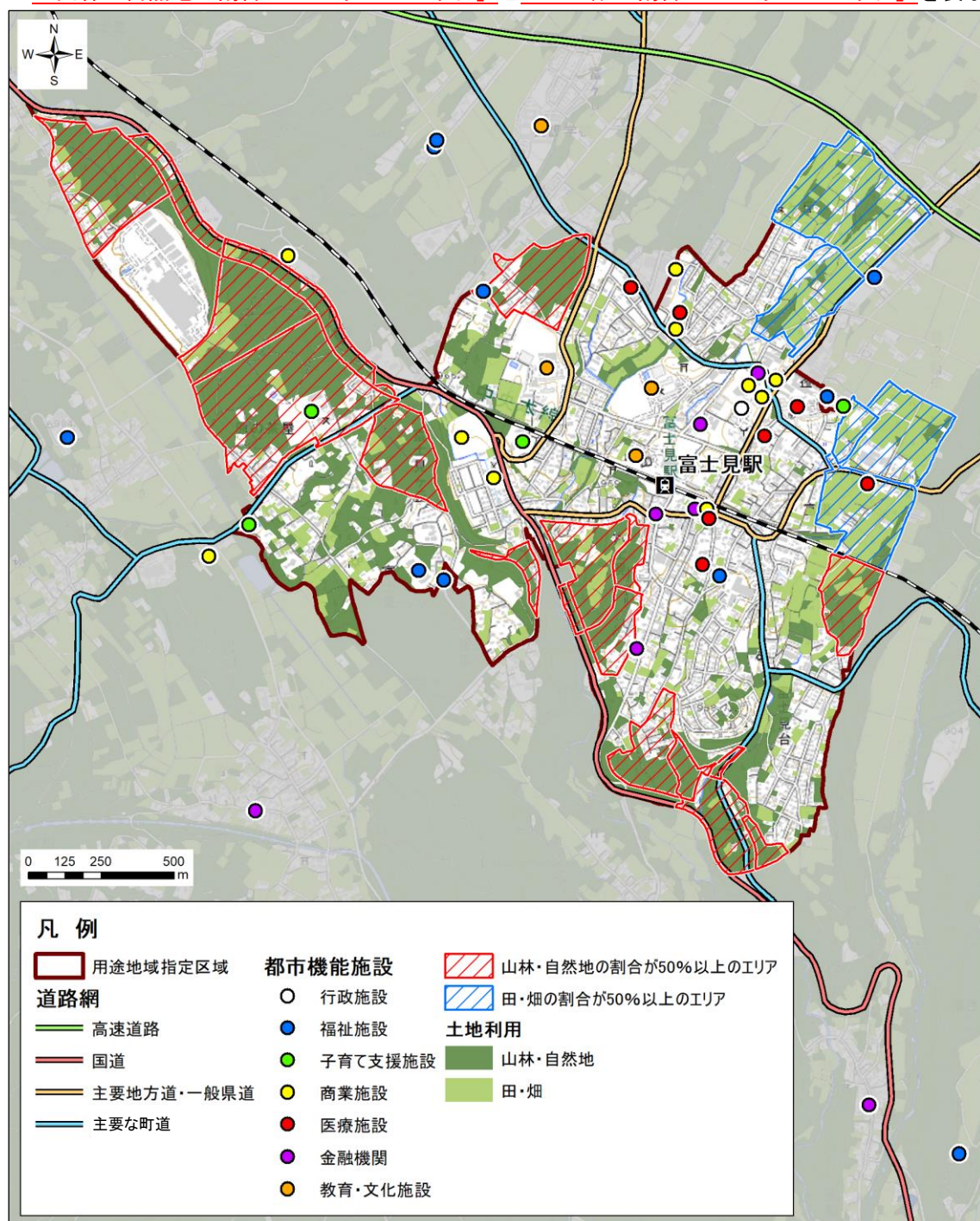
■ 用途地域内における低・未利用地への対応

本町の用途地域内においては、地形的な制約により十分な土地利用が図られていない低・未利用地が存在しています。

平成 17 年(2005 年)をピークに人口が減少に転じ、将来的にその傾向が続くものと予測される中、土地利用及び規制誘導の方策を検討していく必要があります。

【用途地域内における低・未利用地の状況】

▼「山林・自然地の割合が50%以上のエリア」と「田・畑の割合が50%以上のエリア」を表示



※平成 28 年都市計画基礎調査の調査区及び用途地域別に土地利用状況を整理した。

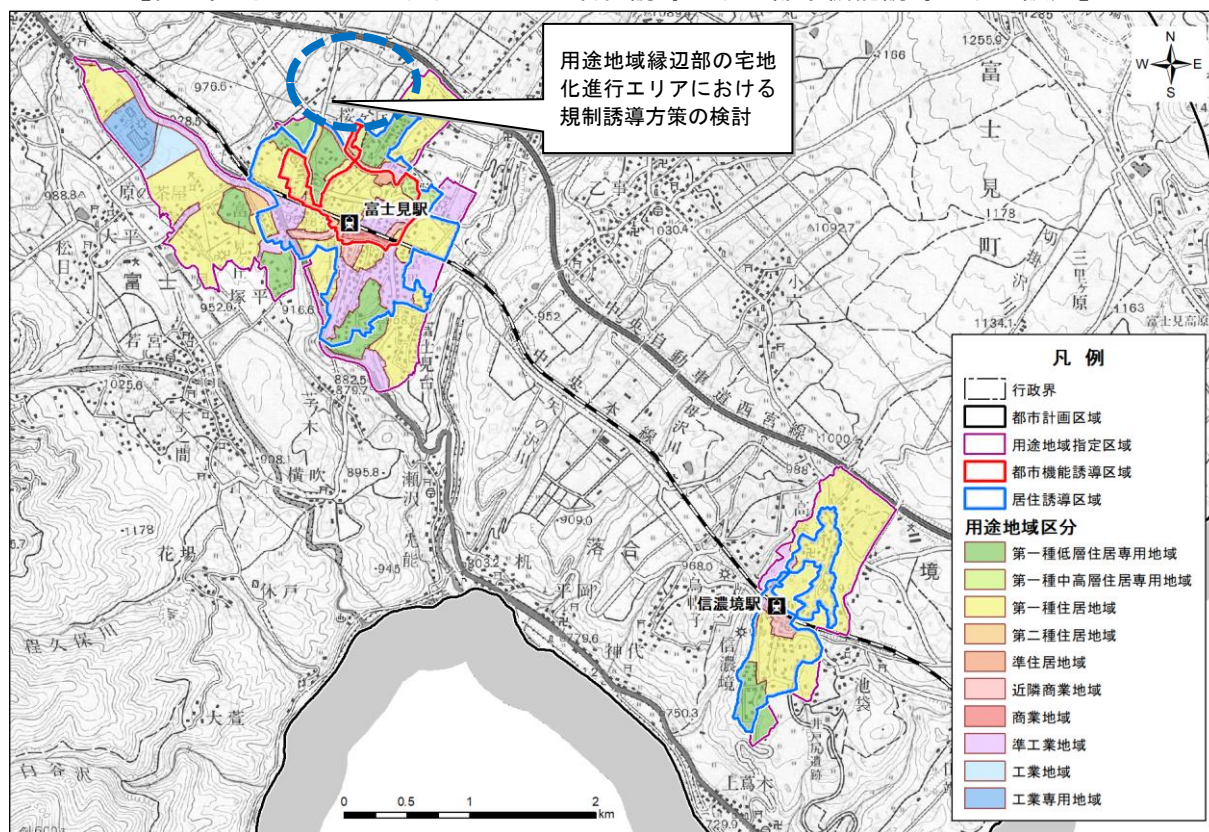
③ 立地適正化計画との整合性及び適正な土地規制誘導

富士見町立地適正化計画は、社会・経済情勢が大きく変化する中で、居住や施設等を緩やかに維持・誘導するエリアを定め、公共交通によって地域や施設を結び、人口減少に対応したまち（コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくり）を目指すことをねらいとして策定される計画であり、現状の都市構造を尊重しつつ、地域の特性を生かした機能分担や他市町村との連携を強化していくことでバランスのとれた持続可能なまちづくりを進めていくため、用途地域内に居住誘導区域、都市機能誘導区域を設定しています。

誘導区域の設定にあたっては、人口の分布や公共交通の利用可能圏域をベースに、災害リスクの高いエリアなど都市的土地利用が望ましくないエリアを除外しており、本計画の策定にあたっては、区域設定の考え方との整合性を確保する必要があります。

また、居住誘導区域に含まれていない白地地域において、中核的な商業施設等の立地や道路等の地形地物と用途地域境界に不整合が生じている箇所や、宅地化が進行しているエリアが見られることから、周辺環境との調和に配慮した土地利用規制誘導方策の検討が必要です。

【富士見町立地適正化計画における居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定】



第2章 全体構想

- 本章では、富士見町におけるまちづくりの基本理念、将来都市像、まちづくりの目標、将来都市構造、目標人口について示します。

1 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念とは、富士見町が目指すまちづくりの基本的な考え方を示すものです。

本計画においては、「富士見町民憲章に掲げられた理念」と「第5次富士見町総合計画における将来像の基本的な考え方」をまちづくりの基本理念として定めます。

【まちづくりの基本理念】

富士見町民憲章

(昭和56年2月6日制定)

わたくしたちは、秀麗富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原の町、富士見町民です。

この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたくしたちは、先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、この町民憲章をかかげます。

- 1 かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。
- 1 心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。
- 1 教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。
- 1 仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町民となろう。
- 1 思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土をつくる町民となろう。

第5次富士見町総合計画における将来像

世界に展かれた高原の文化都市

先に制定された富士見町民憲章の精神にのっとり、富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原に位置するまちの特徴を活かし、自然と共生し、健康で、教養や文化があり、産業が発展する、住みよいまちの実現を目指します。

2 将来都市像

（１）将来都市像の基本的な考え方

将来都市像とは、都市計画マスタープランで目指す将来のまちの姿を示すものです。

上位計画である第5次富士見町総合計画では、特に力を入れて取り組むべきまちづくりのテーマとして「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」を掲げ、すべての政策・施策は人口対策に通じるという意識を持ちながら、移住・定住の促進策と同時に、特色ある仕事や安心して子どもを産み育てられる環境、福祉や生活基盤等の暮らしの土台づくりを進めていくものとしています。

本計画においては、第5次富士見町総合計画で目指すまちの姿を踏まえ、急速に進む人口減少社会に対応しつつ、暮らしを支える生活基盤を着実に維持・充実していく持続可能な都市づくりを目指すものとします。

（２）将来都市像の設定

第5次富士見町総合計画の都市計画分野に関連する目標設定や町民アンケート調査結果による将来の都市づくりに対する住民意向などを踏まえ、本計画における将来都市像を次のとおり設定します。

【将来都市像】

豊かな自然と共生した安心安全で生活基盤が確かなまち

安心安全で生活基盤が確かなまちになるためには、町民の暮らしを支える生活基盤（土地利用、環境保全、交通・道路、防災・防犯等）を適切に維持し、充実させていくことが必要です。

豊かな自然と共生する富士見町らしい住環境を整えるとともに、自然や景観の保全と都市機能の充実を両立させた、メリハリのついた土地利用を推進し、行政が支えて行くべき生活基盤を町民と共に着実に維持し、更に充実させていくことで、豊かな自然と共生した安心安全で生活基盤が確かなまちづくりを進めます。



3 まちづくりの目標

まちづくりの目標とは、将来都市像を実現するための具体的なまちづくりの目標を示すものです。

本計画におけるまちづくりの目標は、「自然環境や景観等」「都市基盤や防災等」「歴史・文化・産業等」「住民と行政の協働」の4つの視点から、次のとおり設定します。

【まちづくりの目標】

目標①

豊かな自然環境と共生する美しいまち

八ヶ岳と富士の眺望やまちなみ、田園風景などの美しい景観の保全・育成を進めるとともに、豊かな自然環境を価値ある資源として保全・活用し、魅力ある美しいまちづくりを進めます。

目標②

安心安全で健やかな暮らしを支えるまち

町民の暮らしを支える生活基盤を維持・充実するとともに、交通弱者の移動手段の確保など、暮らしに必要な移動ができるまちづくりを進めます。また、地域と行政が連携して防犯・防災力を高め、安心安全で健やかな暮らしを支えるまちづくりを進めます。

目標③

地域の個性を活かした人々を引き付ける魅力あるまち

4か村合併による町の成り立ちや、これまで進めてきた都市づくりの経緯を踏まえて、現状の都市構造を尊重しつつ、歴史・文化、産業、観光など多様な拠点の維持・充実を進めます。また、町民一人ひとりが地域の魅力を理解し、次世代や移住希望者等に地域の魅力を語れるよう、シティプロモーションによるまちの魅力発掘・発信を行っていくとともに、地域の個性を活かした機能分担や他市町村との連携を強化していくことで、人々を引き付ける魅力あるまちづくりを進めます。

目標④

協働による住民が主役となるまち

これまでの実施してきた区・集落組合を中心とする地域と行政との協働をさらに推進することに加え、各産業に関わる事業者等とのつながりを強化し、多様な主体がまちづくりに参加する仕組みづくりを進めます。

4 将来都市構造

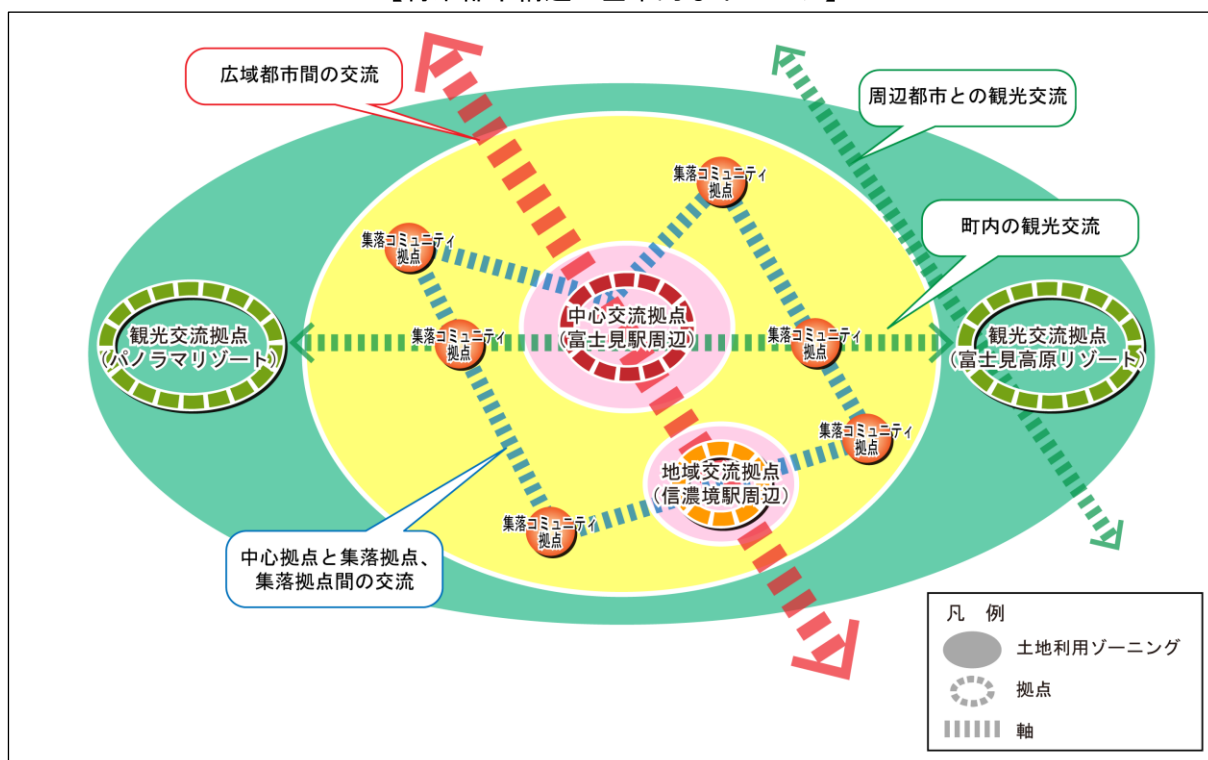
(1) 将来都市構造の基本的な考え方

将来都市構造とは、町全体の特徴や骨格を概念的に表して、目指すべき将来の都市の姿を分かりやすく描くものであり、「土地利用ゾーニング」「拠点」「軸」の3つの要素で構成されるものです。

将来都市構造		目指すべき将来の都市の姿を概念的に表すもの
将来都市構造の構成	土地利用ゾーニング	自然地形や土地利用形態等の特性に基づく地域のまとまりを「面」で概念的に表すもの
	拠点	特徴的な都市機能等が集積し、将来の都市づくりの核となる地区を「点」で概念的に表すもの
	軸	人の移動や交流の流れの方向を「線」で概念的に表すもの

富士見町における将来都市構造は、4か村合併による町の成り立ちや、これまでの進めてきた都市づくりの経緯を踏まえて、現状の都市構造を尊重しつつ、地域の特性を生かした機能分担や他市町村との連携を強化していくことで、バランスの取れた持続可能な都市構造を目指すものとしします。

【将来都市構造の基本的なイメージ】



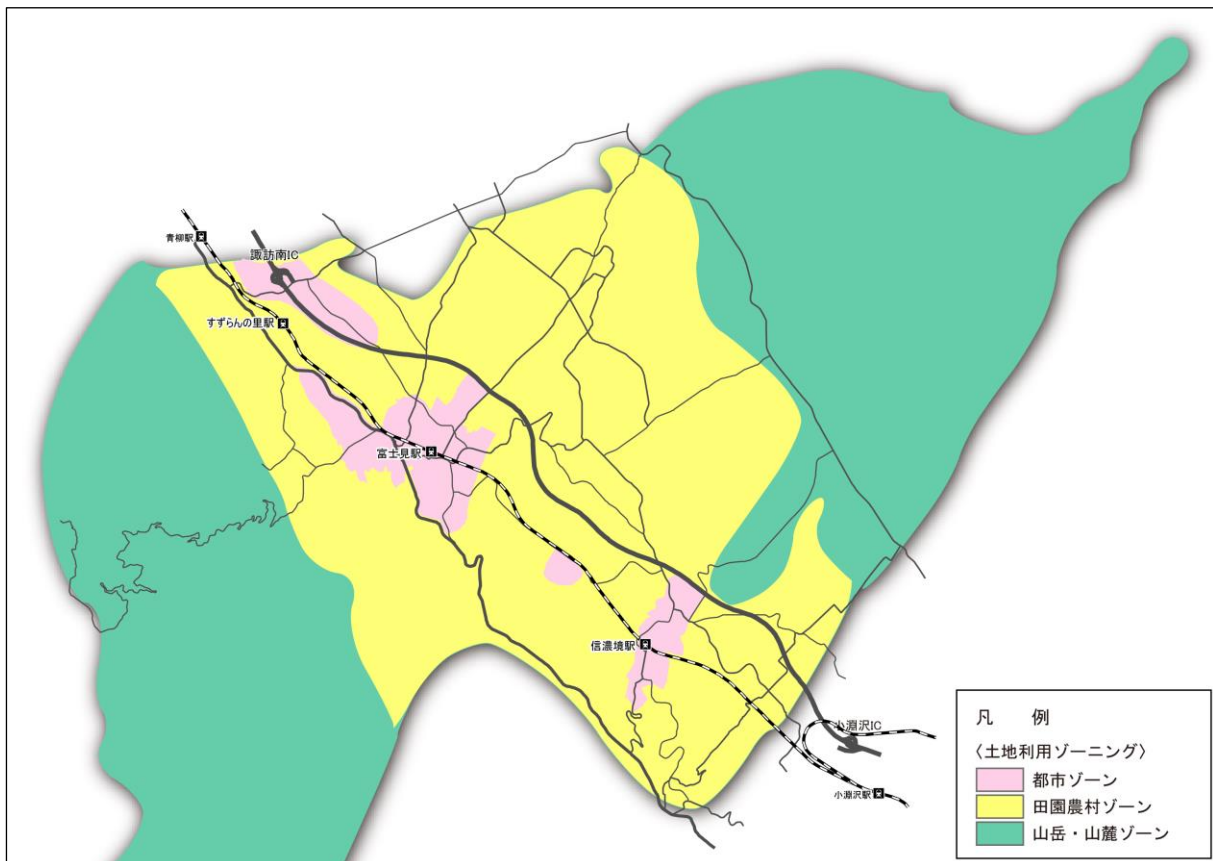
（２）土地利用ゾーニングの設定

自然地形や土地利用形態等の特性に基づく地域のまとまりを「面」で概念的に表す「土地利用ゾーニング」を次のとおり設定します。

【土地利用ゾーニング】

土地利用ゾーニング		基本方針	分 担
①	都市ゾーン	人口減少及び少子高齢化社会に対応するため、田園農村ゾーン、山岳・山麓ゾーンとの機能分担のもとに、都市機能の集約化や産業機能の強化を図り、効率的で持続可能な都市づくりを目指します。	・用途地域指定区域 ・諏訪南 IC、テクノ街道周辺 ・富士見高原産業団地
②	田園農村ゾーン	優良農地の保全と農業生産基盤の充実により生産性の向上に努めるとともに、各地域が有する良好な景観を町民共有の財産として保全・継承し、周囲の自然環境との調和を図りながら集落環境の整備を推進します。	・農業振興地域
③	山岳・山麓ゾーン	本町の風土及び景観特性を構成している八ヶ岳と入笠山の上部は急峻な山岳地域であり、貴重な高山植物、鳥獣類が生育・生息しており、自然公園法に基づく自然公園地域に指定されているところもあることから、その維持・保全に努めます。	・保安林 ・自然公園地域（八ヶ岳中信高原国定公園、南アルプス国立公園） ・自然環境保全地域（入笠湿原） ・森林地域

【土地利用ゾーニング】



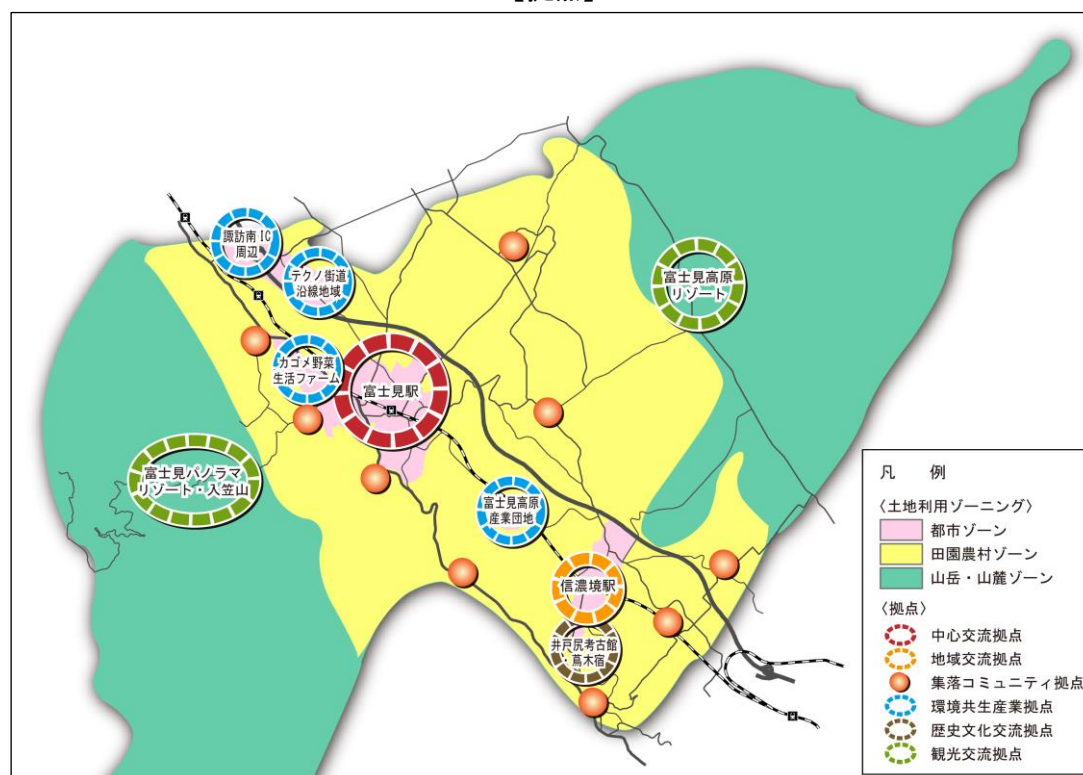
（３）拠点の設定

土地利用ゾーニングの設定を踏まえ、各ゾーニングに対応した特徴的な都市機能等が集積し、将来の都市づくりの核となる地区を「点」で概念的に表す「拠点」を次のとおり設定します。

【拠点】

拠 点	基本方針	分 担
① 中心交流拠点	商業・経済、行政等の様々な都市機能の維持・充実を図るとともに、人・もの・情報が行き交い都市活動を支える中心となる場所としての機能の維持・充実を図ります。	・ 富士見駅周辺
② 地域交流拠点	中心交流拠点との適切な機能分担の下、日常生活に密着した都市機能や住環境の維持・充実を図り、信濃境駅周辺地域における生活の中心となる場所としての機能の維持・充実を図ります。	・ 信濃境駅周辺
③ 集落コミュニティ拠点	地域住民の日常生活に必要な機能の維持・充実や交通手段の確保を図るとともに、各地域における伝統や文化を支えるコミュニティの維持を図ります。	・ 郊外基礎集落地
④ 環境共生産業拠点	本町の産業活動をけん引する産業機能の維持・充実を図ります。	・ 諏訪南 IC 周辺 ・ テクノ街道周辺 ・ 富士見高原産業団地 ・ カゴメ富士見工場、カゴメ野菜生活ファーム周辺
⑤ 歴史文化交流拠点	地域の歴史・文化資源を活かした交流促進の場としての機能の維持・充実を図ります。	・ 井戸尻考古館周辺 ・ 葛木宿（道の駅）周辺
⑥ 観光交流拠点	本町の２大リゾートとしての機能の維持・充実や広域連携による観光振興を図ります。	・ 富士見パノラマリゾート ・ 富士見高原リゾート

【拠点】



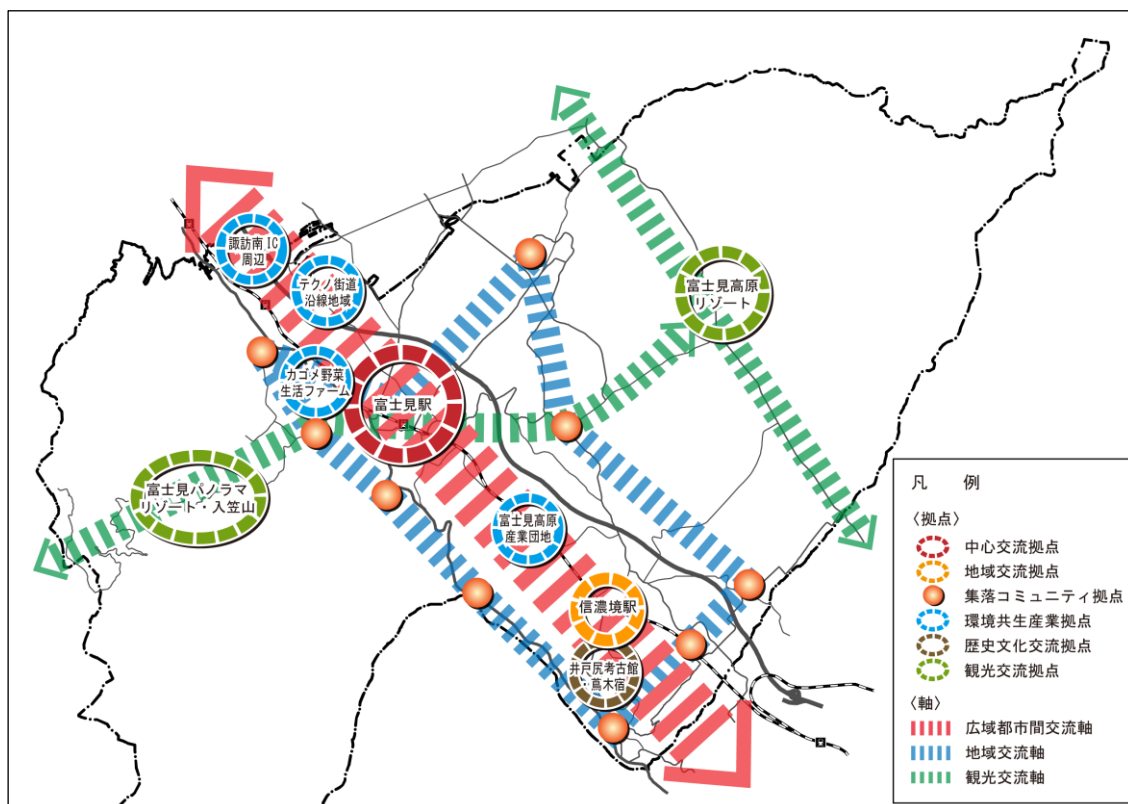
(4) 軸の設定

拠点の設定を踏まえ、隣接する都市間や拠点間を結び、人の移動や交流の流れの方向を「線」で概念的に表す「軸」を次のとおり設定します。

【軸】

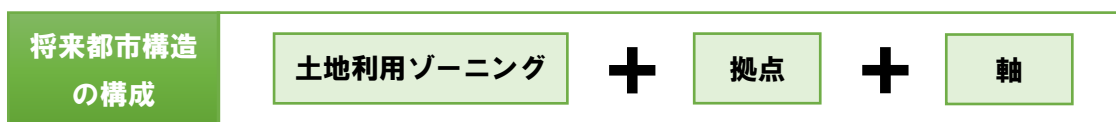
軸	基本方針	分 担
① 広域都市間交流軸	広域的な都市間を結び、周辺都市との交流や産業活動を支えるとともに、中心交流拠点と地域拠点を結ぶ都市の骨格となる道路及び公共交通を「広域都市間交流軸」として位置づけ、本町全体の発展を支え、道路交通、都市防災、交流など様々な役割を担う軸として維持・充実を図ります。	《道路》 ・中央自動車道 ・国道 20 号 ・(主)茅野北杜韮崎線 《公共交通》 ・JR 中央線
② 地域交流軸	広域都市間交流軸を補完し、交流拠点と集落拠点、集落拠点間を有機的に結ぶ道路を「地域交流軸」として位置づけ、町内の各地域間の連携・交流の促進や産業の振興を担う軸として維持・充実を図ります。	・(主)諏訪南インター線 ・(主)高根富士見線 ・(一)払沢富士見線 ・(一)立沢富士見停車場線 ・(一)中新田富士見線 ・(一)信濃境停車場線 ・(一)富士見高原線 ・八ヶ岳西麓広域農道(八ヶ岳エコーライン) ・町道(交流拠点と集落拠点、集落拠点間を結ぶ路線)
③ 観光交流軸	本町の観光交流拠点を結び、広域的な観光交流を支える道路を「観光交流軸」として位置づけ、2大リゾートを拠点とした観光振興や広域連携による観光振興を担う軸として維持・充実を図ります。	・(一)富士見原茅野線(鉢巻道路) ・(一)乙事富士見線 ・町道(観光交流拠点を結ぶ路線)

【軸】

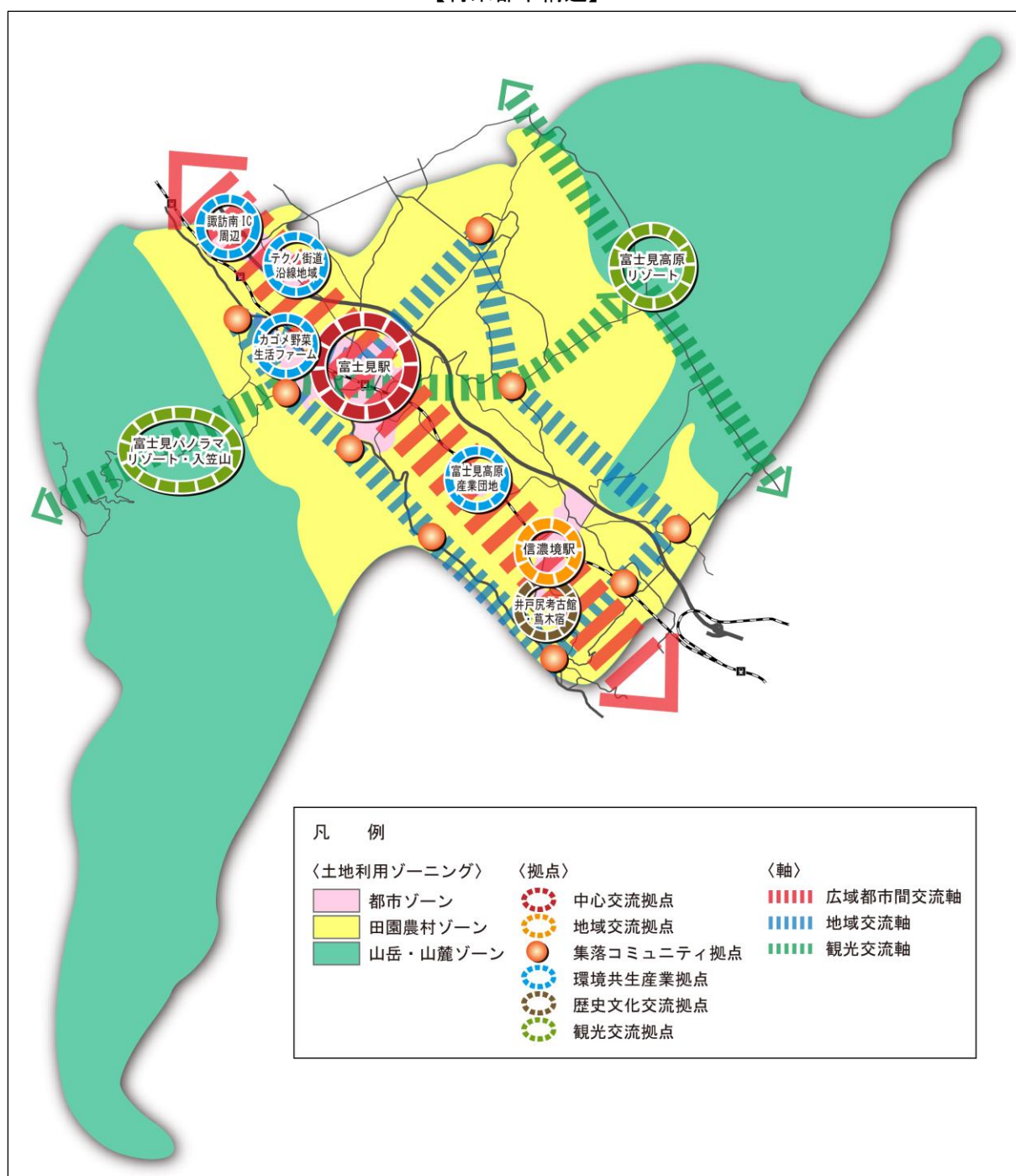


（５）将来都市構造の設定

前述の「土地利用ゾーニング」「拠点」「軸」の設定を踏まえて、目指すべき将来の都市の姿を描く将来都市構造を次のとおり設定します。



【将来都市構造】



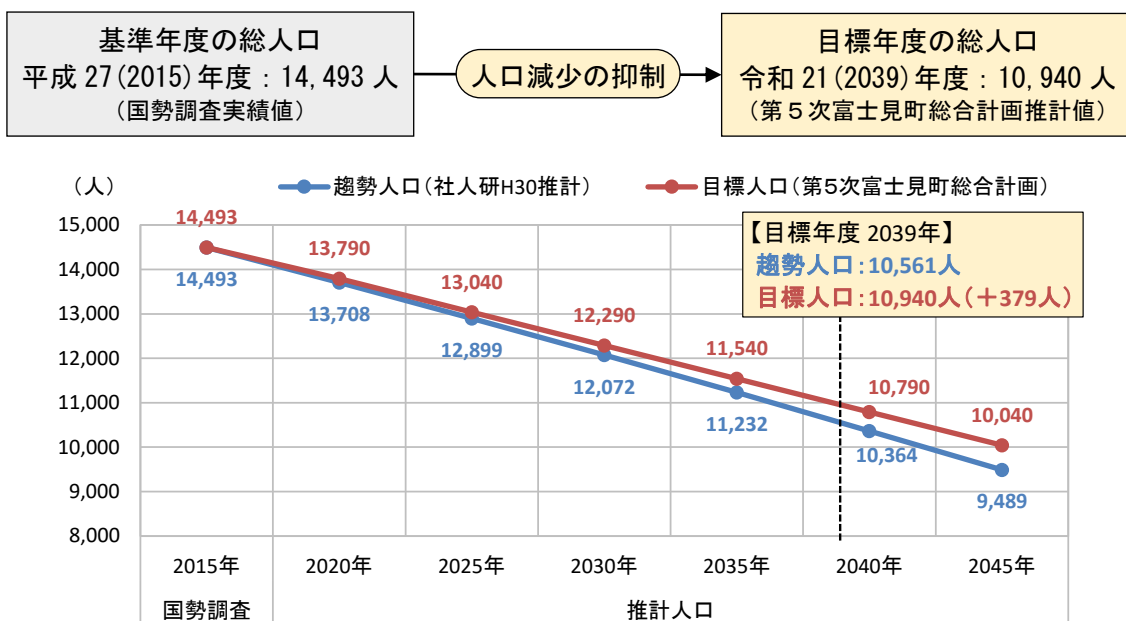
5 目標人口

目標人口とは、第5次富士見町総合計画や都市計画マスタープラン、その他関連計画で定める政策・施策を推進することによって達成すべき目標人口を定めるものです。

本計画における目標人口は、第5次富士見町総合計画の目標人口に即して、次のとおり設定します。

【目標人口】

- 目標年度（概ね20年後）「令和21(2039)年度」における目標人口を「10,940人」と設定。



第3章 分野別構想

- 本章では、全体構想の方針を受けて、総合的・計画的に都市づくりを進めていくための分野別の方針を示します。

1 分野別構想の役割と構成

（１）分野別構想の役割

分野別構想は、都市を構成する土地利用や交通体系などの分野ごとに、都市づくりの基本的な考え方や整備方針などを明らかにすることにより、全体構想で掲げる都市づくりの将来都市像の実現に向けた具体的な取組の方向性を共有することを目的としています。

分野別構想は、個別分野ごとのまちづくりの考え方を示すものであるため、行政内においては、都市計画マスタープランの考え方を踏まえた個別計画の立案や各種施策の実施にあたって、関係各課の相互の連携を高め、総合的に都市づくりを推進していく指針として活用していきます。

また、町民の方々にとっては、防災・福祉などの身近なまちづくりのテーマが、都市計画の視点からどのように方向づけられているか確認いただくことができます。

（２）分野別構想の構成

分野別構想の構成については、都市計画運用指針に示される都市計画マスタープランの基本的な考え方などを踏まえ、以下の５つの分野ごとに、上位・関連計画等と整合・調整を図りながら、都市づくりの方針を定めます。

【分野別構想の構成】

① 土地利用の方針	
② 都市施設の整備方針	②-1 交通体系整備の方針
	②-2 公園・緑地の整備方針
	②-3 下水道の事業方針
	②-4 その他の都市施設の整備方針
③ 景観育成の方針	
④ 防災都市づくりの方針	
⑤ 福祉のまちづくりの方針	

2 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

- 本町の土地は、現在及び将来における限られた資源であるとともに、生活や経済活動をはじめとする町民活動に必要な共通基盤であり、町の発展と深いかかわりを持つ、再生産できない貴重な財産です。
- 土地利用にあたっては、豊かな自然との共生を目指し、住民の住環境を整え、自然や景観の保全と都市機能の充実を両立させた、メリハリのついた土地利用を推進します。また、住居や農地を地域資源と捉え、適切な活用を促進します。

(2) 基本方針

本町における土地利用の基本方針を定め、「第2次国土利用計画（富士見町計画）」「富士見町立地適正化計画」等の上位・関連計画と整合を図りながら、地域の個性を活かした土地利用を推進します。

① 自然環境の保全及び共生した環境づくり

- 本町が有する豊かな自然環境は社会全体の共通財産であり、町の地勢を形成する重要な環境基盤であることから、将来にわたり自然からの恵みを享受できるよう、保全を図るとともに、自然と共生した環境づくりを進めます。

② 地域の個性を活かした土地利用の推進

- 都市的土地利用については、都市機能や居住を町の中心部や駅周辺等に集約化し、空家、空地等の低・未利用地を有効活用することにより、効率的でコンパクトな土地利用を図ります。
- 農村地域では、優良農地の保全と農業生産基盤の充実により、生産性の維持・向上に努めるとともに、人口減少及び超少子高齢社会を見据え、移住・定住促進や産業の振興・雇用の創出等への寄与に必要な用地について、周辺環境に配慮しつつ、適切な土地利用を図ります。
- 農地、森林、宅地など利用区分相互の土地利用転換にあたっては、復元の困難性、自然環境への影響等を十分考慮して計画的かつ慎重に行うものとします。

③ 災害リスクに対応した土地利用の推進

- 防災・減災の視点に立った総合的な公共インフラの長寿命化や、農地及び森林の持つ多面的機能の維持増進による治山・治水対策を進め、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

④ 連携・協働による土地利用の推進

- 土地利用をめぐる様々な関係性の深まりや多様な主体の関わりの増大などを踏まえ、地域において土地利用の基本的な考え方への合意形成を図るとともに、多様な主体の連携・協働を進め、住民一人ひとりが自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等に関心を持ち、その運用に参画できるよう、行政と地域や住民の協働による取り組みを促進します。
- 土地利用はその影響が広範囲にわたることから、広域性を踏まえた地域整備と地域間の交流・連携を促進し、維持・活性化に向けた取り組みを進めます。

（３）土地利用区分別の方針

地域の個性を活かした土地利用を実現するために、上位計画である「第２次国土利用計画（富士見町計画）」では、それぞれの機能ごとに整備誘導すべき地域として、６つの機能区分（ゾーン）を設定し、土地利用構想を策定しています。

【将来都市構造における土地利用ゾーニングと機能区分の対応】

将来都市構造における土地利用ゾーニング	第２次国土利用計画（富士見町計画）における機能区分
① 都市ゾーン	① 都市機能集積ゾーン
	② 産業工業ゾーン
② 田園農村ゾーン	③ 歴史・文化・風土育成ゾーン
	④ 田園集落ゾーン
③ 山岳・山麓ゾーン	⑤ 健康・保養レクリエーションゾーン
	⑥ 森林保全ゾーン

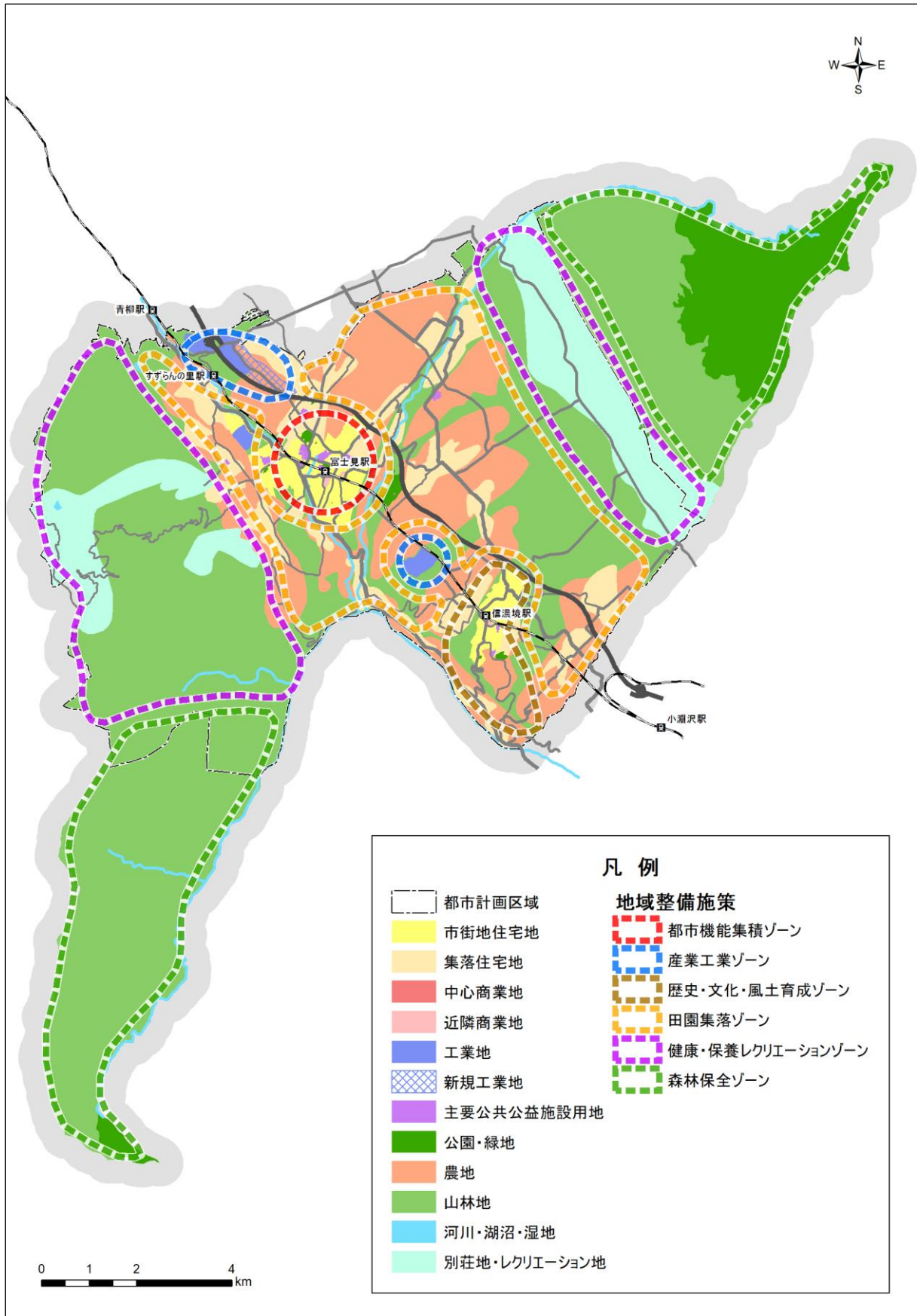
「第２次国土利用計画（富士見町計画）」における土地利用構想に即して、土地利用区分別の基本方針を次のとおり設定し、適切に土地利用の誘導を図ります。

【土地利用区分別の基本方針】

土地利用区分	基本方針
市街地住宅地	● 良好な住宅地となるよう用途地域の見直しや、必要に応じて地区計画制度、建築協定など、まちづくりのルールを活用し、地域の実情にあった良好な生活空間の保全を図ります。 ● まちなか居住の推進や若者の定住促進、高齢者に配慮した居住環境の整備など、町民の多様なニーズに対応した住宅を供給するため、様々な事業を活用するとともに、空家等の既存ストックを有効活用した定住策を推進し、コミュニティの健全な維持に努めます。
集落住宅地	● 農地や森林地と宅地の調和に配慮しつつ、空家等の既存ストックを有効活用し、住民と行政との協働により、既存集落環境の維持を図ります。 ● 自然豊かな田園風景を保全し、田舎暮らしを目的とした移住・定住先としての環境形成を図ります。
中心商業地	● 商店街、個人商店、住民、行政等の多様な主体の協働、創意工夫により賑わいの創出を図ります。 ● 空家や空き店舗、空地等の低・未利用地の有効利用を図りながら、魅力ある商業拠点として整備に努めます。
近隣商業地	● 空家や空き店舗、空地等の低・未利用地の有効利用を図りながら、日常的な買い物や日常サービス機能の維持・確保を図ります。

土地利用区分	基本方針
工業地	● 町の発展を支える地域の産業振興を推進するため、効率的に都市基盤・環境を整備し、本町の立地条件の優位性を生かした企業誘致を積極的に進めます。 ● 既存の工業団地のうち、未分譲のものや工場跡地等の有効利用を図ります。
新規工業地	● 諏訪南インターチェンジ周辺やテクノ街道沿線等を活用して、産業振興に必要な土地を確保し、周辺地域との調和、環境負荷の低減に配慮しながら、適正な土地利用を図ります。
主要公共公益施設用地	● 教育施設、福祉施設等、住民が快適な生活を営む上で必要となる施設について、環境の保全や景観に配慮しつつ、施設整備や適正な管理を行います。 ● また、人口の減少により公共施設の統廃合も想定され、廃止施設、跡地が生じた際は、その適切な管理と利活用を図ります。
公園・緑地	● 町内の公園等を計画的に管理するとともに、公園の安全な利用のため、施設の整備や管理を適正に進めていきます。
農地	● 農地は農業の生産の場であるとともに緑地空間として、生活環境や景観育成に重要な役割を果たしています。農地の無秩序な転用や遊休荒廃化の防止に努めるとともに、集団的な優良農地の確保、農業経営基盤の強化や地域の活性化を図ります。また、農業後継者、新規就農者の育成を行う環境を整備し、生産的な緑地として有効利用を図ります。
山林地	● 森林は、社会全体の共通財産であり、町の地勢を形成する重要な環境基盤です。木材生産等の経済的機能や、町土の保全、水資源の涵養、大気浄化、保健休養等の公益的機能が、総合的かつ高度に発揮される状態を持続できるよう、森林の整備及び保全を進めます。
河川・湖沼・湿地	● 災害を防止するため、河川の適正な維持管理を県と連携・協力を密にしながら進めていきます。また、治水や用排水路など目的別の水路機能の維持・向上を図るための整備を推進します。 ● また、水辺空間は町民生活に潤いを与え、水源の確保や生態系保全の面からも貴重な資源であることから、周辺環境に配慮した保全と活用を図ります。
別荘地・レクリエーション地	● 別荘地・レクリエーション地については、その需要動向を充分に見極め、社会条件の変化に適切に対応した整備を進めるとともに、地域の交通体系及び観光産業の充実を図り、質の高い観光リゾート地の形成に努めます。

【土地利用方針図】



3 都市施設の整備方針

3-1 交通体系整備の方針

(1) 基本的な考え方

- 高原交流都市としての活力を維持・向上するため、東西方向の主要幹線道路とそれらを補完する南北方向の幹線道路を強化し、総合的な道路ネットワークを構築することにより、市街地、集落地、観光保養地等の地域間連絡性の向上を図るとともに、通過交通と観光交通、生活交通の機能分離を行い、各地域における交通利便性の向上を図ります。また、歩道が設置されていない道路やバリアフリー化に対応していない道路が多く見られるため、安全で誰もが歩きやすい歩行者空間を確保し、個性的で魅力的な道路の整備を目指します。
- 都市計画道路は、計画決定当時とは都市構造や社会状況等が変化していることから、適切な見直しが求められるとともに、整備率の向上など、計画的な整備も求められています。現在の都市計画道路に求められている各種機能についての評価や実現性の検討を行い、必要に応じて都市計画道路の見直しを行った上で、整備を推進します。
- 暮らしに必要な移動ができる環境を整え、デマンド交通の利用促進に取り組むとともに、地域に合った公共交通のあり方を検討します。

(2) 骨格道路整備の方針

① 交通機能分類と位置づけ

本町における骨格道路の機能分類と位置づけを以下のとおり定め、「富士見町公共施設等総合管理計画」等の関連計画と整合を図りながら、生活基盤である道路の改良・維持管理を進めます。

【交通機能分類と位置づけ】

交通機能分類	位置づけ	分担
高規格幹線道路	全国的な自動車交通網を形成する自動車専用道路を位置づけます。	・中央自動車道
主要幹線道路	広域的な都市圏の交通流動を担う道路を位置づけます。	・国道20号 ・(主)茅野北杜葦崎線
幹線道路	主要幹線を補完し、周辺都市との交流に対応し、町の都市構造の骨格形成を担う道路を位置づけます。	・(主)諏訪南インター線 ・(主)高根富士見線 ・(一)富士見原茅野線(鉢巻道路) ・(一)払沢富士見線 ・(一)立沢富士見停車場線 ・(一)乙事富士見線 ・(一)中新田富士見線 ・(一)信濃境停車場線 ・(一)富士見高原線 ・八ヶ岳西麓広域農道(八ヶ岳エコーライン) ・町道(町の骨格形成を担う幹線一級町道、幹線二級町道、その他町道)
補助幹線	主要幹線道路・幹線道路を補完するとともに、市街地内の交通幹線となるほか、市街地形成の軸を担う道路を位置づけます。	・町道(主要幹線道路、幹線道路を補完する幹線一級町道、幹線二級町道、その他町道)

② 都市計画道路見直しの方針

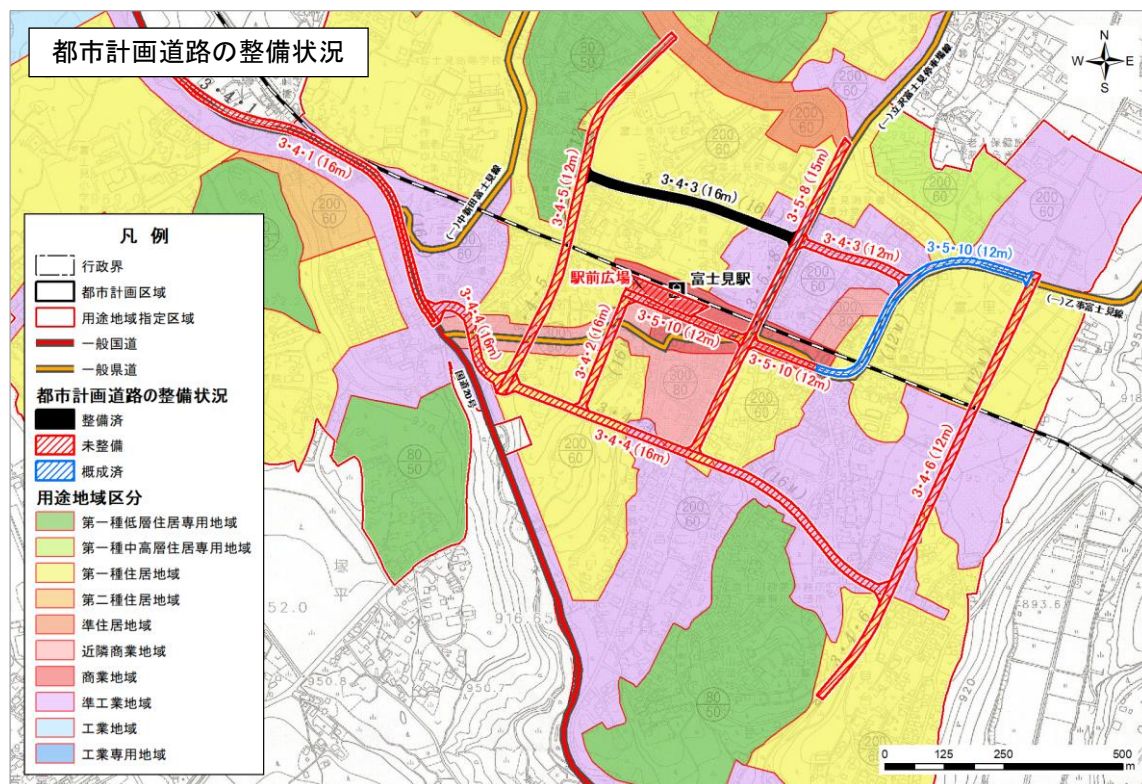
本町では、平成23年度(2011年度)より都市計画道路見直しを実施し、その結果を受けて、平成24年度(2012年度)に都市計画変更を行い、「3・4・7 桜ヶ丘線」「3・4・9 西山線」「3・5・11 大平南原山線」の全線及び「3・4・6 丸山公園線」の一部を廃止しました。

すでに都市計画決定されている都市計画道路については地形的に整備が困難な箇所や、建物密集で事業化が難しい路線が広く存在しております。将来的な人口減少、超高齢化社会の到来が予想される中、費用対効果も十分に検討しながら、安全で快適な市街地形成のための都市計画道路の整備が求められます。

このことから、本計画期間内において、地域住民や関係機関等と十分調整を図りながら、実現性の高い、都市計画道路網の再構築を図るとともに、更に整備を推進します。なお、都市計画道路網の再構築にあたっては、富士見都市計画区域マスタープランにおける交通機能分類など、上位・関連計画の位置づけと整合を図ります。

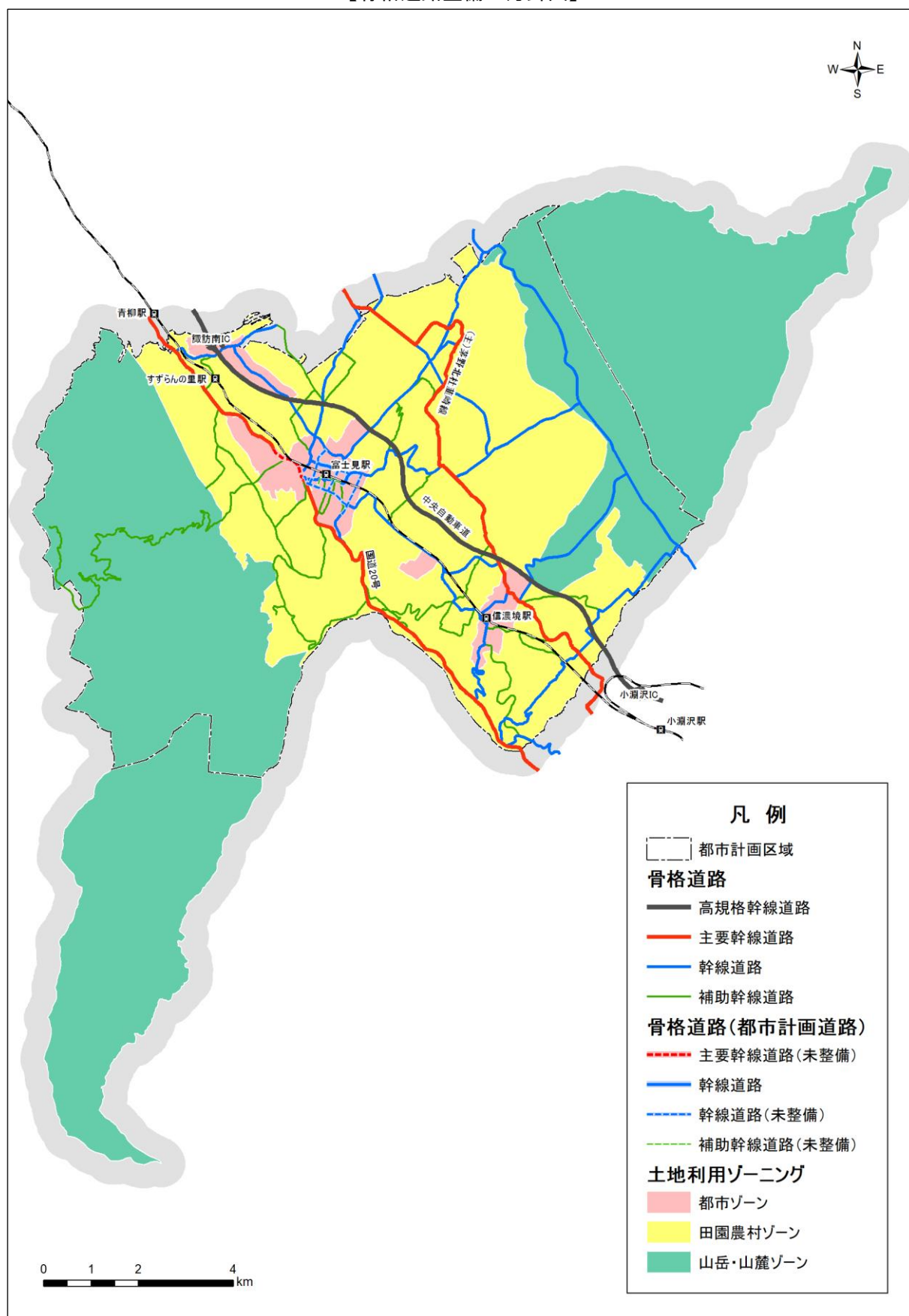
【都市計画道路整備の基本的な考え方】

- 富士見駅の徒歩圏を基本とした「歩いて暮らせるまちづくり」の推進に向けて、富士見町立地適正化計画の方針と整合を図りながら、未整備となっている都市計画道路について、見直しを検討します。
- 地形的制約等により実現性の乏しい都市計画道路について、見直しを検討します。
- 都市計画道路の見直しにあたっては、将来的な人口動向を見据えた土地利用の規制・誘導に配慮し、整備済の都市計画道路を最大限に活用した都市計画道路網を検討します。
- 整備済の都市計画道路については、計画的に維持管理を図ります。



資料：富士見町「平成28年都市計画基礎調査」

【骨格道路整備の方針図】



（３）公共交通ネットワーク形成の方針

本町における公共交通ネットワーク形成の方針を定め、「富士見町立地適正化計画」等の関連計画と整合を図りながら、集落地と町民の暮らしを支える都市機能が集積する市街地を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実を図るなど、関係機関等と連携し、暮らしに必要な移動ができる環境づくりを進めます。

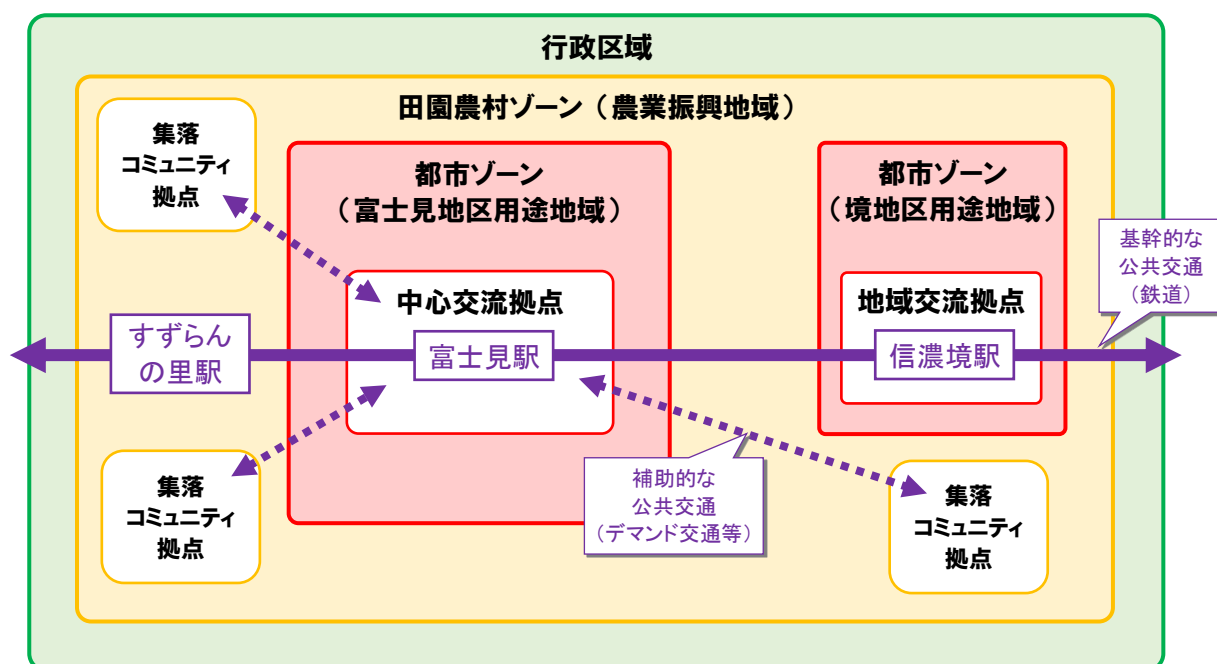
① 交通結節点の機能充実

- 富士見町には松本・塩尻方面や甲府・新宿方面を結ぶ JR 中央東線が位置しており、首都圏や周辺都市との交流の玄関口となる富士見駅や信濃境駅、通勤・通学等に利用されているすずらんの里駅については、関係機関と連携を図りながら、交通結節点としての機能充実を図ります。
- 広域的な都市間の交流を支える中央道高速バスのバス停周辺について、利便性の向上や機能充実を図るため、パーク＆ライド駐車場の整備やバス停と観光交流拠点を結ぶ交通手段のあり方等を検討するとともに、諏訪南 IC や小淵沢 IC の有効活用など、周辺自治体と連携し、一体となってまちづくりを進めていきます。

② 公共交通の利用促進とあり方の検討

- 交通弱者対策として公共交通は必要不可欠であることから、デマンド交通の利用促進に取り組みます。また、富士見町地域公共交通会議等を通じて、利用者ニーズの把握や次世代都市交通システムの研究等を行い、住民の移動を支える地域に合った公共交通のあり方を検討します。

【公共交通ネットワークの概念図】



3-2 公園・緑地の整備方針

(1) 基本的な考え方

- 富士見町の緑地のうち、そのほとんどが山林・農地となっており、公園・広場等の施設の緑地については各地域の特性に応じて適正に配置されています。
- 今後は、町内の公園等を計画的に管理するとともに、公園の安全な利用のため、施設の整備や管理を適正に進めていきます。

(2) 基本方針

本町における公園・緑地の整備方針を定め、「富士見町緑の基本計画」「富士見町公共施設等総合管理計画」等の関連計画と整合を図りながら、公園・緑地の計画的な管理を進めます。

機能系統	公園・緑地の整備方針
環境保全系統	● 富士見町を特徴づけている東西の八ヶ岳や入笠山山麓の森林の保全に努めます。 ● 自然的環境を与えてくれる田・畑や市街地の林や河川の緑地の保全を図ります。 ● 市街地及びその周辺地域では、無秩序な市街化を防ぐため、住宅地、工場地、農地を明確に分ける現状の緑地（緩衝帯としての緑地）の保全を図ります。
レクリエーション系統	● 市街地や集落地に配置されている日常的なレクリエーションのための公園や広場等を計画的に管理するとともに、安全な利用のための施設整備や管理を進めます。 ● 環境学習、環境教育、体験学習のための緑地の保全を図ります。 ● 交流の場となるシンボリック緑地として、多目的交流広場等の計画的な管理を進めます。
防災系統	● 山林につながる農地、河川沿いの緑地など、自然災害を防止する緑地の保全を図ります。 ● 市街地での避難場所や物資集積拠点、救助活動拠点として機能する公園等オープンスペースや避難路の計画的な管理を進めます。
景観構成系統	● 富士見らしさを最も表現している八ヶ岳、入笠山などの森林やなだらかな傾斜地に展開し田園風景を形作っている農地など、優れた自然による景観育成に資する緑地の保全を図ります。 ● 市街地周辺の里山・防風林等の景観や、井戸尻遺跡、富士見公園などの名勝・史跡、湧水池等を郷土の景観づくりに資する緑地として保全します。 ● 多目的交流広場やふじみ分水の森等の都市を代表する中心的緑地について、都市的な景観育成に資する緑地として計画的な管理を進めます。

第3章 分野別構想



3-3 下水道の事業方針

(1) 基本的な考え方

- 市街地等の生活環境の改善、河川等の公共用水域の水質保全と町民の快適な生活環境の形成などを図り、必要に応じて下水道計画の見直しを行いながら、下水道の整備及び維持管理・更新を計画的に進めます。

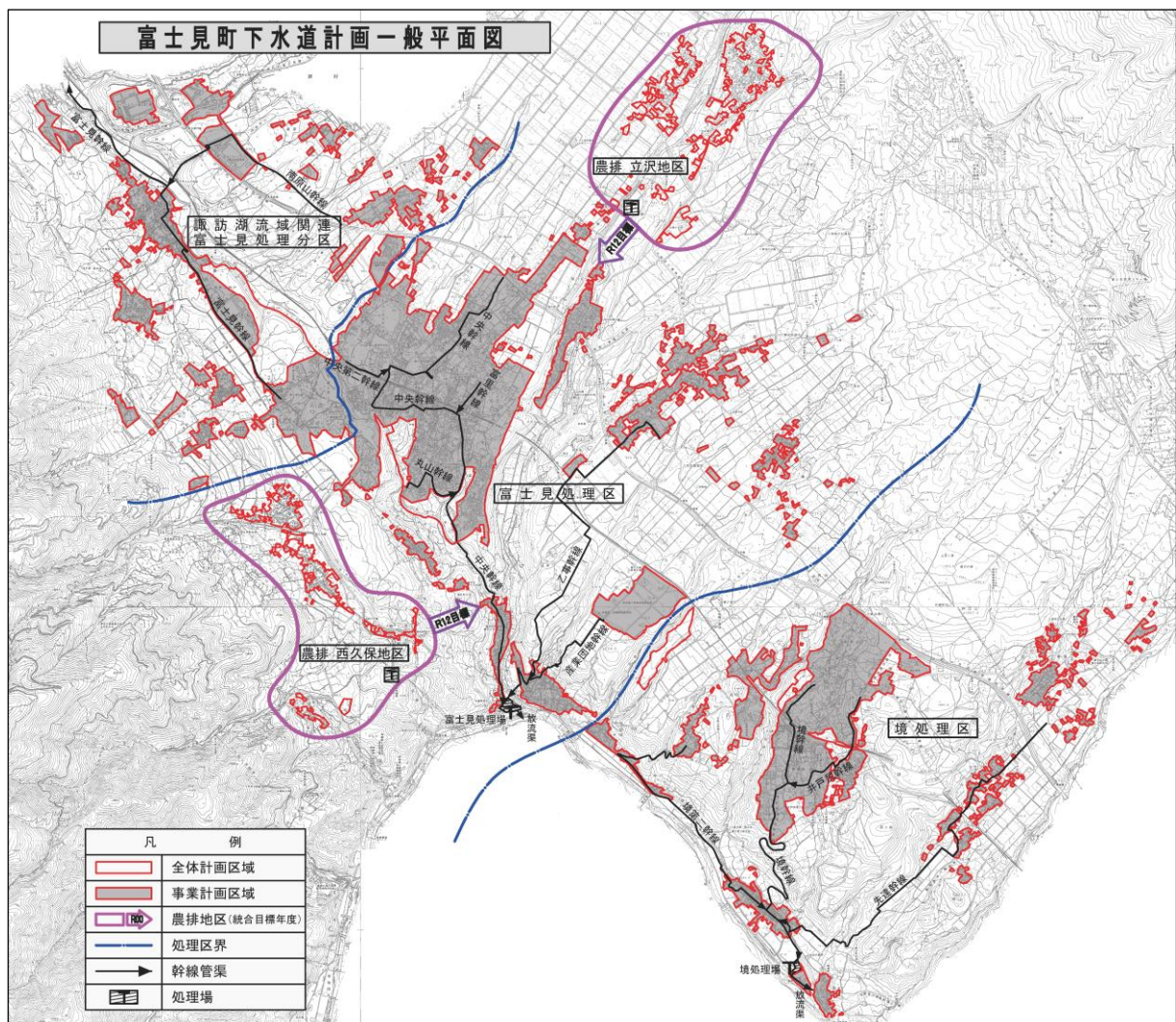
(2) 基本方針

本町における下水道の事業方針を定め、「富士見町公共施設等総合管理計画」「富士見町『水循環・資源循環のみち 2015』構想」「下水道施設更新計画」等の関連計画と整合を図りながら、下水道の維持管理・更新を計画的に進めます。

① 施設更新計画（長寿命化対策）及び地震対策の推進

- 富士見町公共下水道事業計画に基づき、下水道の維持管理・更新を図るとともに、事故の未然防止とライフサイクルコストの最小化を目指し、農業集落排水事業地区の統合及び重要管渠の流下機能の確保など地震対策を推進します。

【下水道の事業方針図】



3-4 その他の都市施設の整備方針

(1) 基本的な考え方

- 高齢化社会の到来、多様化する生活様式に対応し、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動の確保を目標として、ごみ処理場等の都市施設の整備を進めます。

(2) 基本方針

本町におけるその他の都市施設の整備方針を定め、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」等の関連計画と整合を図りながら、ごみ処理場等の都市施設の計画的な整備を進めます。

① ごみ処理の一体化

- 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、3市町村（茅野市、富士見町、原村）のごみ処理の一体化を図ります。

4 景観育成の方針

(1) 基本的な考え方

- 八ヶ岳と南アルプス山系入笠山に囲まれた富士見高原は四季折々に素晴らしい景観と癒しの空間を提供してくれます。
- まちづくりは「物の豊かさ」から「心の豊かさ(質の向上)」へニーズが変化しつつあることに加え、まちの環境や景観についての関心の高さが住民意識調査にも見られます。
- ライフスタイルの多様化や都市化の進行により、自然生態系に変化が生じてきていることから、自然資源の有限性を再認識しながら環境保全への取り組みが求められます。
- 本町では、長野県景観条例に基づく八ヶ岳山麓景観育成重点地域の指定や信州ふるさとの見える丘の認定など、八ヶ岳山麓の一体的な景観保全・育成に取り組んでいますが、近年、太陽光発電施設等の立地も進んでいる中で町内の景観の価値を見つめ直し、地域の個性を反映した富士見町らしい景観を守り、育て、生かしていくため、よりきめ細かな対策を進めていきます。

(2) 基本方針

本町における景観育成の方針を定め、「長野県景観育成計画」等の関連計画と整合を図りながら、良好な景観の保全・育成を進めます。

① 良好な景観の保全・育成

- 景観育成重点地域や景観育成住民協定、屋外広告物規制等の規制・誘導手法を活用し、歴史・文化的まちなみと自然環境が一体となった良好な景観の保全・育成を図ります。

② 地域資源を生かした質の高い景観育成

- 地域資源を生かした質の高い景観育成を進めるほか、水辺空間の保全・再生・創出を図るとともに緑化を進め、良好な景観の育成と水と緑が豊かなまちづくりを推進します。

③ 町独自の景観育成の推進

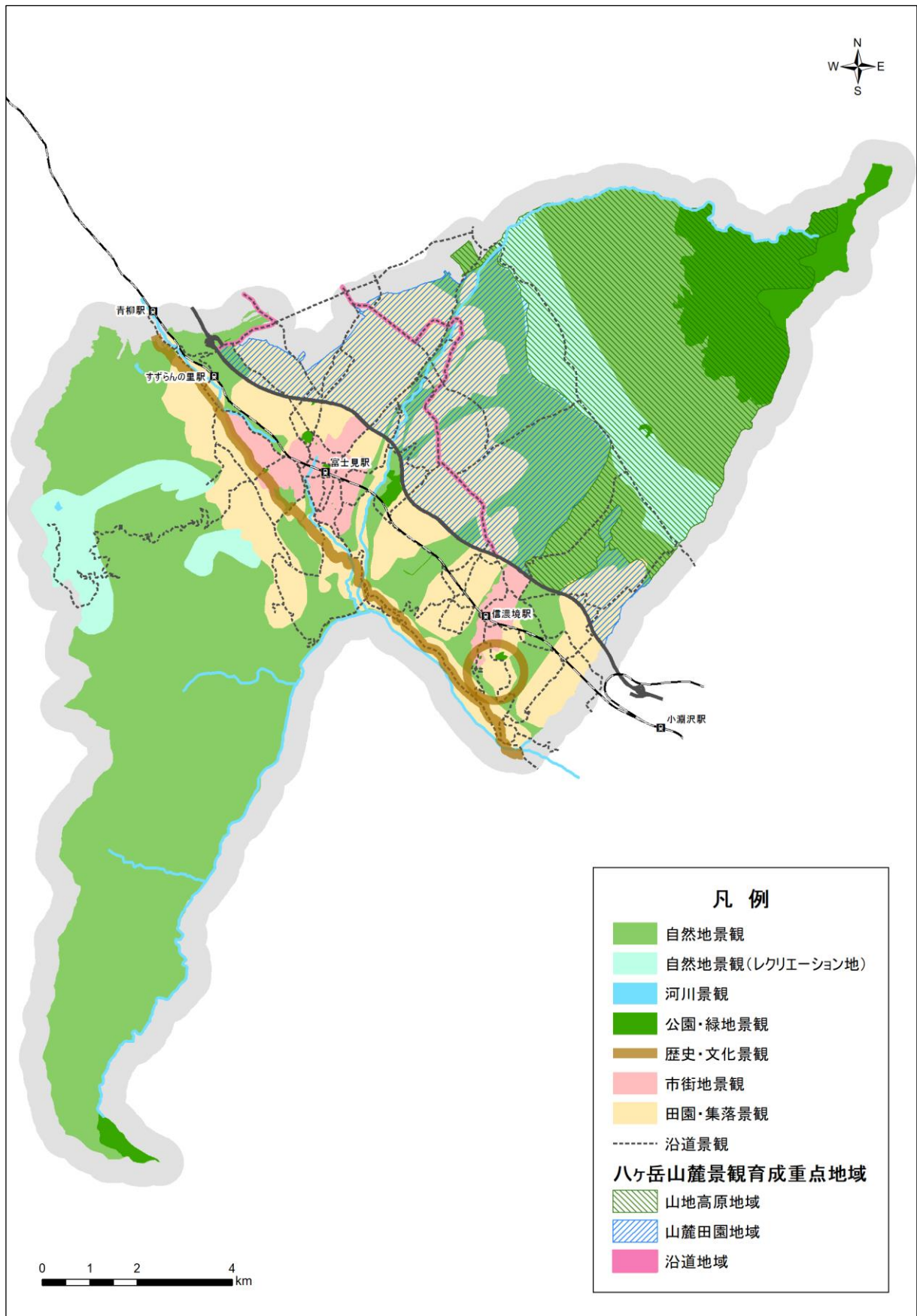
- 町内外に誇れる良好な郷土景観を町民共有の財産として保全・継承するため、「景観行政団体への移行」を検討するとともに、「景観計画」の策定や「景観条例」の制定を検討します。

（３）景観類型別の方針

町独自の景観育成を進めるため、景観類型別の方針を次のとおり設定します。

景観類型	景観育成の方針
自然地景観	● 富士見町を大きく包む雄大な山系と豊かな緑や河川が一体となった自然地景観の保全・育成を進めます。 ● 町独自の景観育成を進めるため、景観行政団体への移行や景観計画の策定と運用に必要となる関連条例の制定を検討します。
河川景観	● 市街地、集落地周辺の河川について、町民の親水の間として保全を図るとともに、比較的広い河川敷空間を対象に、自然的要素の保全や親水護岸の整備などを推進し、魅力ある河川景観の育成を進めます。
緑地景観	● 富士見・境市街地および点在する集落地の縁辺部に残る、斜面緑地や里山としての緑地の適正な維持管理を進めます。
歴史・文化景観	● 井戸尻考古館周辺について、歴史・文化的雰囲気有するゾーンとして景観の保全・育成を図ります。 ● 甲州街道等の旧街道沿いには、神戸・蔦木等の街道街並み地区があり、地元参画による個性ある景観育成を目指します。また、集落地における伝統的な街並みや歴史資源としての寺社地等の保全・活用を図ります。
市街地景観	● 富士見駅周辺において商業業務・公共施設の集積を進め、高原都市の中心としての一体的な市街地景観を育成します。 ● まとまりのある良好な市街地住宅地としての景観育成を進めます。
田園・集落景観	● 点在する集落と農地、緑地により構成される田園・集落景観について、集落を中心にまとまりのある景観育成を進めます。
沿道景観	● 道路交通の性格と沿道地域の環境に配慮し、良好な沿道景観を導くため、土地利用のあり方と連携した景観規制・整備の施策を展開します。

【景観育成の方針図】



5 防災都市づくりの方針

(1) 基本的な考え方

- 平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災を契機に、災害対策・防災に関連する法律の新設や改正が行われ、新たな計画の策定や見直しが進められています。
- さらに、その後発生した風水害・土砂災害・火山災害など、災害対策の重要性がこれまで以上に再認識される中、富士見町においても、平成 30 年（2018 年）の台風 24 号にて、土石流や浸水、停電の被害を経験しています。
- このため、防災・減災対策を総合的に検討し、強靱な土地基盤の形成を図るとともに、町民相互や地域コミュニティの中での助け合いなど、ハード・ソフトを組み合わせる一体的な災害対策を推進し、住民が安心安全に暮らせる、災害に強いまちづくりを進めます。

(2) 基本方針

本町における防災都市づくりの方針を定め、「富士見町地域防災計画」「富士見町耐震改修促進計画」等の関連計画と整合を図りながら、災害に強い都市づくりを推進します。

① 土地利用の適切な規制と誘導

- 木造建物の密集等に対して、土地利用の適切な誘導により、災害時の危険性の軽減に努めます。

② 火災に強い都市の形成

- 老朽化した建築物が密集し、延焼危険度が高い市街地や集落地については、耐震診断・耐震改修等の公的支援をするとともに、住環境整備を進め、沿道建物の不燃化等を促進します。

③ 防災緑地等の保全と確保

- 避難路、延焼遮断帯、避難場所の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間の保全・整備を推進します。

④ 避難地・避難路の整備

- 学校・公園等の災害時の避難場所のほか、その他住宅地においても避難路等の防災空間の整備に努めます。

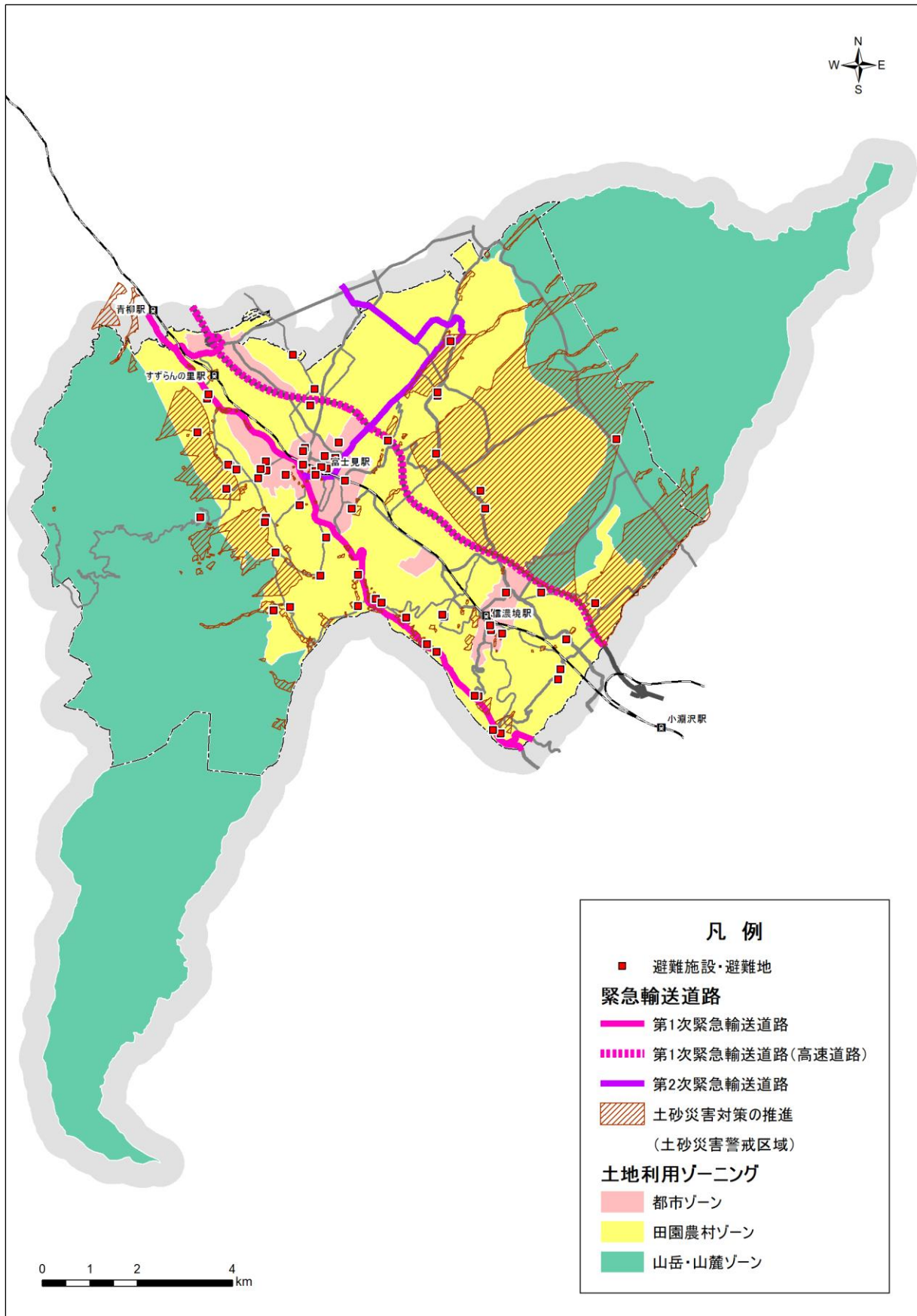
⑤ ライフライン等の耐震化の確保

- 電気・水道等のライフラインの耐震化を促進するとともに、災害時の応急復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化します。

⑥ 土砂災害対策の推進

- 土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害防止法に基づく土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進します。

【防災都市づくりの方針図】



6 福祉のまちづくりの方針

(1) 基本的な考え方

- すべての人が社会の一員として経済活動や社会活動に参加するために、ノーマライゼーションの理念に基づき、移動や活動のしやすさを確保するためのまちづくりを進めます。
- 地域における課題に対し、住民が主体的に解決できる力(自助)、地域住民がお互いに助け合う力(共助)、行政や社会福祉協議会などの公的サービスによる支援(公助)が、それぞれの役割、特長を活かしながら互いの力を引き出し、相互に連携・協力して取り組んでいけるような環境づくりを推進します。
- 誰もが安心して快適に生活できるまちづくりの推進を図るとともに、町民一人ひとりがまちづくりに参加するための意識の高揚・啓発に努めます。

(2) 基本方針

本町における福祉のまちづくりの方針を定め、「富士見町地域福祉計画(高齢者福祉計画、障害者計画、児童育成計画)」「富士見町健康づくり計画」等の関連計画と整合を図りながら、町民が安心安全に暮らせるまちづくりを推進します。

① 福祉基盤等の整備

- 小学校区単位(4区)を基本とした圏域を設定し、子どもから高齢者、また障がいがあっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、参加と支え合いによる地域共生社会づくりのために地域福祉を支援する基盤整備を進めるとともに、施設の整備にあたっては、長野県福祉のまちづくり条例やバリアフリー新法に適合した整備を図ります。

② 保育・教育施設の維持管理

- 保育・教育施設の長寿命化を図るとともに、計画的な改修を行います。

③ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- 誰もが円滑な移動や利用ができる安心・安全なまちづくりのため、歩行者空間や公共施設などのバリアフリー化を推進します。
- 住民や観光客に分かり易い案内情報の表示充実など、ユニバーサルデザインを採用したまちづくりを推進します。

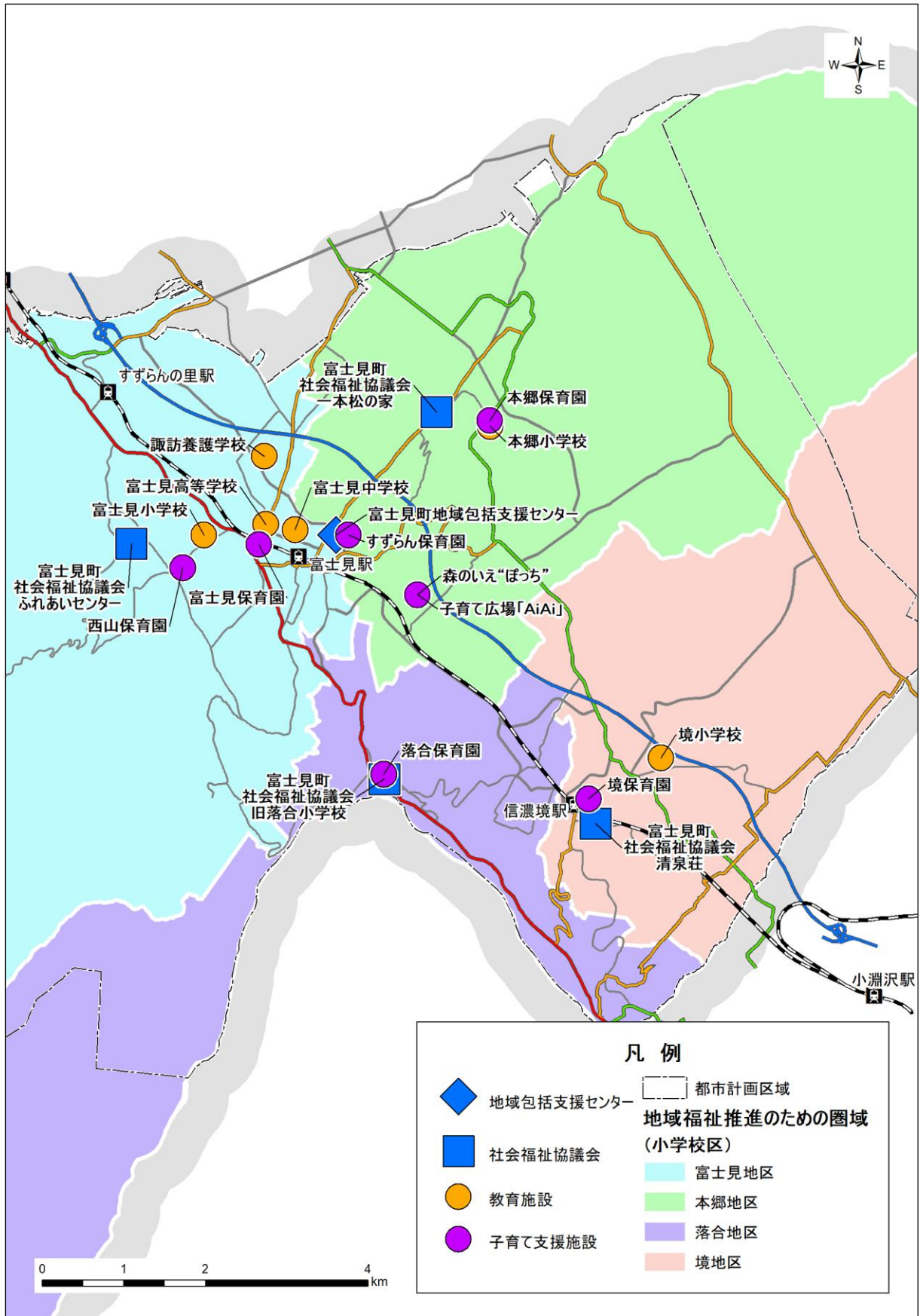
④ 公共交通の充実

- 高齢者や障がい者が、安心・安全に移動できる環境を整えるため、公共交通の維持・充実に努めます。

⑤ 健康増進基盤の整備

- 健康づくり、健康管理の意識を高め、生活習慣を改善するため、地域の活動拠点を確保し、自然環境を有効に活用した基盤整備を進めます。

【福祉のまちづくりの方針図】



第4章 地域別構想

- 本章では、全体構想、分野別構想の方針を受けて、地域の個性を活かしたまちづくりを進めるための地域レベルのまちづくり方針を示します。

1 地域別構想の役割と地域区分

(1) 地域別構想の役割

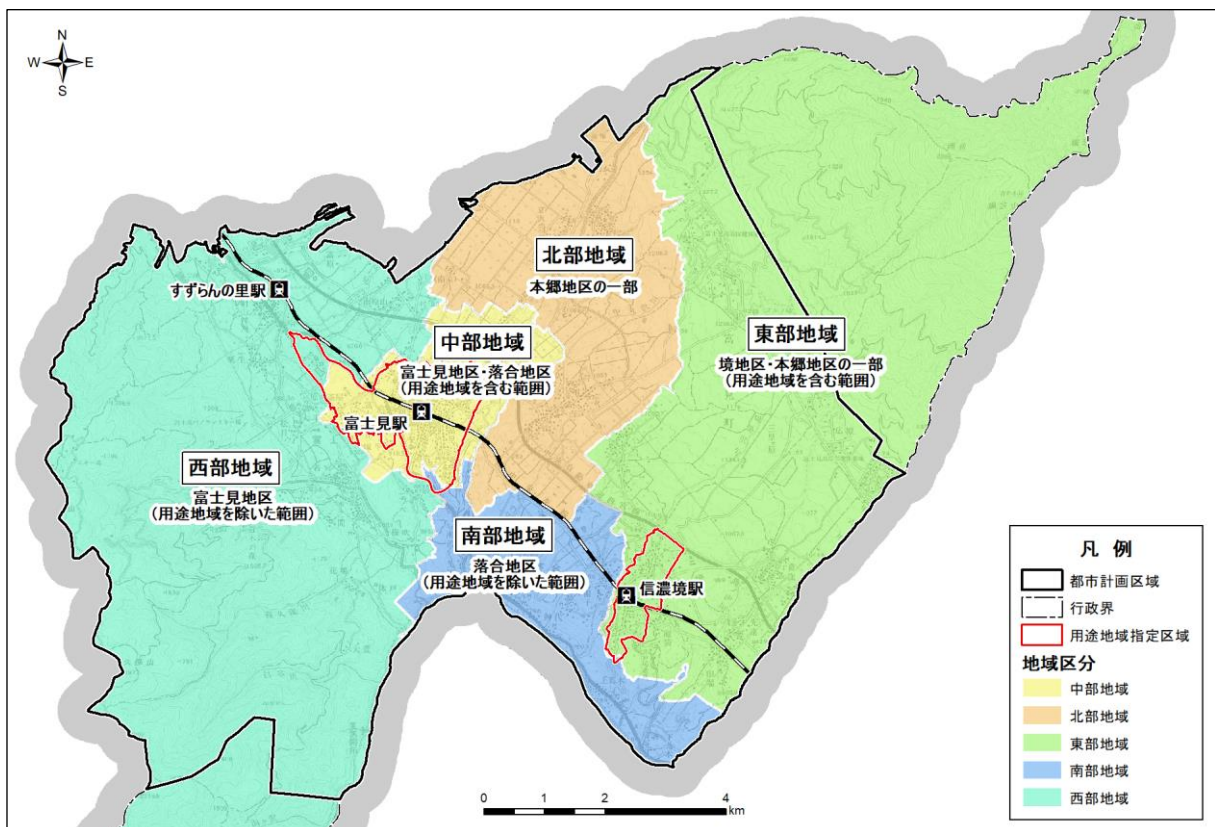
全体構想及び分野別構想で定めた町全体の都市づくりの目標や方針を、より日常的な生活や都市活動に密着した具体的な構想とするため、地域別構想を策定します。地域ごとの課題や住民意向、多様な地理的・歴史的要件を踏まえたうえで、各地域の将来像やまちづくりの方針を定めます。

これにより、住民が主体的にまちづくり活動を実践するうえでの指針として、地域レベルのまちづくり方針を定め、住民と行政が協働のまちづくりを進めるうえでの共通の考え方として活用していくものです。

(2) 地域区分

地域区分については、第2次国土利用計画(富士見町計画)と整合を図り、現在の集落形態を崩さず尊重することを基本としつつ、4ヶ村合併の経緯や自然的・社会的条件を踏まえて、5つの地域に区分し、地域別のまちづくり方針を定めます。

【地域区分】



2 中部地域のまちづくり構想

(1) 地域の現状と課題

中部地域は、富士見地区と落合地区に該当する用途地域指定区域とその周辺地域により構成される地域です。

昭和 37 年(1904 年)の富士見駅開設後、駅を中心として町役場や医療・福祉・商業等の中核的な都市機能が集積する利便性の高い市街地が形成されましたが、その後のモータリゼーションの進展に伴い、沿道型商業施設が立地するようになり、賑わいの中心が駅周辺から駅の北側エリアに移りつつあります。将来的な人口減少が予測される中、町民の暮らしを支える都市機能の維持や駅周辺の空洞化への対応が課題となっており、商工業の発展に寄与するような土地利用を進めていくことが求められます。

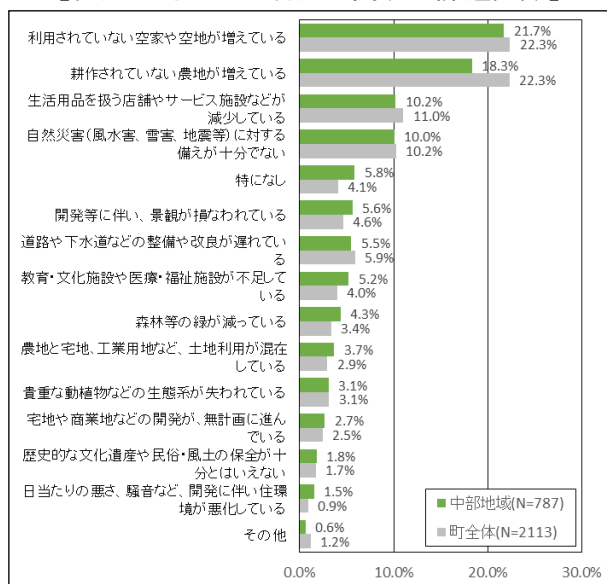


また、用途地域指定に対して土地利用状況が合っていない、不整合が生じているエリアが存在しており、用途地域指定や都市計画道路等の都市計画の見直しが求められます。

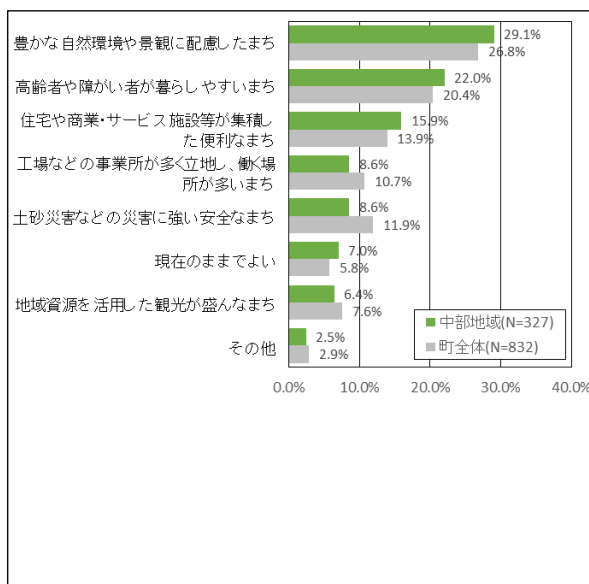
まちづくりに対する住民意向をみると、お住まい周辺の土地利用に関する課題認識として、空家・空地等の低・未利用地や不作付農地の活用が課題となっています。

また、将来のまちづくりの方向性としては、豊かな自然環境や景観の保全、高齢者等が安心安全に暮らせる環境づくり、住宅や生活サービス施設等の集積性の維持・向上が求められています。

【住民意向：土地利用に関する課題認識】



【住民意向：将来のまちづくりの方向性】



資料：富士見町「第5次富士見町総合計画（後期）策定に係る町民意識調査（平成 30 年 7 月実施）」

中部地域において重点的に取り組むべき主要課題

- 富士見駅周辺に集積する町民の暮らしを支える中核的な都市機能の維持・充実
- 適切な用途地域見直しによる土地利用の誘導(コンパクトな市街地の形成)
- 都市計画道路のあり方の見直しと計画的な整備の推進

(2) 中部地域の将来像（まちづくりの目標）

- 富士見駅周辺に集積する医療・福祉・商業等の町民の暮らしを支える中核的な都市機能の維持・充実を図るとともに、公共交通網との連携により、町全体の生活利便性を支える中心交流拠点の形成を目指します。
- 市街地緑地等の保全に配慮しつつ、空家等を活用しながら居住を促進し、多世代が暮らし、集う場として、利便性の高いまちづくりを目指します。

(3) 中部地域のまちづくり方針

中部地域において重点的に取り組む施策等の基本的な方針を次のとおり設定します。

将来都市構造の構築に係る方針（拠点の配置方針）

● 中心交流拠点の形成

- ・ 本地域に位置する富士見駅周辺を「中心交流拠点」として位置づけ、交通結節点としての機能充実や、地域交流拠点(信濃境駅周辺)との適切な機能分担の下、商業・業務、行政等の様々な都市機能の維持・充実を図るとともに、人・もの・情報が行き交い都市活動を支える中心となる場所としての機能の維持・充実を図ります。

土地利用の方針

● 町民の暮らしを支える中核的な都市機能の維持・充実

- ・ 富士見駅周辺に集積する医療・福祉・商業等の町民の暮らしを支える中核的な都市機能の維持・充実を図るため、富士見町立地適正化計画に基づき、用途地域内において計画的な都市機能配置を図ります。
- ・ 将来的な人口減少が予測される中、一定の利用圏人口に支えられてきた都市機能の維持が困難になるおそれがあります。将来においても、町民の暮らしを支える中核的な都市機能の持続的な維持を図るため、富士見町立地適正化計画に基づき、用途地域において計画的に居住を促進し、利用圏人口低下の抑制を図ります。

● 用途地域の見直しと計画的な土地利用の推進

- ・ 本地域における用途地域内では、指定された用途と実際の土地利用にかい離が生じているエリアが存在しており、将来の人口動向や現況の土地利用状況を踏まえつつ、富士見町立地適正化計画等の方針と整合を図り、用途地域指定の見直しを検討します。
- ・ 用途地域内に存在するまとまりのある農地や山林地等の緑地については、用途地域の見直しと連動して、土地利用のあり方等を検討します。
- ・ 南原山や富原等の宅地化が進行する用途地域外縁部の白地地域については、無秩序な開発の抑制や良好な住環境の形成を図るため、住居系用途地域や特定用途制限地域、地区計画などの都市計画制度の活用を視野に入れた検討を行います。

● 田園風景の保全と共生した環境づくり

- ・ 用途地域外では農地と宅地が共存する農村集落が形成されており、農業生産が持続的に行えるよう農地・農業水利施設・農道等の改良・維持管理を進めるとともに、集落住宅地においては道路等の生活基盤の改良・維持管理を進め、農地と宅地の調和に配慮しつつ、美しい田園風景の保全と共生した環境づくりに努めます。

都市施設の整備方針

交通体系整備の方針

● 骨格道路の機能強化

- ・ 広域的な都市間の交流を支える主要幹線としての機能を有する国道 20 号、地域間を結ぶ幹線としての機能を有する(一)乙事富士見線、(一)中新田富士見線、(一)立沢富士見停車場線、テクノ街道については、土砂災害警戒区域内を通過する区間もあり、災害に対する安全性、信頼性に配慮した整備を図るなど、関係機関等と連携を図りながら機能強化を進めます。

● 都市計画道路のあり方の検討と計画的な整備

- ・ 本地域において都市計画決定されている都市計画道路の中には、地形的制約等により事業化や整備が困難な路線が存在しています。将来的な人口減少が予測される中、費用対効果も十分に検討しつつ、地域住民や関係機関等と調整を図りながら、実現性に配慮した都市計画道路網の再構築を検討します。
- ・ (都)富士見駅北通り線、(都)役場通り線の整備済、整備中の道路を最大限に活用できるよう都市計画道路網の再構築を検討します。
- ・ (都)役場通り線の早期完成を要望します。

● 補助幹線道路の改良・維持管理

- ・ 暮らしに必要な移動ができる環境を整えるため、地域内の集落間を連結する補助幹線道路(主要な町道)について、適切な改良・維持管理を図ります。

公共交通ネットワーク形成の方針

● 交通結節点の機能充実

- ・ 交通結節点となる富士見駅周辺について、利便性の向上や機能充実を図るため、都市計画道路の見直しと連動したアクセス路の確保や駅前広場の整備等を検討します。
- ・ 広域的な都市間の交流を支える中央道高速バスのバス停周辺について、利便性の向上や機能充実を図るため、パーク＆ライド駐車場の整備やバス停と観光交流拠点を結ぶ交通手段のあり方等を検討します。

● 公共交通の利用促進とあり方の検討

- ・ 将来的に高齢化の進行が予測される中、交通弱者対策として公共交通は必要不可欠であることから、用途地域外に位置する集落住宅地と中心交流拠点(富士見駅周辺)を結ぶデマンド交通の利用促進に取り組みます。また、富士見町地域公共交通会議等を通じて、利用者ニーズの把握や次世代都市交通システムの研究等を行い、住民の移動を支える地域に合った公共交通のあり方を検討します。

公園・緑地の整備方針

● 公園の整備・管理

- ・ 柞沢公園、二ノ沢公園、富里遊園地、丸山公園は住宅街における日常的なレクリエーションの場として計画的に管理します。また、公園の安全な利用のため、施設の整備や管理を適切に行います。
- ・ 郷土の歴史を後世に伝える緑地として、名勝である富士見公園の保全・整備に努めます。
- ・ ふじみ分水の森は、豊かな自然環境を活かした環境学習や自然観察の場として植生の保全を図るとともに、保健休養機能を享受できる森林として維持管理を行います。
- ・ 市街地での避難地や物資の集配、救助活動の場として公園等オープンスペースの計画的な管理を進めます。
- ・ 交流の場となるシンボリック緑地として、ゆめひろば富士見の管理・利用を促進します。

下水道の事業方針

● 公共下水道の適正な維持管理・更新

- ・ 富士見町公共下水道事業計画に基づき、下水道の維持管理・更新を図ります。

景観育成の方針

● 景観の保全・育成

- ・ 富士見駅周辺において商業業務・公共施設の集積を進め、一体的な市街地景観の育成を図ります。
- ・ 中央自動車道より八ヶ岳方面の地区については、景観育成重点地域のため、沿道周辺の景観の保全に努めます。
- ・ 本地域における良好な景観を町民共有の財産として保全・継承するため、景観計画の策定や景観条例の制定を検討し、住民と行政の協働による景観の保全・育成に努めます。

防災都市づくりの方針

● 土砂災害警戒区域等の居住安全性の確保

- ・ 本地域の住宅地の一部では土砂災害警戒区域が指定されており、土砂災害対策の計画的実施や避難計画の策定等を通じて、居住の安全性確保に努めます。

● 火災防御体制の整備

- ・ 大規模災害や大規模火災時に、住宅密集地において消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定などの火災防御体制の整備に努めます。

福祉のまちづくりの方針

● 福祉基盤等の整備

- ・ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会づくりのため、保健センター、地域包括支援センター、医療機関、地域活動支援センターを拠点として健康づくり、医療と介護の連携、支え合いのネットワーク体制を支援するため基盤整備と機能強化を進めます。

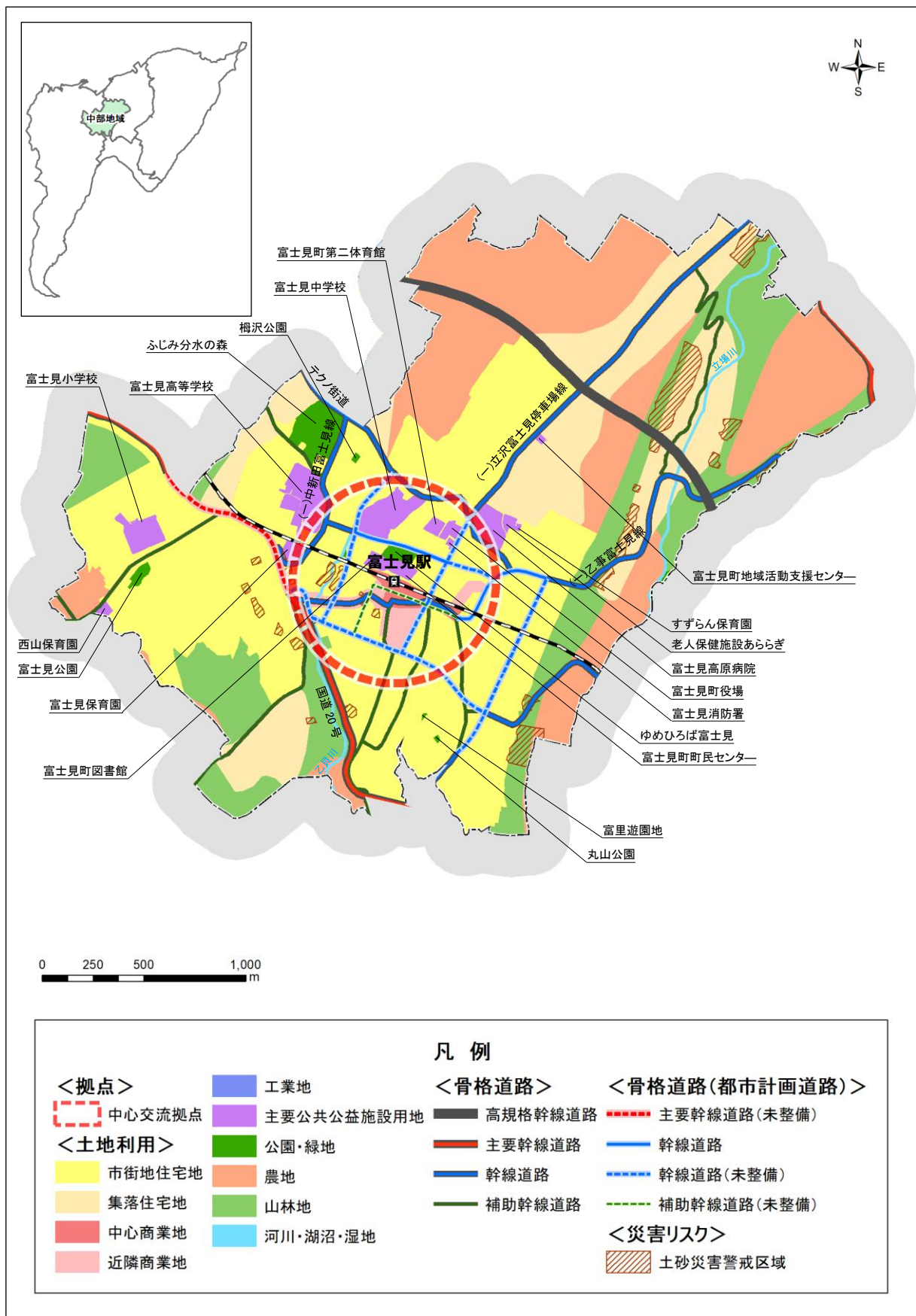
● バリアフリー化の推進

- ・ 富士見駅周辺等の人々が集まる拠点においては、高齢者や障がい者をはじめとする全ての人が円滑な移動や利用ができるよう、歩行者空間や公共施設などのバリアフリー化を進めます。

● 保育・教育施設の維持管理

- ・ 保育園や小・中学校等の長寿命化を図るとともに、計画的な改修を進めます。

【中部地域のまちづくり方針図】



3 北部地域のまちづくり構想

(1) 地域の現状と課題

北部地域は、本郷地区の一部により構成される地域です。

ハヶ岳山麓の裾野に広がる一団の農地を有し、“農”を中心とした産業と美しい田園景観を有する田園集落地域が形成されており、これらの良好な郷土の風景を守るため、不作付農地の活用や後継者育成等が課題となっています。

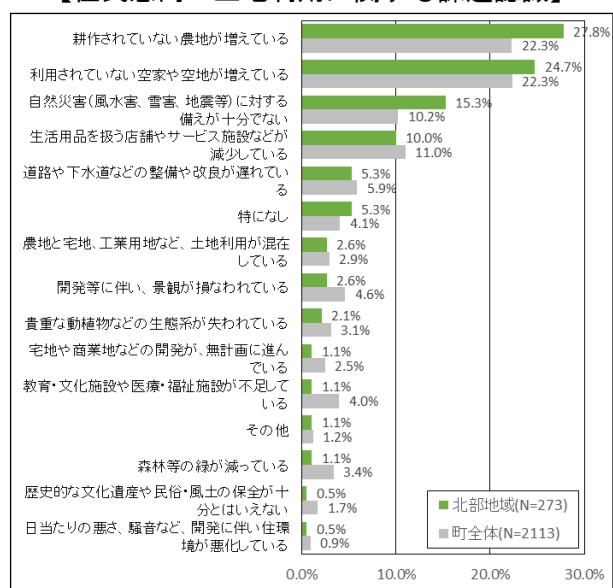
集落住宅地の一部では土砂災害警戒区域が指定されており、災害リスクへの対応が求められています。

まちづくりに対する住民意向をみると、お住まい周辺の土地利用に関する課題認識として、不作付農地や空家・空地等の低・未利用地の活用が課題となっています。

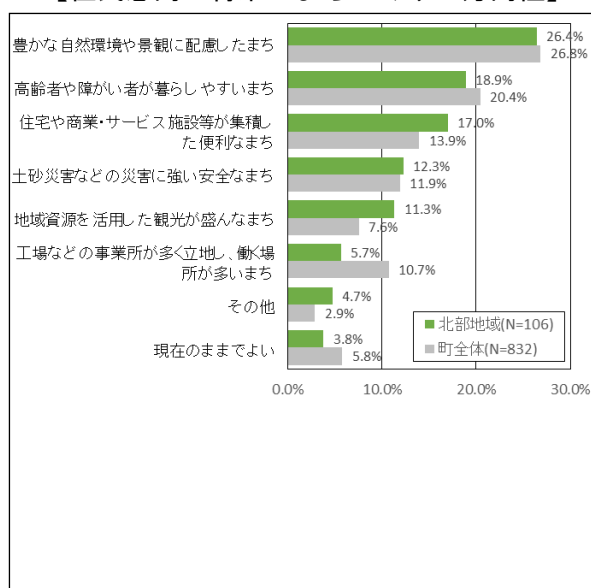
また、将来のまちづくりの方向性としては、豊かな自然環境や景観の保全、高齢者等が安心安全に暮らせる環境づくり、住宅や生活サービス施設等の集積性の維持・向上が求められています。



【住民意向：土地利用に関する課題認識】



【住民意向：将来のまちづくりの方向性】



資料：富士見町「第5次富士見町総合計画（後期）策定に係る町民意識調査（平成30年7月実施）」

北部地域において重点的に取り組むべき主要課題

- 農業生産の基盤地域として、農地の整備・保全や不作付農地の活用
- 暮らしを支える生活基盤の維持・充実
- 交通弱者等の移動手段の確保

（２）北部地域の将来像（まちづくりの目標）

- 八ヶ岳山麓の裾野に広がる美しい景観を有する田園集落地域について、良好な郷土の風景を守るため、農業従事者の高齢化や後継者育成等に配慮しながら、農業生産の基盤地域として農地の整備・保全や不作付農地の活用を図り、田園風景の保全と共生した環境づくりを目指します。
- 暮らしを支える生活基盤の維持・充実を図るとともに、公共交通網との連携により、高齢者等が安心安全に暮らせるまちづくりを目指します。

（３）北部地域のまちづくり方針

北部地域において重点的に取り組む施策等の基本的な方針を次のとおり設定します。

将来都市構造の構築に係る方針（拠点の配置方針）

- 集落コミュニティ拠点の形成
 - ・ 本地域に位置する集落住宅地を「集落コミュニティ拠点」として位置づけ、道路等の生活基盤の維持・充実や町民の暮らしを支える都市機能が集積する中心交流拠点(富士見駅周辺)への交通手段の確保など、生活利便性の維持・充実を図ります。
 - ・ 豊かな田園地帯を守り育てながら、空家等を活用して若い世代の就農希望者や田舎暮らしを希望する方の定住を図り、農業の振興と地域の活性化を推進します。

土地利用の方針

- 田園風景の保全と共生した環境づくり
 - ・ 本地域では農地と宅地が共存する農村集落が形成されており、農業生産が持続的に行えるよう農地・農業水利施設・農道等の改良・維持管理を進めるとともに、集落住宅地においては道路等の生活基盤の改良・維持管理を進め、農地と宅地の調和に配慮しつつ、美しい田園風景の保全と共生した環境づくりに努めます。
- 自然環境の保全
 - ・ 優れた自然環境・森林景観について、次世代へ引き継ぐ財産として保全に努めます。

都市施設の整備方針

交通体系整備の方針

● 骨格道路の機能強化

- ・ 本町を縦貫して茅野市と韮崎市を結ぶ主要幹線としての機能を有する(主)茅野北杜韮崎線、地域間を連結する幹線としての機能を有する(一)立沢富士見停車場線、(一)乙事富士見線、八ヶ岳エコーラインについて、土砂災害警戒区域内を通過する区間もあり、災害に対する安全性、信頼性に配慮した整備を図るなど、関係機関等と連携を図りながら機能強化を進めます。

● 観光交流軸の機能強化

- ・ 町内の観光交流を支える軸としての機能を有する(町)乙事広原線について、土砂災害警戒区域内を通過する区間もあり、災害に対する安全性、信頼性に配慮した整備を図るなど、機能強化を進めます。

● 補助幹線道路の改良・維持管理

- ・ 暮らしに必要な移動ができる環境を整えるため、地域内の集落間を連結する補助幹線道路(主要な町道)について、適切な改良・維持管理を図ります。

公共交通ネットワーク形成の方針

● 公共交通の利用促進とあり方の検討

- ・ 将来的に高齢化の進行が予測される中、交通弱者対策として公共交通は必要不可欠であることから、集落コミュニティ拠点と中心交流拠点(富士見駅周辺)を結ぶデマンド交通の利用促進に取り組みます。また、富士見町地域公共交通会議等を通じて、利用者ニーズの把握や次世代都市交通システムの研究等を行い、住民の移動を支える地域に合った公共交通のあり方を検討します。

公園・緑地の整備方針

● 公園の整備・管理

- ・ 町民広場等を町民のレクリエーションの場として計画的に管理します。また、公園の安全な利用のため、施設の整備や管理を適切に行います。

● 緑地の保全

- ・ 田園集落地域に広がる田・畑や市街地の林や河川の緑地の保全を図ります。
- ・ 山林につながる農地、河川沿いの緑地など、自然災害を防止する緑地の保全を図ります。

下水道の事業方針

● 施設の統廃合計画

- ・ 施設の老朽化・人口減少の伴う処理量の減少などから施設の統廃合を計画し、農業集落排水事業立沢地区を公共下水道富士見処理区に統合します。

● 公共下水道の適正な維持管理・更新

- ・ 富士見町公共下水道事業計画に基づき、下水道の維持管理・更新を図ります。

景観育成の方針

● 景観の保全・育成

- ・ 八ヶ岳エコーラインは幅広い豊かな景観を望める場所であるため、積極的な啓発活動やパトロールを実施します。
- ・ 本地域における良好な景観を町民共有の財産として保全・継承するため、景観計画の策定や景観条例の制定を検討し、住民と行政の協働による景観の保全・育成に努めます。

防災都市づくりの方針

● 土砂災害警戒区域等の居住安全性の確保

- ・ 本地域の集落住宅地の一部では土砂災害警戒区域が指定されており、土砂災害対策の計画的実施や避難計画の策定等を通じて、居住の安全性確保に努めます。

● 耐震診断・耐震改修の促進

- ・ 古くからある集落では旧耐震基準の住宅が多いため、住宅の耐震診断・耐震改修を促進し、地震に強い地域づくりを進めます。

福祉のまちづくりの方針

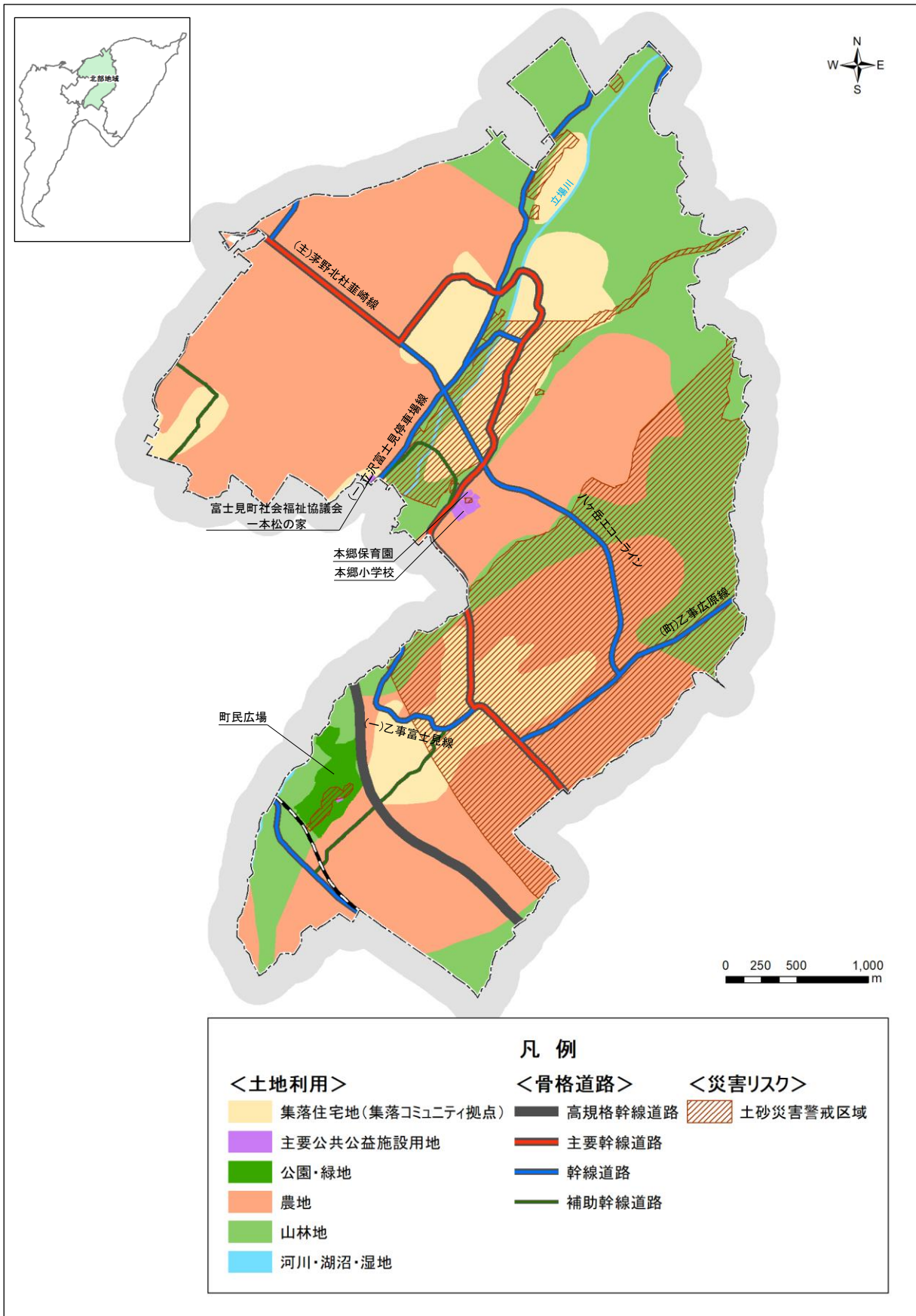
● 福祉基盤等の整備

- ・ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会づくりのため、小規模多機能居宅介護施設一本松の家を拠点として、介護サービスの充実、健康づくり、支え合いネットワーク体制を支援するため基盤整備と機能強化を進めます。

● 保育・教育施設の維持管理

- ・ 保育園や小学校等の長寿命化を図るとともに、計画的な改修を進めます。

【北部地域のまちづくり方針図】



4 東部地域のまちづくり構想

(1) 地域の現状と課題

東部地域は、境地区及び本郷地区の一部により構成される地域です。

ドラマの舞台にもなり観光客に愛される信濃境駅、信州ふるさとの見える丘にも認定された縄文の文化香る井戸尻遺跡、八ヶ岳中信高原国定公園や富士見高原リゾート、鉢巻道路周辺の保健休養地など、多様な魅力を有する地域であり、シティプロモーションによる魅力の発掘・発信が求められます。また、広域的な交流を支える交通結節点である小淵沢 IC の有効活用など、隣接する周辺自治体と連携し、一体となってまちづくりを進めていくことが重要となります。

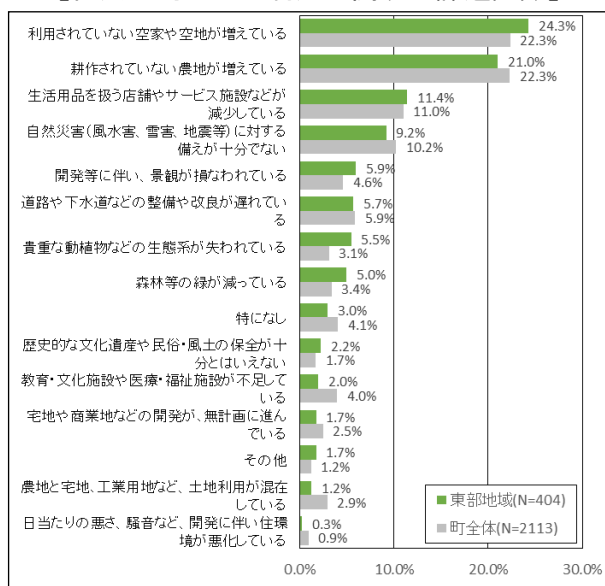


集落住宅地や別荘地の一部では土砂災害警戒区域が指定されており、災害リスクへの対応が求められています。

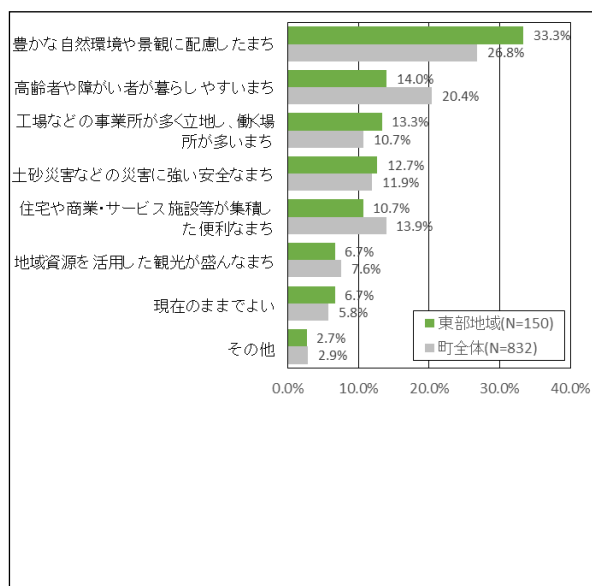
まちづくりに対する住民意向をみると、お住まい周辺の土地利用に関する課題認識として、空家・空地等の低・未利用地や不作付農地の活用が課題となっています。

また、将来のまちづくりの方向性としては、豊かな自然環境や景観の保全、高齢者等が安心安全に暮らせる環境づくり、働く場の確保が求められています。

【住民意向：土地利用に関する課題認識】



【住民意向：将来のまちづくりの方向性】



資料：富士見町「第5次富士見町総合計画（後期）策定に係る町民意識調査（平成30年7月実施）」

東部地域において重点的に取り組むべき主要課題

- 信濃境駅周辺に立地する日常生活サービス機能の維持・充実
- 八ヶ岳山麓地域の自然環境の保全と活用
- 暮らしを支える生活基盤の維持・充実
- 交通弱者等の移動手段の確保

（２）東部地域の将来像（まちづくりの目標）

- 富士見市街地との適正な機能分担の下、信濃境駅周辺に立地する日常生活サービス機能の維持・充実に努め、周辺地域の生活利便性を支える地域拠点の形成を目指します。
- ハヶ岳山岳地域の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、富士見高原リゾート等の観光資源を活用し、質の高い観光リゾート地の形成を目指します。
- 暮らしを支える生活基盤の維持・充実に努めるとともに、公共交通網との連携により、高齢者等が安心安全に暮らせるまちづくりを目指します。

（３）東部地域のまちづくり方針

東部地域において重点的に取り組む施策等の基本的な方針を次のとおり設定します。

将来都市構造の構築に係る方針（拠点の配置方針）

● 地域交流拠点の形成

- ・ 本地域に位置する信濃境駅周辺を「地域交流拠点」として位置づけ、交通結節点としての機能充実や、中心交流拠点(富士見駅周辺)との適切な機能分担の下、日常生活に密着した都市機能や住環境の維持・充実に努めます。

● 集落コミュニティ拠点の形成

- ・ 本地域に位置する集落住宅地を「集落コミュニティ拠点」として位置づけ、道路等の生活基盤の維持・充実や町民の暮らしを支える都市機能が集積する中心交流拠点(富士見駅周辺)への交通手段の確保など、生活利便性の維持・充実に努めます。
- ・ 豊かな田園地帯を守り育てながら、空家等を活用して若い世代の就農希望者や田舎暮らしを希望する方の定住を図り、農業の振興と地域の活性化を推進します。

● 歴史文化交流拠点の形成

- ・ 本地域に位置する井戸尻考古館周辺を「歴史文化交流拠点」として位置づけ、歴史・文化資源を活かした交流促進の場としての機能の維持・充実に努めます。

● 観光交流拠点の形成

- ・ 本地域に位置する富士見高原リゾートを「観光交流拠点」として位置づけ、質の高い観光リゾート地の形成に努めるとともに、(一)富士見原茅野線(鉢巻道路)を活用した広域連携による観光振興を図ります。

土地利用の方針

● 用途地域のあり方の検討と計画的な土地利用の推進

- ・ 本地域における用途地域内では、指定された用途と実際の土地利用にかい離が生じているエリアが存在しており、将来の人口動向や現況の土地利用状況を踏まえつつ、富士見町立地適正化計画等の方針と整合を図り、用途地域指定の見直しを検討します。
- ・ 交通結節点となる信濃境駅周辺の用途地域内において、富士見町立地適正化計画に基づき、計画的に居住を促進します。

- ・用途地域内に存在するまとまりのある農地や山林地等の緑地については、用途地域の見直しと連動して、土地利用のあり方等を検討します。
- **田園風景の保全と共生した環境づくり**
 - ・本地域では農地と宅地が共存する農村集落が形成されており、農業生産が持続的に行えるよう農地・農業水利施設・農道等の改良・維持管理を進めるとともに、集落住宅地においては道路等の生活基盤の改良・維持管理を進め、農地と宅地の調和に配慮しつつ、美しい田園風景の保全と共生した環境づくりに努めます。
- **文化遺産等の保護・伝承**
 - ・本地域には井戸尻考古館や歴史民俗資料館等が立地しており、未来へ遺産を伝承するために、文化遺産等の保護に努めます。
- **自然環境の保全と共生した環境づくり**
 - ・本地域は八ヶ岳をはじめとする優れた自然環境・森林景観を有しており、次世代へ引き継ぐ財産として保全に努めます。
 - ・(一)富士見原茅野線(鉢巻道路)周辺では、別荘地や健康・保養に資するリゾート地としてゴルフ場やスキー場が整備されており、当該エリアについては、八ヶ岳観光圏整備計画等に基づき、良好な自然環境の保全に配慮しつつ、観光資源を最大限活用し、質の高い観光リゾート地の形成に努めます。

都市施設の整備方針

交通体系整備の方針

- **骨格道路の機能強化**
 - ・本町を縦貫して茅野市と韮崎市を結ぶ主要幹線としての機能を有する(主)茅野北杜韮崎線、地域間を連結する幹線としての機能を有する(一)富士見高原線等について、土砂災害警戒区域内を通過する区間もあり、災害に対する安全性、信頼性に配慮した整備を図るなど、関係機関等と連携を図りながら機能強化を進めます。
- **観光交流軸の機能強化**
 - ・町内の観光交流を支える軸としての機能を有する(一)富士見原茅野線(鉢巻道路)、(町)乙事広原線について、土砂災害警戒区域内を通過する区間もあり、災害に対する安全性、信頼性に配慮した整備を図るなど、機能強化に努めます。また、(一)富士見原茅野線(鉢巻道路)については、歩道未設置の区間が多いため、歩道設置等とともに沿道の山林環境、山林景観に配慮した整備に努めます。
- **補助幹線道路の改良・維持管理**
 - ・暮らしに必要な移動ができる環境を整えるため、地域内の集落間を連結する補助幹線道路(主要な町道)について、適切な改良・維持管理を図ります。

公共交通ネットワーク形成の方針

- **交通結節点の機能充実**
 - ・交通結節点となる信濃境駅周辺について、利便性の向上や機能充実を図るため、アクセス路の整備や駅前広場のあり方等を検討します。

● 公共交通の利用促進とあり方の検討

- ・ 将来的に高齢化の進行が予測される中、交通弱者対策として公共交通は必要不可欠であることから、集落コミュニティ拠点と中心交流拠点(富士見駅周辺)を結ぶデマンド交通の利用促進に取り組みます。また、富士見町地域公共交通会議等を通じて、利用者ニーズの把握や次世代都市交通システムの研究等を行い、住民の移動を支える地域に合った公共交通のあり方を検討します。

公園・緑地の整備方針

● 公園の整備・管理

- ・ つつじヶ丘公園等を日常的なレクリエーションの場として計画的に管理します。また、公園の安全な利用のため、施設の整備や管理を適切に行います。

● 緑地の保全

- ・ ハヶ岳中信高原国定公園および別荘地・レクリエーション地の有する美しい自然環境や、井戸尻遺跡等の郷土の景観づくりに資する緑地の保全を図ります。

下水道の事業方針

● 公共下水道の適正な維持管理・更新

- ・ 富士見町公共下水道事業計画に基づき、下水道の維持管理・更新を図ります。

景観育成の方針

● 景観の保全・育成

- ・ あんずの里葛窪地区景観住民協定を活用し、指定地区の景観育成に努めます。
- ・ 信州ふるさとの見える丘に認定されている縄文の文化香る井戸尻遺跡について、歴史的景観の保全・育成を図ります。
- ・ 本地域における良好な景観を町民共有の財産として保全・継承するため、景観計画の策定や景観条例の制定を検討し、住民と行政の協働による景観の保全・育成に努めます。

防災都市づくりの方針

● 土砂災害警戒区域等の居住安全性の確保

- ・ 本地域の集落住宅地や別荘地の一部では土砂災害警戒区域が指定されており、土砂災害対策の計画的実施や避難計画の策定等を通じて、居住の安全性確保に努めます。

● 迅速な避難情報伝達を確立

- ・ 急峻な地形が多く、がけ崩れ災害の発生する恐れがある場合等に迅速かつ適切な避難情報を伝達できる体制づくりに努めます。

福祉のまちづくりの方針

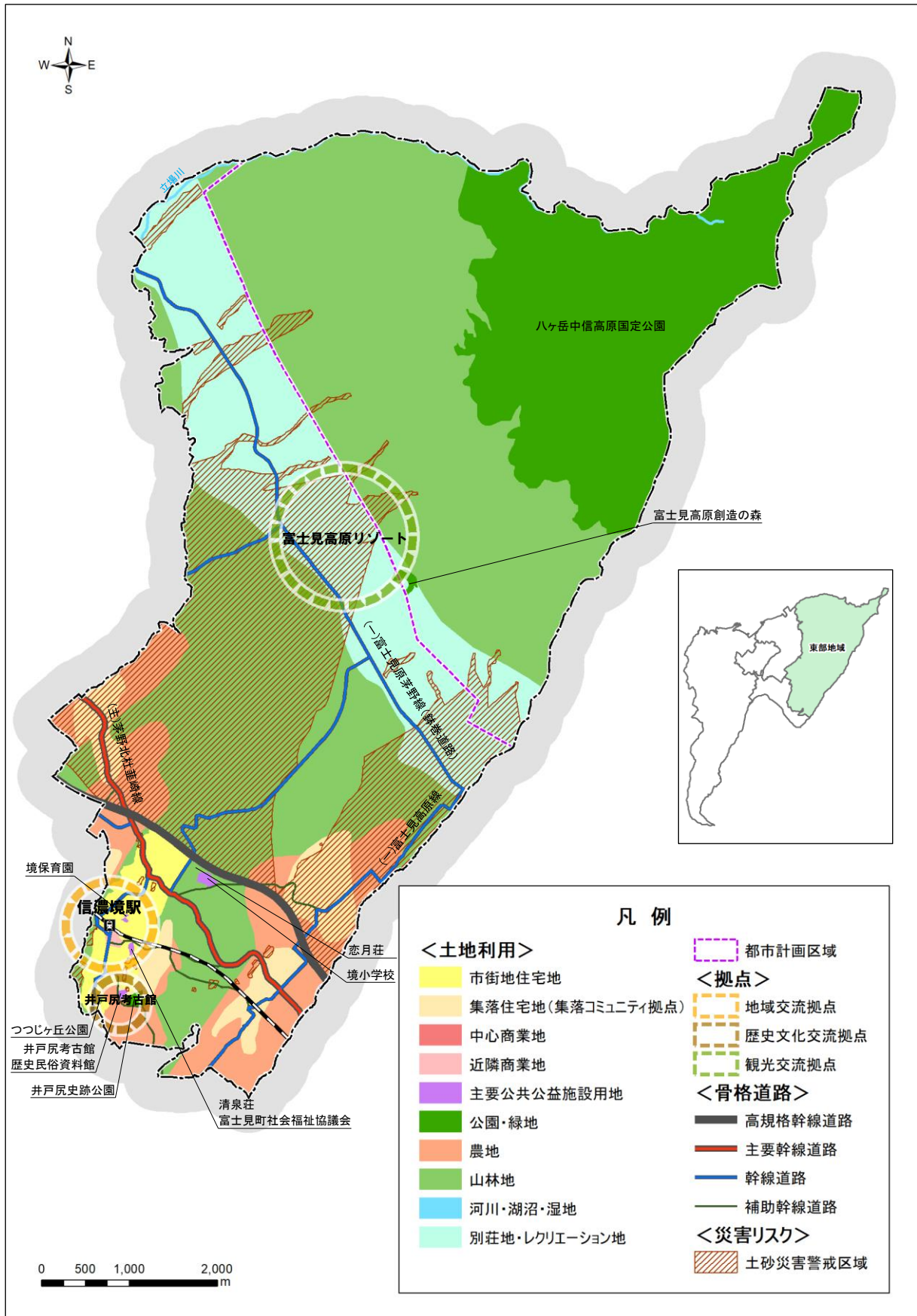
● 福祉基盤等の整備

- ・ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会づくりのため、老人福祉センター、清泉荘デイサービスセンターを拠点として、介護サービスの充実、健康づくり、支え合いのネットワーク体制を支援するため基盤整備と機能強化を進めます。

● 保育・教育施設の維持管理

- ・ 保育園や小学校等の長寿命化を図るとともに、計画的な改修を進めます。

【東部地域のまちづくり方針図】



5 南部地域のまちづくり構想

(1) 地域の現状と課題

南部地域は、用途地域指定区域を除いた落合地区により構成される地域です。

本地域には宿場町として栄えてきた蔦木宿があり、道の駅「信州蔦木宿」が整備されるなど、甲州街道における長野県の玄関口としてのまち並みを活かした交流促進が求められています。

また、本地域には県営富士見高原産業団地が立地しており、本町の産業活動をけん引する産業機能の維持・充実が求められます。

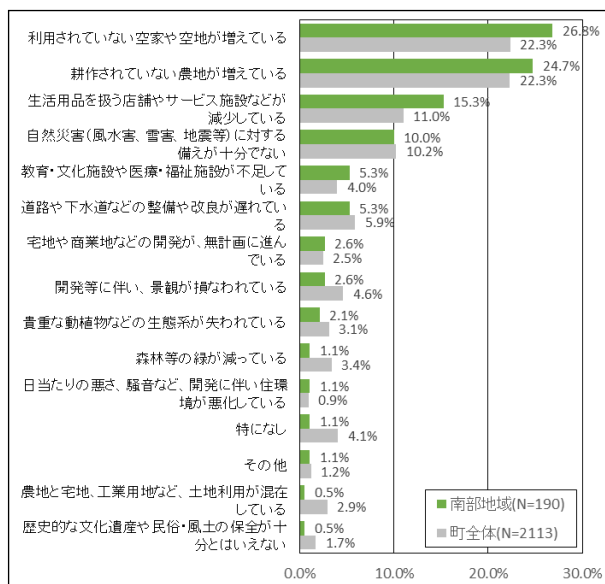
集落住宅地の一部では土砂災害警戒区域が指定されており、災害リスクへの対応が求められています。

まちづくりに対する住民意向をみると、お住まい周辺の土地利用に関する課題認識として、空家・空地等の低・未利用地や不作付農地の活用が課題となっています。

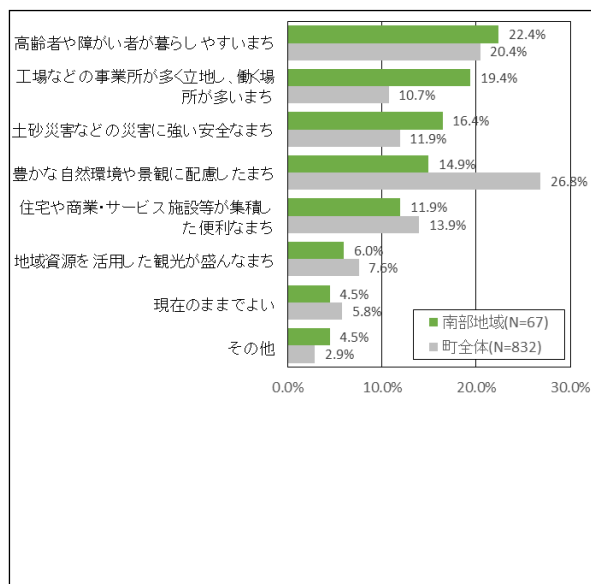
また、将来のまちづくりの方向性としては、高齢者等が安心安全に暮らせる環境づくり、働く場の確保、土砂災害等に対する安全性の確保が求められています。



【住民意向：土地利用に関する課題認識】



【住民意向：将来のまちづくりの方向性】



資料：富士見町「第5次富士見町総合計画（後期）策定に係る町民意識調査（平成30年7月実施）」

南部地域において重点的に取り組むべき主要課題

- 甲州街道の旧宿場町としてのまち並み等の保全と活用
- 富士見高原産業団地における産業機能の維持・充実
- 暮らしを支える生活基盤の維持・充実
- 交通弱者等の移動手段の確保

(2) 南部地域の将来像（まちづくりの目標）

- 甲州街道の旧宿場町としてのまち並みを守るとともに、長野県の玄関口として、道の駅等を活用しながら、歴史的な特性を活かしたまちづくりを目指します。
- 富士見高原産業団地における産業機能の維持・充実に努め、雇用の場の確保を目指します。
- 暮らしを支える生活基盤の維持・充実に努めるとともに、公共交通網との連携により、高齢者等が安心安全に暮らせるまちづくりを目指します。

(3) 南部地域のまちづくり方針

南部地域において重点的に取り組む施策等の基本的な方針を次のとおり設定します。

将来都市構造の構築に係る方針（拠点の配置方針）

- 集落コミュニティ拠点の形成
 - ・ 本地域に位置する集落住宅地を「集落コミュニティ拠点」として位置づけ、道路等の生活基盤の維持・充実や町民の暮らしを支える都市機能が集積する中心交流拠点(富士見駅周辺)への交通手段の確保など、生活利便性の維持・充実に努めます。
 - ・ 豊かな田園地帯を守り育てながら、空家等を活用して若い世代の就農希望者や田舎暮らしを希望する方の定住を図り、農業の振興と地域の活性化を推進します。
- 環境共生産業拠点の形成
 - ・ 本地域に位置する富士見高原産業団地を「環境共生産業拠点」として位置づけ、産業機能の維持・充実に努めるため、企業誘致や環境整備に努めます。
- 歴史文化交流拠点の形成
 - ・ 本地域に位置する葛木宿周辺を「歴史文化交流拠点」として位置づけ、歴史・文化資源を活かした交流促進の場としての機能の維持・充実に努めます。

土地利用の方針

- 田園風景の保全と共生した環境づくり
 - ・ 本地域では農地と宅地が共存する農村集落が形成されており、農業生産が持続的に行えるよう農地・農業水利施設・農道等の改良・維持管理を進めるとともに、集落住宅地においては道路等の生活基盤の改良・維持管理を進め、農地と宅地の調和に配慮しつつ、美しい田園風景の保全と共生した環境づくりに努めます。
- 産業機能の維持・充実
 - ・ 富士見高原産業団地については、産業機能の維持・充実に努めるため、企業誘致や環境整備に努めます。
- 文化遺産等の保護・伝承
 - ・ 本地域には旧甲州街道の葛木宿(道の駅)等が立地しており、未来へ遺産を伝承するために、文化遺産等の保護と活用に努めます。

都市施設の整備方針

交通体系整備の方針

● 骨格道路の機能強化

- ・ 広域都市間の交流を支える主要幹線としての機能を有する国道 20 号、地域間を連結する幹線としての機能を有する(一)信濃境停車場線、(一)富士見高原線等について、土砂災害警戒区域内を通過する区間もあり、災害に対する安全性、信頼性に配慮した整備を図るなど、関係機関等と連携を図りながら機能強化を進めます。また、富士見高原産業団地へのアクセス路については、沿道の農業景観にも配慮した機能強化を進めます。

● 鳶木宿沿道の歴史的な道筋としての整備

- ・ 歴史的町並みや風情の残る鳶木宿沿道は、歴史的町並みに配慮した道筋としての整備を図ります。

● 補助幹線道路の改良・維持管理

- ・ 暮らしに必要な移動ができる環境を整えるため、地域内の集落間を連結する補助幹線道路(主要な町道)について、適切な改良・維持管理を図ります。

公共交通ネットワーク形成の方針

● 公共交通の利用促進とあり方の検討

- ・ 将来的に高齢化の進行が予測される中、交通弱者対策として公共交通は必要不可欠であることから、集落コミュニティ拠点と中心交流拠点(富士見駅周辺)を結ぶデマンド交通の利用促進に取り組みます。また、富士見町地域公共交通会議等を通じて、利用者ニーズの把握や次世代都市交通システムの研究等を行い、住民の移動を支える地域に合った公共交通のあり方を検討します。

公園・緑地の整備方針

● 緑地の保全

- ・ 山林につながる農地、河川沿いの緑地など、自然災害を防止する緑地の保全を図ります。

下水道の事業方針

● 公共下水道の適正な維持管理・更新

- ・ 富士見町公共下水道事業計画に基づき、下水道の維持管理・更新を図ります。

景観育成の方針

● 景観の保全・育成

- ・ 甲州街道等の旧街道沿いは、伝統的な街並みや歴史資源としての寺社地等の保全・活用を図ります。
- ・ 本地域における良好な景観を町民共有の財産として保全・継承するため、景観計画の策定や景観条例の制定を検討し、住民と行政の協働による景観の保全・育成に努めます。

防災都市づくりの方針

● 土砂災害警戒区域等の居住安全性の確保

- ・ 本地域の集落住宅地の一部では土砂災害警戒区域が指定されており、土砂災害対策の計画的実施や避難計画の策定等を通じて、居住の安全性確保に努めます。

● 耐震診断・耐震改修の促進

- ・ 古くからある集落では旧耐震基準の住宅が多いため、住宅の耐震診断・耐震改修を促進し、地震に強い地域づくりを推進します。

福祉のまちづくりの方針

● 福祉基盤等の整備

- ・ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会づくりのため、社会福祉協議会地域福祉係(旧落合小学校)を拠点として、介護サービスの充実、健康づくり、支え合いネットワーク体制を支援するため基盤整備と機能強化を進めます。

● 保育・教育施設的环境改善

- ・ 保育園等の長寿命化を図るとともに、計画的な改修を進めます。

南部地域のまちづくり構想



6 西部地域のまちづくり構想

(1) 地域の現状と課題

西部地域は、用途地域指定区域を除いた富士見地区により構成される地域です。

諏訪南インターチェンジ周辺では、大規模な工場等が集積する産業拠点が形成されており、立地ポテンシャルの高さを活かし、本町の産業活動をけん引する産業機能の維持・強化が求められます。

また、入笠山山麓や入笠湿原などの豊かな自然に加え、季節を問わず観光地として愛される富士見パノラマリゾートや新たな観光資源となるカゴメ野菜生活ファームがオープンするなど、観光リゾート地が形成されています。

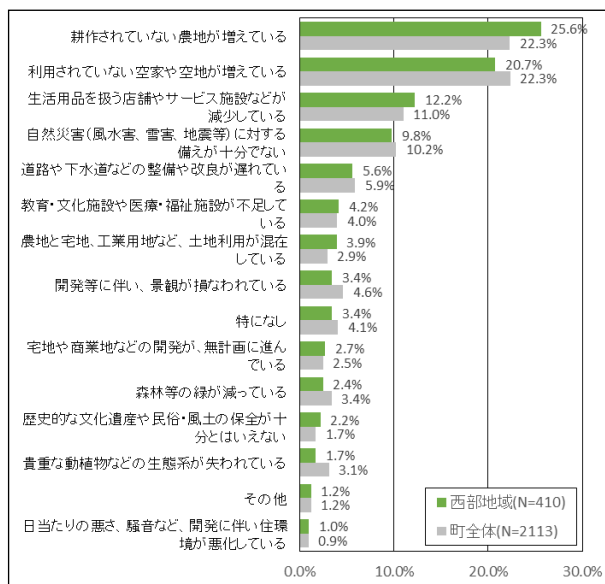
集落住宅地の一部では土砂災害警戒区域が指定されており、災害リスクへの対応が求められています。

まちづくりに対する住民意向をみると、お住まい周辺の土地利用に関する課題認識として、不作付農地や空家・空地等の低・未利用地の活用が課題となっています。

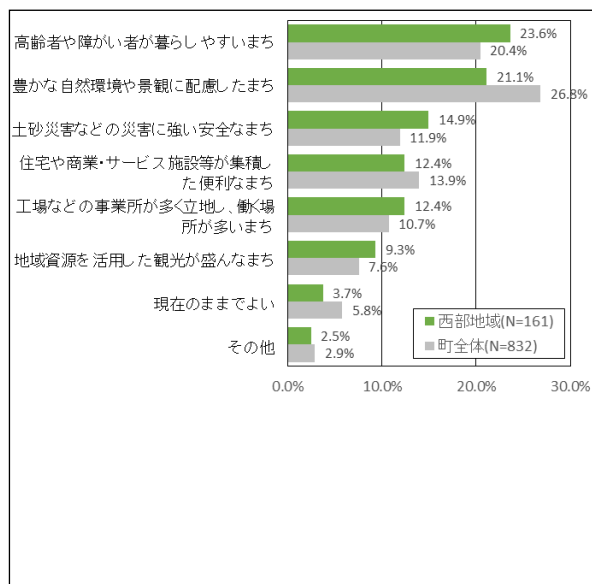
また、将来のまちづくりの方向性としては、高齢者等が安心安全に暮らせる環境づくり、豊かな自然環境や景観の保全、土砂災害等に対する安全性の確保が求められています。



【住民意向：土地利用に関する課題認識】



【住民意向：将来のまちづくりの方向性】



資料：富士見町「第5次富士見町総合計画（後期）策定に係る町民意識調査（平成30年7月実施）」

西部地域において重点的に取り組むべき主要課題

- 諏訪南インターチェンジやテクノ街道沿道等における産業機能の維持・充実
- 入笠山山麓や入笠湿地等の自然環境の保全と活用
- 暮らしを支える生活基盤の維持・充実
- 交通弱者等の移動手段の確保

(2) 西部地域の将来像（まちづくりの目標）

- 諏訪南インターチェンジやテクノ街道沿道において、農地の保全や周辺地域との調和に配慮しながら、将来の人口規模や町の産業の強化に適切に対応するため、企業誘致に向けた必要な用地の確保や基盤整備を図り、本町の産業活動をけん引する産業機能の維持・充実を目指します。
- 入笠山山麓や入笠湿地等の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、富士見パノラマリゾート等の観光資源を活用し、質の高い観光リゾート地の形成を目指します。
- 暮らしを支える生活基盤の維持・充実を図るとともに、公共交通網との連携により、高齢者等が安心安全に暮らせるまちづくりを目指します。

(3) 西部地域のまちづくり方針

西部地域において重点的に取り組む施策等の基本的な方針を次のとおり設定します。

将来都市構造の構築に係る方針（拠点の配置方針）

- 集落コミュニティ拠点の形成
 - ・ 本地域に位置する集落住宅地を「集落コミュニティ拠点」として位置づけ、道路等の生活基盤の維持・充実や町民の暮らしを支える都市機能が集積する中心交流拠点(富士見駅周辺)への交通手段の確保など、生活利便性の維持・充実を図ります。
 - ・ 豊かな田園地帯を守り育てながら、空家等を活用して若い世代の就農希望者や田舎暮らしを希望する方の定住を図り、農業の振興と地域の活性化を推進します。
- 環境共生産業拠点の形成
 - ・ 本地域に位置する諏訪南インターチェンジ周辺及びテクノ街道周辺を「環境共生産業拠点」として位置づけ、本町の産業活動をけん引する産業機能の維持・充実を図るため、企業誘致や環境整備に努めます。
 - ・ 本地域に位置するカゴメ野菜生活ファーム周辺を「環境共生産業拠点」として位置づけ、産業機能の維持・充実や観光振興を図ります。
- 観光交流拠点の形成
 - ・ 本地域に位置する富士見パノラマリゾート・入笠山を「観光交流拠点」として位置づけ、質の高い観光リゾート地の形成に努めます。

土地利用の方針

- 田園風景の保全と共生した環境づくり
 - ・ 本地域では農地と宅地が共存する農村集落が形成されており、農業生産が持続的に行えるよう農地・農業水利施設・農道等の改良・維持管理を進めるとともに、集落住宅地においては道路等の生活基盤の改良・維持管理を進め、農地と宅地の調和に配慮しつつ、美しい田園風景の保全と共生した環境づくりに努めます。

● 企業誘致に向けた用地の検討

- ・ 諏訪南インターチェンジ及びテクノ街道周辺について、新たな企業誘致に向けて、誘致可能な土地を調査するとともに、産業機能の維持・充実に向けた都市基盤整備や森林・農地等の自然環境の保全を計画的に進めていくため、工業系用途地域や特定用途制限地域、地区計画などの都市計画制度の活用を視野に入れた検討を行います。

● 自然環境の保全と共生した環境づくり

- ・ 本地域は入笠山をはじめとする優れた自然環境・森林景観を有しており、次世代へ引き継ぐ財産として保全に努めます。
- ・ 入笠山麓では、健康・保養に資するリゾート地としてスキー場が整備されており、当該エリアについては、八ヶ岳観光圏整備計画等に基づき、良好な自然環境の保全に配慮しつつ、観光資源を最大限活用し、質の高い観光リゾート地の形成に努めます。

都市施設の整備方針

交通体系整備の方針

● 骨格道路の機能強化

- ・ 広域的な都市間の交流を支える主要幹線としての機能を有する国道 20 号について、土砂災害警戒区域内を通過する区間もあり、災害に対する安全性、信頼性に配慮した整備を図るなど、関係機関等と連携を図りながら機能強化を進めます。

● 産業活動を支える道路の機能強化

- ・ 諏訪南インターチェンジと中心市街地を結ぶ幹線としての機能を有するテクノ街道は、工場等の立地ポテンシャルの高い路線として、周辺地域との調和や環境負荷の低減に配慮しながら、企業誘致に向けた用地の検討と連動した整備を検討します。

● 観光交流軸の機能強化

- ・ 町内の観光交流を支える軸としての機能を有する(町)六道入笠線について、土砂災害警戒区域内を通過する区間もあり、災害に対する安全性、信頼性に配慮した整備を図るなど、機能強化を進めます。

● 補助幹線道路の改良・維持管理

- ・ 暮らしに必要な移動ができる環境を整えるため、地域内の集落間を連結する(町)西山環状線等の補助幹線道路(主要な町道)について、適切な改良・維持管理を図ります。

公共交通ネットワーク形成の方針

● 交通結節点の機能充実

- ・ 交通結節点となるすずらの里駅周辺について、利便性の向上や機能充実を図るため、パーク＆ライド駐車場等の整備や管理を適切に進めます。

● 公共交通の利用促進とあり方の検討

- ・ 将来的に高齢化の進行が予測される中、交通弱者対策として公共交通は必要不可欠であることから、集落コミュニティ拠点と中心交流拠点(富士見駅周辺)を結ぶデマンド交通の利用促進に取り組みます。また、富士見町地域公共交通会議等を通じて、利用者ニーズの把握や次世代都市交通システムの研究等を行い、住民の移動を支える地域に合った公共交通のあり方を検討します。
- ・ 観光交流拠点と富士見駅や中央道高速バスのバス停等を結ぶ交通手段のあり方等を検討します。

公園・緑地の整備方針

● 公園の整備・管理

- ・ 御射山公園、富ヶ丘公園等を日常的なレクリエーションの場として計画的に管理します。また、公園の安全な利用のため、施設の整備や管理を適切に行います。

● 緑地の保全

- ・ 南アルプス国立公園等の美しい山林景観を有する緑地の保全に努めます。

下水道の事業方針

● 施設の統廃合計画

- ・ 施設の老朽化・人口減少の伴う処理量の減少などから施設の統廃合を計画し、農業集落排水事業西久保地区を公共下水道富士見処理区に統合します。

● 公共下水道の適正な維持管理・更新

- ・ 富士見町公共下水道事業計画に基づき、下水道の維持管理・更新を図ります。

景観育成の方針

● 景観の保全・育成

- ・ 信州ふるさとの見える丘に認定されている入笠すずらん公園について、広大な景観の保全・育成に努めます。
- ・ 本地域における良好な景観を町民共有の財産として保全・継承するため、景観計画の策定や景観条例の制定を検討し、住民と行政の協働による景観の保全・育成に努めます。

防災都市づくりの方針

● 土砂災害警戒区域等の居住安全性の確保

- ・ 本地域の集落住宅地の一部では土砂災害警戒区域が指定されており、土砂災害対策の計画的実施や避難計画の策定等を通じて、居住の安全性確保に努めます。

● 耐震診断・耐震改修の促進

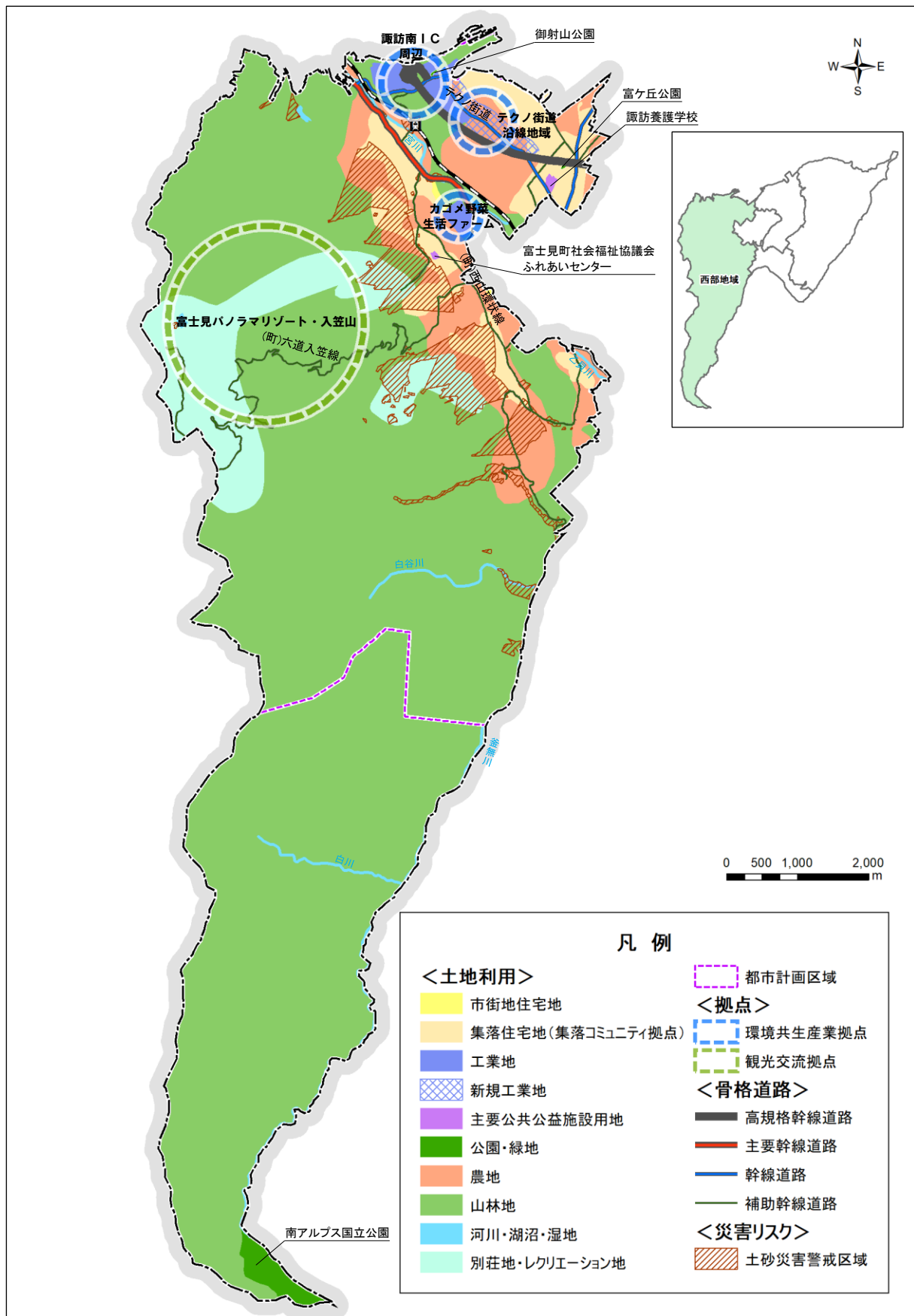
- ・ 古くからある集落では旧耐震基準の住宅が多いため、住宅の耐震診断・耐震改修を促進し、地震に強い地域づくりを推進します。

福祉のまちづくりの方針

● 福祉基盤等の整備

- ・ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会づくりのため、福祉センターを拠点として、介護サービスの充実、健康づくり、支え合いのネットワーク体制を支援するため基盤整備と機能強化を進めます。

【西部地域のまちづくり方針図】



第5章 実現化方策

- 本章では、都市計画マスタープラン(都市計画に関する基本的な方針)の実現化に向けた取組や計画の進行管理・見直しについて示します。

1 計画策定から実現化までの流れ

本計画の実現化に向けては、関連する分野の横断的な庁内検討委員会を定期的・継続的に開催し、意識の共有、コンセンサスなどを確認しながら、分野別関連計画と整合・連携を図り、一体的な取組を進めます。

① 都市計画等の見直し

- ・ 本計画で定めた都市計画に関する基本的な方針に即して、地域住民や関係機関等と十分調整を図りながら、用途地域や都市計画道路等の都市計画の見直しを行います。
- ・ また、必要に応じて、分野別関連計画の策定や見直しを行います。

② 都市計画の変更

- ・ 用途地域による建築物の用途制限や都市計画道路の整備等は、都市計画決定に基づいて進められるものです。用途地域や都市計画道路の見直し結果を踏まえ、地域住民や関係機関等と十分調整を図りながら、都市計画の変更を検討します。
- ・ なお、都市計画の変更については、緊急性や必要性に配慮しつつ、住民合意の得られたものから段階的に変更を行っていくことも検討します。

③ 個別事業計画の策定

- ・ 都市計画決定に基づく事業を実施する際には、その事業の内容に応じて、個別事業計画を策定します。
- ・ なお、道路や下水道等の都市施設に関する事業については、既存ストックの活用などの視点も加味しながら、必要性及び実現性の検討を行い、優先度の高い事業を選択し、その事業に集中的な投資を行うなど、選択と集中により効率的・効果的に事業を推進します。

④ 事業実施

- ・ 個別事業計画に基づき、個別のまちづくり事業や施策を実施します。

⑤ 事業評価

- ・ PDCAサイクルの概念に基づき、事業や施策の実施状況等について、調査・分析及び評価を行い(自己評価)、都市計画に関し専門性・中立性を有する富士見町都市計画審議会に報告するとともに(第三者評価)、評価結果を踏まえ、必要に応じて、施策等の見直しを実施していきます。

2 計画の実現化に向けた取組

(1) 計画期間内において重点的に取り組む事項

本計画の実現化に向けて、計画期間内において重点的に取り組む事項を定め、積極的な取組と早期実現を目指していきます。

■ 土地利用規制誘導の適正化（用途地域等の見直し）

用途地域等の都市計画決定・変更は、都市計画法第18条の2第4項により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」に即して行うものとされています。

本町では富士見地区と境地区に用途地域が指定されていますが、昭和58年(1983年)の当初決定以降、平成4年(1992年)の用途地域制度の改正に伴い、平成7年(1995年)に新用途地域の設定が行われたものの、抜本的な見直しは行われていません。

しかし、人口動向や社会・経済情勢が変化していく中で、効率的で使いやすい市街地の形成が求められており、将来都市像の実現に向けた土地利用規制誘導方策が必要となっています。

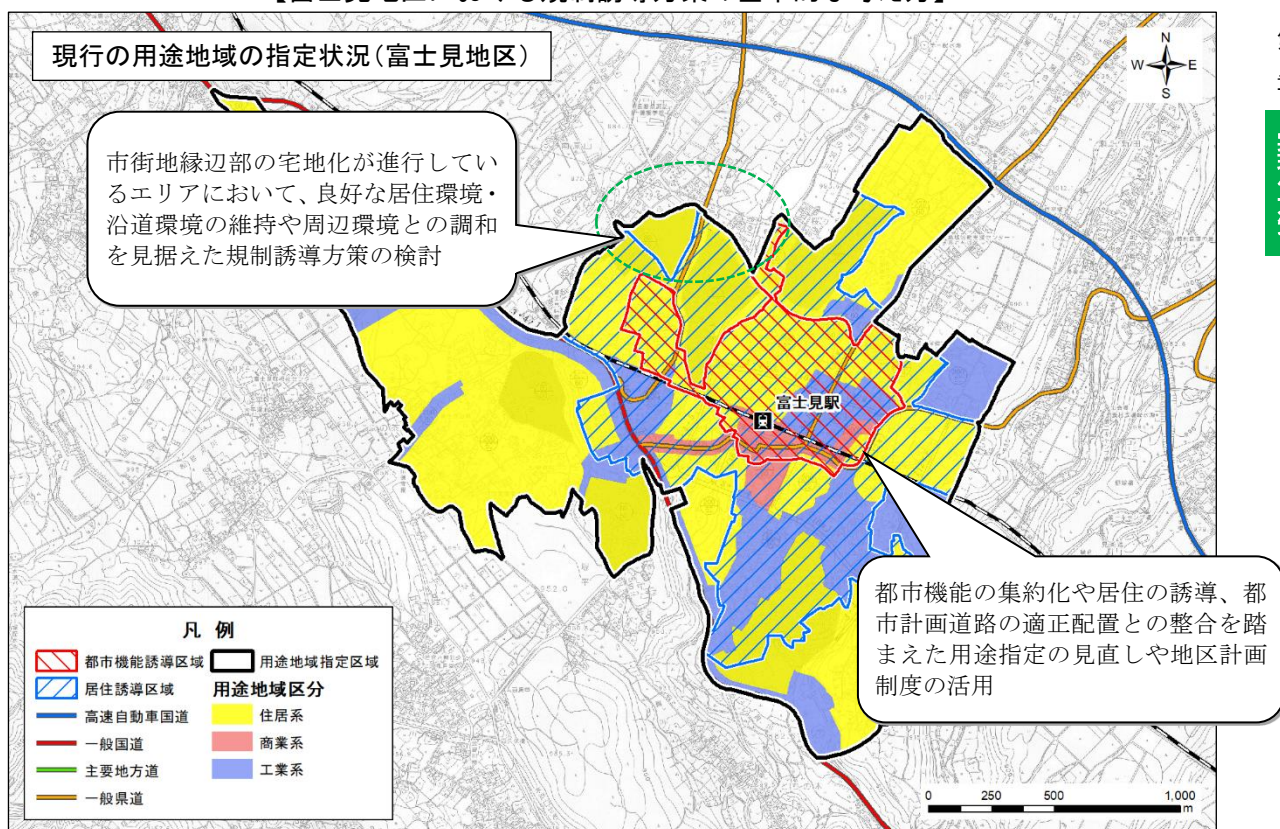
① 計画的な土地利用の推進に向けた規制誘導方策の導入

- 富士見町立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域、居住誘導区域が指定されるエリアについては、都市機能の集約化や居住の誘導を見据えるとともに、都市計画道路の適正配置との整合を踏まえながら、必要に応じて指定用途の見直しや地区計画の活用などにより、利便性の高い市街地環境の形成に向けた規制誘導方策を検討します。
- 用途地域に隣接し宅地化が進行している南原山周辺などの地域では、無秩序な開発の抑制や良好な住環境の形成を図るため、住居系用途地域や特定用途制限地域、地区計画などの都市計画制度の活用を視野に入れた検討を行います。

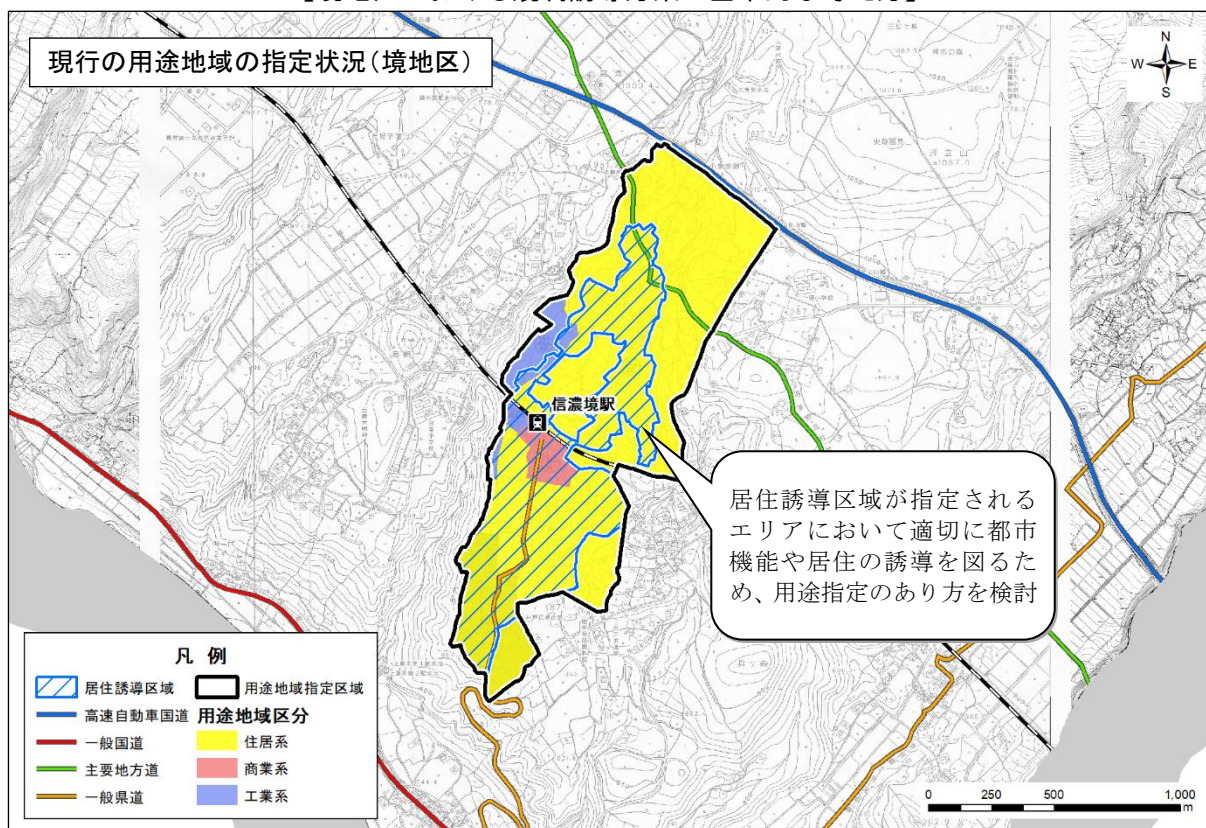
② 環境共生産業拠点の形成に向けた都市計画制度活用の検討

- 第2次国土利用計画（富士見町計画）に示されている方向性を踏まえ、本計画の将来都市構造において「環境共生産業拠点」として位置づけた諏訪南インターチェンジ及びテクノ街道周辺について、周辺環境との調和を図りながら、産業基盤の整備・拡充を計画的に進めていくため、工業系用途地域や特定用途制限地域、地区計画などの都市計画制度の活用を視野に入れた検討を行います。

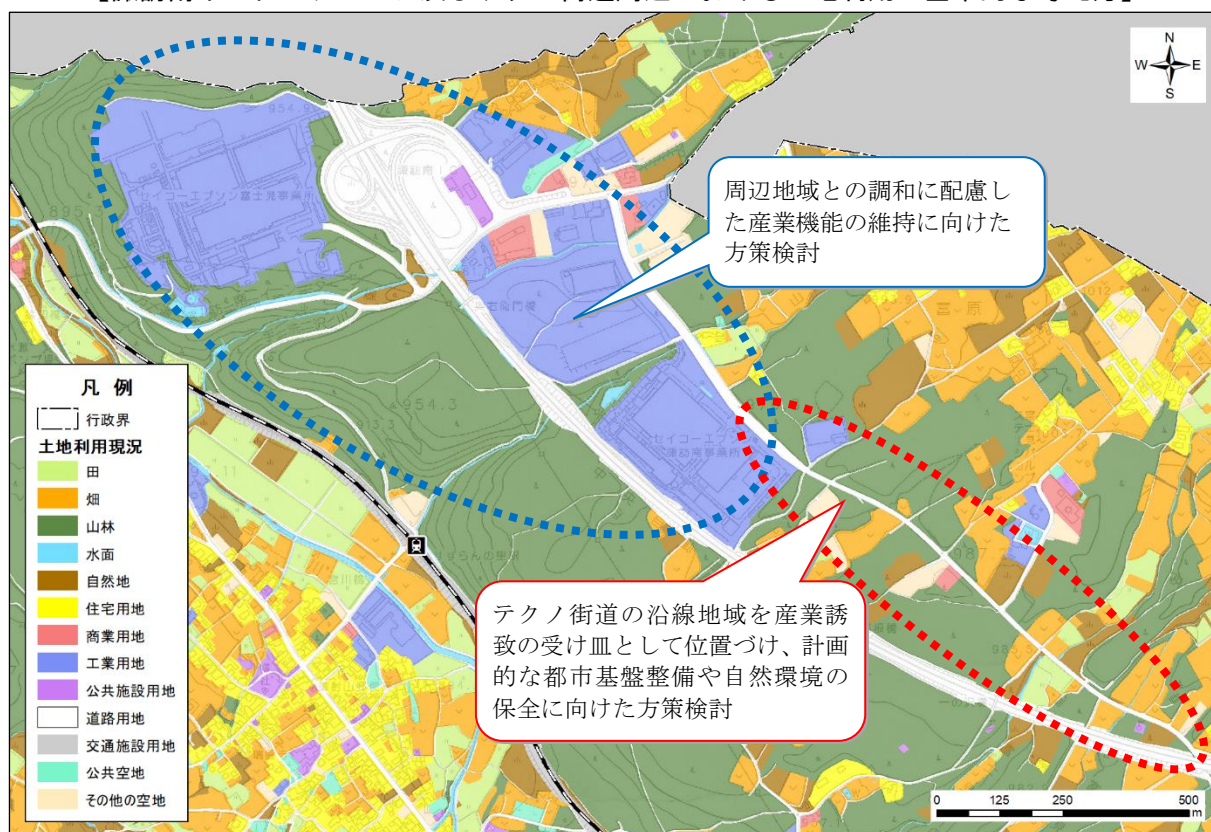
【富士見地区における規制誘導方策の基本的な考え方】



【境地区における規制誘導方策の基本的な考え方】



【諏訪南インターチェンジ及びテクノ街道周辺における土地利用の基本的な考え方】



■ 「都市計画道路」の見直しと計画的な整備の推進

- 本町において都市計画決定されている都市計画道路については、地形的に整備が困難な路線や建物密集地で事業化が困難な路線が存在しており、本計画期間内において、地域住民や関係機関等と十分調整を図りながら、都市計画道路の見直しを行い、必要に応じて都市計画の変更を検討し、計画的な整備を推進します。

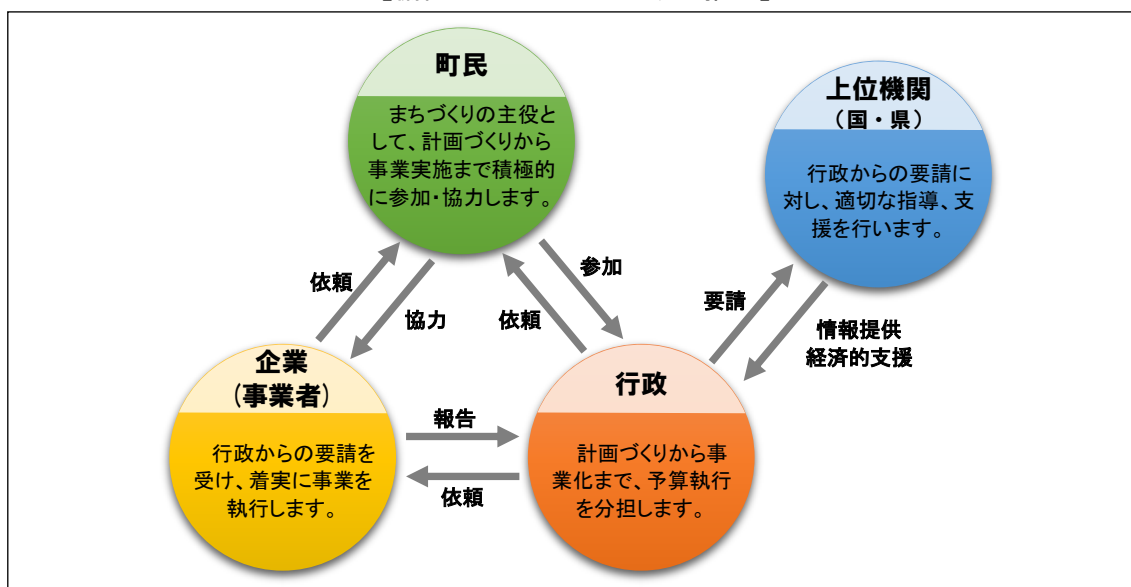
■ 関連計画の策定・見直し

- 本計画では、分野別構想「景観育成の方針」において、「町独自の景観育成の推進」を掲げており、町内外に誇れる良好な郷土景観を町民共有の財産として保全・継承するため、景観行政団体への移行を検討するとともに、景観計画の策定や景観条例の制定を検討します。
- その他関連計画についても必要に応じて見直しを行い、本計画の方針に即したまちづくりを進めていきます。

（２）協働によるまちづくりの推進

本計画の実現化に向けては、町民・企業(事業者)・関係機関等と行政の協働によるまちづくりを基本原則とし、まちづくりの理念や目標を共有し、それぞれの役割分担に基づいて積極的にまちづくりに関わっていくことが重要となります。

【協働によるまちづくりの推進】



（３）周辺自治体や関係機関との連携

生活圏の広域化に伴って、都市活動は個々の市町村を超えて広域的に影響し合います。土地利用計画や都市基盤整備などは、周辺自治体や県と連携し、一体となって意識を共有できるよう取り組みます。

また、幹線道路など都市基盤の整備促進については、事業者である国や県など関係機関と連携・協力を密にしながら、積極的に働きかけを進めていきます。

（４）制度活用による計画の推進

● 関係法令の運用

- 本計画で定めた将来像を実現するために、都市計画法に基づく各種制度や富士見町環境保全条例等を地域の実情に合わせて、適切に運用していきます。
- また、住民主体のまちづくりを進めるにあたって、都市計画法に基づく都市計画提案制度を町民が活用できるように、助言や支援を行っていきます。

● 各種事業手法の活用による財源確保

- 事業実施の財源確保のために、国や県における補助事業など各種制度の動向を把握し、適切な活用を進めていきます。また、施設整備にあたっては、民間活力の活用なども必要に応じて検討していきます。

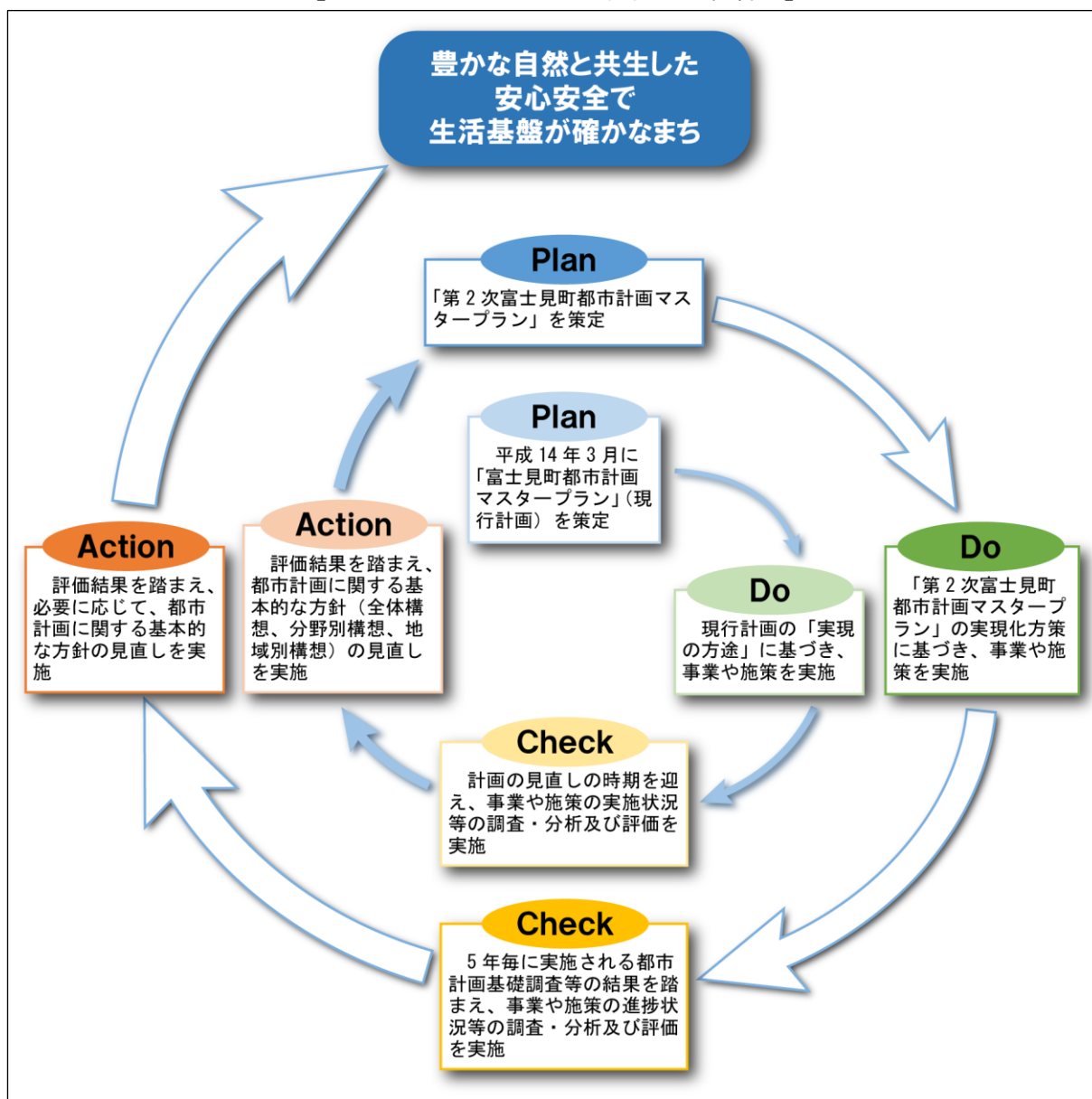
3 計画の進行管理と見直し

都市計画マスタープランの改定にあたっては、現行計画で定められたまちづくりの進捗等を検証(Check)することから始め、内容の見直し手続き(Action)を経て、「第2次富士見町都市計画マスタープラン」を策定(Plan)しました。

今後は、「PDCAサイクル(Plan - Do - Check - Action)」に基づいて、概ね5年ごとに事業や施策の進捗状況等の調査・分析及び評価を行い、町ホームページや広報ふじみ等を通じて積極的に情報発信を行っていきます。

また、本計画は、概ね20年間という長期的視点に基づく計画であり、その見直しについては、上位計画と整合を図りつつ、まちづくりの進捗状況や関係機関・地域住民の意見等を反映しながら、柔軟に見直しを行い、適切に計画の進行管理を行っていきます。

【PDCAサイクルによる計画の進行管理】



1 策定体制

1-1 富士見町都市計画審議会

【富士見町都市計画審議会 委員名簿】

	職 名	氏 名	備 考
会長	富士見町商工会長	名取 元秀	
職務代理者	富士見町農業委員会長	小林 元茂	～H31. 3. 31
職務代理者	富士見町農業委員会長	五味 公守	H31. 4. 1～
委員	信州諏訪農業協同組合 理事	小林 忍	
委員	富士見町女性団体連絡会長	織田 淑子	～H30. 6. 30
委員	富士見町女性団体連絡会長	小池 博子	H30. 7. 1～
委員	富士見町議会 議長	五味 平一	～R1. 5. 15
委員	富士見町議会 副議長	名取 武一	～R1. 5. 15
委員	富士見町議会 総務経済常任委員長	名取 久仁春	～R1. 5. 15
委員	富士見町議会 議長	矢島 尚	R1. 5. 16～
委員	富士見町議会 副議長	名取 久仁春	R1. 5. 16～
委員	富士見町議会 総務経済常任委員長	三井 新成	R1. 5. 16～
委員	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長	吉見 精太郎	～H30. 6. 30
委員	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長	塩谷 正広	H30. 7. 1～
委員	長野県諏訪建設事務所長	丸山 義廣	～H31. 3. 31
委員	長野県諏訪建設事務所長	清水 孝二	H31. 4. 1～
委員	公募委員(町民)	小林 みち子	
委員	公募委員(町民)	小林 國廣	
委員	公募委員(町民)	有賀 直人	
委員	公募委員(町民)	小池 六左エ門	

1-2 富士見町都市計画に関する基本方針等策定協議会

【富士見町都市計画に関する基本方針等策定協議会 委員名簿】

	職 名	氏 名	備 考
会長	富士見町観光協会 会長	窪田 福美	
副会長	富士見町商工会 副会長	名取 徹	
委員	長野県富士見高等学校 校長	椎塚 敏光	～H31.3.31
委員	長野県富士見高等学校 校長	小池 千尋	H31.4.1～
委員	葛窪区（あんずの里葛窪地区景観住民協定運営委員会）	加々見 淳一	
委員	諏訪郡医師会富士見地区医師会	當銘 利章	
委員	茅野交通安全協会富士見支部 支部長	小林 銹晃	
委員	長野県建築士会諏訪支部	大上 弘太郎	
委員	長野県宅地建物取引業協会諏訪支部	河角 清一	
委員	富士見町社会福祉協議会 介護保険事業所長	小林 功	
委員	富士見町デマンド交通運行委員会	名取 孝三	
委員	富士見町建設事業協同組合	吉田 誠	
委員	みどりづくりを推進する実行委員会 実行委員長	五味 紘一	
委員	公募住民	田中 さつき	
委員	長野県諏訪建設事務所 企画幹兼整備課長	島崎 政久	

1-3 富士見町都市計画基本方針策定アドバイザー

職 名	氏 名
信州大学経法学部 准教授	武者 忠彦

1-4 富士見町都市計画に関する基本方針等庁内検討委員会

(1) 委員会

【富士見町都市計画に関する基本方針等庁内検討委員会 委員名簿（2018年度・2019年度）】

	職 名	氏 名
委員長	副町長	植松 佳光
副委員長	建設課 課長	小池 義弘
委員	総務課 課長	伊藤 一成
委員	財務課 課長	金井 誠
委員	住民福祉課 課長	上原 万智子
委員	産業課 課長 兼 農業委員会事務局長	和田 正生
委員	上下水道課 課長	宮下 浩和
委員	消防課(署) 課長 (諏訪広域より派遣：富士見消防署長)	濱 敏夫
委員	子ども課 課長	植松 高光
委員	生涯学習課 課長	平出 裕一

(2) 作業部会

【富士見町都市計画に関する基本方針等庁内検討委員会 作業部会名簿（2018年度）】

	職 名	氏 名
部会長	建設課 課長	小池 義弘
副部会長	建設課 専任課長 兼 都市計画係長	小松 宏
作業部員	総務課 専任課長 兼 企画統計係長	小林 裕樹
作業部員	総務課 専任課長 管財係長 兼 防災・危機管理係長	小林 学
作業部員	財務課 資産税係長	内藤 文彦
作業部員	住民福祉課 社会福祉係長	小林 司
作業部員	住民福祉課 専任課長 兼 介護高齢者係長	五味 健一
作業部員	住民福祉課 専任課長 兼 保健予防係長	尾沼 好美
作業部員	産業課 農政係長 兼 農業委員会事務局次長	三井 隆広
作業部員	産業課 専任課長 兼 営農推進係長	植松 聖久
作業部員	産業課 農林保全係長	春山 哲也
作業部員	産業課 専任課長 兼 商工観光係長	三井 信英
作業部員	建設課 生活環境係長	平出 修一
作業部員	建設課 建設係長	名取 淳二
作業部員	上下水道課 専任課長 兼 施設係長	平出 清和
作業部員	消防課(署) 消防係長（諏訪広域より派遣）	原 一岳
作業部員	子ども課 子ども支援係長	小林 つくば
作業部員	子ども課 専任課長 兼 総務学校教育係長	小池 美咲
作業部員	生涯学習課 生涯学習係長	五味 美香
作業部員	生涯学習課 図書館博物館係長	小穴 咲穂
作業部員	生涯学習課 井戸尻考古館館長 兼 歴史民俗資料館館長 兼 文化財係長	小松 隆史
作業部員	生涯学習課 社会体育係長	小林 宏充

【富士見町都市計画に関する基本方針等庁内検討委員会 作業部会名簿（2019 年度）】

	職 名	氏 名
部会長	建設課 課長	小池 義弘
副部会長	建設課 専任課長 兼 都市計画係長	小松 宏
作業部員	総務課 専任課長 兼 企画統計係長	小林 裕樹
作業部員	総務課 専任課長 管財係長 兼 防災・危機管理係長	小林 学
作業部員	財務課 資産税係長	三井 秀彦
作業部員	住民福祉課 社会福祉係長	小林 司
作業部員	住民福祉課 専任課長 兼 介護高齢者係長	五味 健一
作業部員	住民福祉課 専任課長 兼 保健予防係長	尾沼 好美
作業部員	産業課 専任課長 兼 農政係長 兼 農業委員会事務局次長	三井 隆広
作業部員	産業課 専任課長 兼 営農推進係長	植松 聖久
作業部員	産業課 農林保全係長	春山 哲也
作業部員	産業課 専任課長 兼 商工観光係長	三井 信英
作業部員	建設課 生活環境係長	平出 修一
作業部員	建設課 建設係長	名取 淳二
作業部員	上下水道課 専任課長 兼 施設係長	平出 清和
作業部員	消防課(署) 消防係長（諏訪広域より派遣）	原 一岳
作業部員	子ども課 子ども支援係長	金子 真人
作業部員	子ども課 専任課長 兼 総務学校教育係長	小池 美咲
作業部員	生涯学習課 専任課長 兼 生涯学習係長	五味 美香
作業部員	生涯学習課 図書館博物館係長	内藤 文彦
作業部員	生涯学習課 井戸尻考古館館長 兼 歴史民俗資料館館長 兼 文化財係長	小松 隆史
作業部員	生涯学習課 社会体育係長	小松 康孝

2 計画策定の経過

【策定の経過：2018 年度】

		庁内調整	都市計画審議会、協議会等 による審議	住民参加
2018 年	5 月	■第 1 回庁内検討委員会[5/17] ・計画の策定体制について ・計画の概要について ・今後のスケジュールについて		
	7 月			■町民アンケート調査 [7/1～7/15] ・土地利用の問題点 ・都市づくりの方向性 ・土地利用分野別の取組 ・生活行動圏、公共交通
	8 月		■都市計画審議会[8/29] ・進捗報告（現状及び課題について）	
	11 月	■第 2 回庁内検討委員会[11/19] ・富士見町の現状及び課題について （町民アンケート調査結果 等） ・見直しの方向性について		
2019 年	1 月	■第 3 回庁内検討委員会[1/30] ・見直しの基本方針について ・将来都市像の見直しについて ・将来都市構造の見直しについて		
	2 月		■第 1 回協議会[2/21] ・計画の概要について ・富士見町の現状及び課題について （町民アンケート調査結果 等） ・見直しの基本方針について ・将来都市像の見直しについて ・将来都市構造の見直しについて	

【策定の経過：2019 年度】

		庁内調整	都市計画審議会、協議会等 による審議	住民参加
2019 年	5 月	■第 1 回庁内検討委員会[5/27] ・都市計画マスタープランの概要 ・全体構想について		
	6 月	■第 2 回庁内検討委員会[6/6] ・全体構想について	■アドバイザーヒアリング[6/14] ・全体構想について	
	7 月	■第 3 回庁内検討委員会[7/26] ・分野別構想について ・地域別構想について	■第 1 回協議会[7/2] ・都市計画マスタープランの概要 ・全体構想について	
	8 月		■議会[8/1] ・全体構想について ■第 2 回協議会[8/9] ・分野別構想について ・地域別構想について ■都市計画審議会[8/22] ・都市計画マスタープランの概要 ・全体構想について	■全町説明会[8/27] ・都市計画マスタープラン の概要 ・都市計画上の課題 ・全体構想について
	9 月	■第 4 回庁内検討委員会[9/17] ・都市計画マスタープラン素案に ついて	■アドバイザーヒアリング[9/4] ・都市計画マスタープラン素案に ついて ■アドバイザーヒアリング[9/18] ・都市計画マスタープラン素案に ついて	
	10 月	■第 5 回庁内検討委員会[10/15] ・都市計画マスタープラン素案に ついて	■第 3 回協議会[10/10] ・都市計画マスタープラン素案に ついて	■地区別説明会 ○富士見地区[10/23] ○境地区[10/24] ・都市計画マスタープラン 素案
	11 月	■第 6 回庁内検討委員会[11/12] ・地区別説明会における質問・意 見の対応について	■第 4 回協議会[11/19] ・地区別説明会における質問・意 見の対応について ・都市計画マスタープラン素案に ついて ■議会[11/20] ・都市計画マスタープラン素案に ついて	
	12 月		■アドバイザーヒアリング[12/5] ・都市計画マスタープラン素案に ついて	■パブリックコメント [12/16～1/14] ・都市計画マスタープラン 素案
2020 年	1 月	■第 7 回庁内検討委員会[1/28] ・パブリックコメントの内容と計画 への反映状況について ・都市計画マスタープラン最終案 について	■アドバイザーヒアリング[1/29] ・都市計画マスタープラン最終案 について	
	2 月		■第 5 回協議会[2/14] ・パブリックコメントの内容と計画 への反映状況について ・都市計画マスタープラン最終案 について ■議会[2/20] ・都市計画マスタープラン最終案 について ■都市計画審議会[2/27] ・パブリックコメントの内容と計画 への反映状況について ・都市計画マスタープラン最終案 について	

＜富士見町都市計画審議会＞

- ・ 現行計画策定当時と大きく変わった点は人口が減少に転じているという点であり、国土強靱化や地域活性化などに加えて、「持続可能なまちづくり」という視点を踏まえて、都市計画を検討してほしい。
- ・ 子どもから高齢者、車いすの方も通れるような、富士見駅の南北を繋ぐ歩道づくりも検討してほしい。
- ・ 人口が減少し、高齢化によって免許返納者も増えることから、今後は公共交通や駅から歩いて行ける商店街等の活用を重視すべきだと思う。
- ・ 大都市で考えた都市計画と、地方で考えた都市計画ではかなり差があるように思う。富士見町なりの都市計画、富士見町の持つ特徴や可能性を活かした都市計画としてほしい。

＜富士見町都市計画に関する基本方針等策定協議会＞

- ・ 町には富士見町ならではの自然環境や水資源を活用した地元企業が多く存在するため、それらを応援し、人口減少対策として、地元企業の雇用促進に真剣に取り組む必要がある。
- ・ 町の魅力である自然や景観を活用した地域学や、体験型の学習が必要だと思う。
- ・ 諏訪南 IC と中心市街地を繋ぐテクノ街道を大きく拡幅し、都市計画道路として新たに整備してほしい。
- ・ 中心交流拠点の形成について、ソフト面では個店の対面販売やイベント等を継続しつつ、ハード面で市街地整備を進めていくことで、市街地の活性化をはかってほしい。
- ・ 災害対策として、地元区や県とも協力しながら伐採等の整備を進め、子どもたちが川遊びに使えるような環境づくりをしてほしい。
- ・ 農業の後継者問題には様々な支援が必要であり、優良な農業基盤を有する町の魅力を後世につなぐためにも、情報提供や、情報の発信をしっかりと行っていくべき。
- ・ 交通弱者対策や中心市街地へのアクセスを容易にするため、デマンド交通の運行形態について十分な検討が必要ではないか。また、町民にサービスをするような日等を設けてはどうか。
- ・ コンパクト化はやむを得ないと思うが、誘導区域外の過疎化がより進行するかもしれない。誘導施策と並行して、区域外にどのような対策をするのかも検討する必要がある。
- ・ 産業団地を環境共生産業拠点として位置づけるのであれば、今後は、有効活用するための方策について具体的に検討する必要がある。
- ・ 町の自然や歴史文化といったまちの魅力を認識している町民は少ないと思う。都市計画の施策とともに、「富士見町に住んでいてよかった」と思えるようなまちづくりを進めてもらいたい。
- ・ 諏訪南 IC を玄関口として首都圏から人を呼び込むためにも、諏訪南 IC の名称変更等も視野に入れ、更なる有効活用について検討を行ってほしい。
- ・ 町の大きな資源の 1 つが景観だと考えている。町の大切な景観を次世代に継ぐためにも景観計画の策定については成り行きに任せるのではなく、積極的に整備を進めてもらいたい。
- ・ 長寿の町である富士見町に大事なことは健康づくり。医療・福祉分野とも連携し、町民の健康づくりに努めてほしい。
- ・ 将来的に人口減少が進む一方で、外国籍の人口は増加すると思われるので、外国人の方々と共存して共に繁栄できるような視点を持ったまちづくりを行ってほしい。

＜富士見町都市計画基本方針策定アドバイザーとの協議＞

- ・富士見町は駅が3つあり、駅周辺に病院や大型スーパーが立地するなど、1万人規模の町としては都市機能が集約されており、持続可能な都市としての高いポテンシャルを秘めている。したがって、人口が減ってもその機能を維持していくという“守り”の姿勢が重要である。
- ・都市機能は“守り”であるのに対して、居住の機能に関しては積極的に誘導を図って一定の人口密度を維持する“攻め”の姿勢が求められる。居住誘導の“攻め”の部分がないと、都市機能の“守り”が成立しない。
- ・富士見町は、富士見駅周辺に中核的な都市機能が集積する構造となっており、町民の生活利便性を維持するために、その核を守り、集落と公共交通ネットワークで繋いでいくことが重要である。公共交通については、今ある公共交通を育てていくということも大事であるが、富士見町が目指す将来都市像や利用者のニーズを踏まえつつ、公共交通のあり方を検討することも必要である。また、公共交通の再編などを行う場合は、地域公共交通網形成計画を策定し、将来目指すべき公共交通網を具体的に明らかにすることが望ましい。
- ・富士見駅周辺の都市機能の分布をみると、自家用車による利用が想定される施設が中心部に立地するなど、必ずしも歩いて暮らしやすい空間になっていない。都市計画マスタープランや立地適正化計画を通じて、“歩いて暮らせるライフスタイル”といった考え方を今後のまちづくりに反映していくことも重要である。とりわけ、駅前商店街の役割は重要であり、従来とは異なる新しい価値や機能を創出することが求められるだろう。
- ・駅前商店街の位置づけや歩いて暮らせる空間づくりのあり方など、将来像を明確にしたうえで、都市計画道路や用途地域等の見直しを進めていくことが望ましい。

＜地区別説明会＞

- ・小淵沢 IC や諏訪南 IC は交通の要として町の出入り口になっている。通勤も高速道路を利用する時代なので、IC の有効活用についても検討すべきではないか。
- ・自分で車を運転できない人のことを考慮し、町がメーカーと組み、無人交通の活用に向けて路線の整備、試験的な導入等を進めてはどうか。
- ・用途地域の見直しを行うのであれば、「田園住居地域」の指定も検討していただきたい。
- ・富士見町の誇る景観を次世代に繋ぐため、景観の保全や活用について重点的に取り組んでもらいたい。
- ・今の子どもたちに「富士見に戻ってきたい」と思わせるようなまちづくりをするためには、子どもの親をはじめ、まずは大人の意識を変えるようなまちづくりをしてもらいたい。
- ・移住・定住先として富士見町を選んでもらうためにも、町の魅力をもっと生み出し、発信していくようなプロモーションを模索してもらいたい。
- ・業者の食材の仕入れ先や、外食産業に着目してみると、地域内で賄っている分が少ないという現状がある。地域内経済の循環という考え方も重要ではないか。
- ・計画の柔軟性も大事である。地域の現況等にあわせて柔軟に対応してほしい。また、若い世代がどのような意見を持っているのか聞く機会を持つべきでないか。

＜パブリックコメント＞

- ・南原山や富原において住居系用途地域を検討する際、周縁部へのスプロール化を防ぎ、人口密度の維持を図るため、周縁部への居住調整地域も検討してはどうか。
- ・環境保全条例では建築物の形態や屋外広告物などに独自の規制を設けているが、法律上の根拠がないため行政上の義務履行にやや疑義がある。集落地などにおける良好な住環境を維持していくため、現在運用されている白地地域における容積率等の建築形態制限の指定に加えて、地域地区や地区計画等の活用を検討してはどうか。

3 用語解説

ア行

アクセス	近づく方法・接近などの意味で主要施設への連絡、又はその手段のことです。
屋外広告物	広告塔・広告板などのことです。屋外広告物条例などにより規制されます。
オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称のことです。

カ行

既存ストック	ストックとは「在庫」を意味します。ここでは、市街地において今まで整備されてきた道路、公園、下水道などの都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設などのことです。
協働	地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互に不足を補い合い、ともに協力することです。
景観育成重点地区	景観の骨格や顔となる地域について、地域の景観の特性や地域の自然、歴史、文化、風土等の諸条件を踏まえて、きめ細かくかつ総合的な景観の育成を行うため、長野県景観条例に基づいて指定される地域です。
景観行政団体	景観法に基づく地域の景観づくりの担い手で、景観計画の策定など良好な景観形成を推進するための具体的な施策を自ら行うことができる地方公共団体のことです。
景観協定	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域内のある一定の区域において、土地所有者全員の合意に基づき定められる協定のことです。協定区域内の建築物の形態意匠、緑化、看板など、景観に関するルールを決めます。
景観計画	景観法に基づき、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画であり、景観計画を策定すると、建築物の建築等の行為を届出・勧告により緩やかに規制できるほか、景観重要建造物や景観重要公共施設の指定、景観協定など景観法に規定する制度を活用することができます。
景観条例	景観法の規定により策定された県の景観計画に基づき、地域の特性を生かした景観の育成を図り、住民の生活の向上に資することを目的に制定される条例です。
建築協定	建築基準法に基づく制度です。ある一定の土地の区域について、住宅地環境の向上などを目的として、建築物の用途・形態・意匠などに関する協定を土地の権利者などが全員の同意のもとに締結し、土地の権利者が変わった後も引き継がれます。建築協定を締結できる地域は、あらかじめ市町村が条例で定めます。
交通結節点	駅前広場やバスターミナルなど、複数あるいは異種の交通手段を相互に連絡する乗り継ぎ・乗り換えのための場所のことです。
国土利用計画	自然的、社会的、経済的、文化的といった様々な条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な視点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを目的とした計画です。なお、市町村計画は、全国計画、県計画を基本として作成することとされており、相互調整を十分に図ることとしています。
コミュニティ	同じ地域に居住して利害を共にする地域社会、あるいはそのような住民の集団のことです。
コンパクト	小型で中身が充実していることです。まちづくりでは、スプロール（無秩序な拡大）と反対の意味を持っています。
コンパクトシティ・プラス・ネットワーク	高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通等により生活サービス施設にアクセスできるなど、住民が集まりやすい場所で暮らしに必要な機能を利用できるまちづくりを目指す概念です。

サ行

シティプロモーション	地域の魅力を発掘し、地域内外にその魅力を発信することにより、まちの持続的な発展を図るものです。
------------	---

タ行

地区計画	地区の特性に応じて、道路・公園などの施設の配置や建築物の用途・敷地・形態などについて、住民などの意向を十分に反映した計画を定め、土地利用や建築物の規制・誘導を図る計画です。
デマンド交通	運行経路や運行スケジュールを利用者の予約に合わせて運行する地域公共交通のことです。富士見町ではデマンド交通すずらん号が運行中です。
都市計画区域	市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及び見通し、地形などの自然的条件、通勤、通学などの日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性などから総合的に判断し、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が相当程度その中で充足できる範囲を、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域のことです。
都市計画区域マスタープラン	平成 12 年の都市計画法の改正に伴い新設された制度の一つで、都市計画区域を対象に、都道府県が都市の目標、区域区分の有無及び方針、主要な都市計画の決定の方針を定めるものです。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路です。
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律です。
都市公園	都市公園法に定義されるもので、地方公共団体又は国が設置する都市計画施設である公園又は緑地、都市計画区域内において設置する公園又は緑地のことです。
都市施設	都市における生活や都市機能を維持していくために必要な施設をいいます。都市計画法においては、道路などの交通施設、公園などの公共空地、水道・下水道などの供給・処理施設、教育文化施設、医療・社会福祉施設などに限定しています。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりが発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域のことです。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整えて宅地の利用の促進を図る事業です。

ナ行

農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村が策定する農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域のことです。
ノーマライゼーション	障害者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方のことです。

ハ行

パーク＆ライド	自宅から鉄道駅・バス停の周辺などに整備された駐車場までマイカーを利用し、そこからは公共交通機関へ乗り継ぐという自動車と公共交通機関とを有効に組み合わせた交通手段のことです。
バリアフリー	歩道における段差や駅の階段等、物理的な障害を取り除き、全ての人にとって利用しやすい環境のことです。
P D C A サイクル	効率的な業務改善を行うための手法で、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことにより、継続的な業務改善を図るものです。
不作付農地	過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある農地のことです。
保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、森林法に基づき、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のことです。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。
防災ガイドブック	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）をわかりやすく見ることができる土砂災害ハザードマップと、県地震被害想定調査により公表された富士見町の被害想定を表示した地震マップをまとめたものです。

マ行

モータリゼーション	交通手段が自動車中心になってきたことにより、自動車が人々の生活の中で広く利用されるようになることをいいます。
-----------	--

ヤ行

ユニバーサルデザイン	すべての人にとって使いやすいデザインを意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。
用途地域	市街地の土地利用の基本的枠組みを明らかにするものであり、住居、商業、工業その他の用途を適切に配分し、建築物の用途、密度及び形態などに関する制限を設定することにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図るものです。

ラ行

立地適正化計画	生活サービス機能の維持や持続可能な都市経営の実現を図るため、都市全体の観点から居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして作成する計画です。
---------	--

第 2 次富士見町都市計画マスタープラン

令和 2 年 3 月

発行 富士見町役場

〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合 10777

電話 0266-62-2250(代表)

富士見町 HP <http://www.town.fujimi.lg.jp>



富士見町